

## 平成23年第4回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成23年6月10日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成23年6月10日
2. 閉 会 平成23年6月15日
3. 会 期 6日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

#### 2. 不応招議員

な し

平成23年第4回西会津町議会定例会会議録

平成23年6月10日（金）

開 会 10時07分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	建設水道課長	酒井 誠明
副町長	和田 正孝	会計管理者兼出納室長	田崎 宗作
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	伊藤 てる子
企画情報課長	杉原 徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田 信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	高橋 謙一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新田 新也	農業委員会会長	斎藤 太喜男
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	薄 清久
--------	-------	---------	------

第4回議会定例会議事日程（第1号）

平成23年6月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）



○議長 ただいまから、平成 23 年第 4 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時07分)

去る 3 月 11 日の東日本大震災から 3 カ月が経過しようとしておりますが、いまだ多くの行方不明のかたの安否が確認できず、福島第 1 原発においても深刻な状況が続いております。この未曾有の大地震、津波によりお亡くなりになられたかたのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されたかた、避難されているかたに衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い原発事故の収束と被災地の復興が果たされ、皆さまがもとの生活を取り戻すことができますよう心からお祈り申し上げます。

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後程、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 8 件の議案及び 4 件の報告事項が提出され、受理しました。

次に、本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、清野佐一君、7 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 15 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。このあと11時20分より全員協議会を開催いたします。そのあと、議員互助会世話人会を開催しますので、役員のかたは議会委員会室にお集まりください。

本日はこれで散会いたします。(11時02分)

平成23年第4回西会津町議会定例会会議録

平成23年6月13日(月)

開 議 10時00分

出席議員

2番	多賀剛	7番	五十嵐忠比古	13番	清野邦夫
3番	青木照夫	9番	武藤道廣	14番	清野興一
4番	荒海清隆	10番	大沼洋平		
5番	清野佐一	11番	長谷沼清吉		
6番	渡部昌	12番	長谷川徳喜		

欠席議員

1番 目黒 一

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	伊藤てる子
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新田新也	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄 清久
--------	------	---------	------

第3回議会定例会議事日程（第4号）

平成23年6月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. 多賀 剛   | 2. 荒海 清隆 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 五十嵐忠比古 | 5. 渡部 昌  | 6. 清野 佐一 |
| 7. 武藤 道廣  | 8. 長谷沼清吉 | 9. 長谷川徳喜 |
| 10. 清野 興一 |          |          |



○議長 平成 23 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

1 番、目黒一君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

農業委員会会長、斎藤太喜男君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

2 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。2 番、多賀剛でございます。

今ほど話がありましたとおり、議長より本日から本会議場でのクールビズの着用が許可されましたので、ノーネクタイで質問をさせていただきます。

今定例会に震災関連の質問を中心に 3 点の質問通告をしておりますが、定例会初日、町長からの提案理由の説明並びに全員協議会での説明のあった内容と重複する質問もありますが、通告どおり質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

3・11 東日本大震災から今日で 94 日目となりました。マグニチュード 9.0、最大震度 7 以上の大地震と、その後の大津波により、死者 1 万 5 千人以上、行方不明者 8,700 人以上、負傷者 5,300 人以上という甚大な被害をもたらされました。改めてこの震災でお亡くなりになられましたかたに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました地域の皆さまには、一日も早い復旧復興をお祈りをし、お見舞いを申し上げます。

この大震災や津波による被害は、われわれの人知を超えた自然災害、天災だといわれればそうなのかもしれません。しかしながら、その後起こった東京電力福島第 1 原子力発電所の爆発炎上、放射能漏れの事故、これに関しては人災だといっても過言ではありません。東北各地の被災地では、この議場でも多くのかたが胸にカンバッジを付けていらっしゃいますが、がんばろう日本、がんばろう東北、がんばろう福島のこのスローガンのもとに、震災から 3 カ月が経ち、全国からたくさんのボランティア支援、あるいは復興支援 N G O、あらゆる分野からの復興支援の協力があり、少しずつではありますが、着実に復旧復興への足音が聞こえるようになりました。

しかしながら、わが福島県は、双葉郡を中心として原発周辺の地域では、復興どころか放射能という見えない恐怖におびえ、いまだに一時帰宅もままならず、一時帰宅をしても限られた時間だけ、持ち出せる荷物も一抱えだけ、またこの期に及んで、これからまた避難をしなければならないという悲惨な状況であります。長年家族同様に暮らしてきたペットや家畜を手放し、あるいは処分をして、愛するふるさとを離れなければならない、まことに嘆かわしい理不尽な状況が続いております。これから先、まだまだ復興には相当の時間と労力、相当な苦難、困難が予想されますが、もとの美しいふるさとへ一日も早く帰り、普段の生活を一日も早く取り戻せるように願わずにはられません。

千年に一度という大震災は、私たちに想像以上の被害が、災害が起こりえることや、備

えや対策の重要性、行政や地域コミュニティのあり方など、多くの教訓をもたらしました。今なお余震が続き、毎日のように地震速報が発表されております。今後、東南海地震や、内陸部での地震の発生も危惧されます。地震や災害への対応・対策について本町の取り組みを改めて確認するものであります。

まず1点目に、安心、安全のまちづくり、災害時の対策と危機管理についてお尋ねをいたします。

一つ目といたしまして、町長は東日本大震災とその後の原発事故をどのように受け止め、町民の命と安全を守るために、どのような決意をされたのかお伺いするものであります。

二つ目に、この役場庁舎が災害時に果たす役割と、耐震化されていない現状をどのようにとらえているのか、今後の対応と計画を合わせてお伺いいたします。

三つ目に、本町のアースダム、いわゆる堤、ため池の状況についてお尋ねをいたします。この大震災では、沿岸部の津波被害が大きく取り上げられておりますが、本県内陸部、須賀川市長沼町では、地震の振動により老朽化した農業用アースダム、藤沼湖が決壊し、死者8名、家屋全壊19戸、床上床下浸水55戸という被害が出ております。この藤沼ダムは1957年ダム設計基準以前に建設されており、専門家は老朽化したダムを中心に早急に耐震性を再点検する必要があると指摘をしております。

本町では、今まであまり経験したことのない震度5弱の揺れがあり、いまだに余震が続いている中、町内のアースダムの状況が大変心配されます。現在、町内のアースダムの数、状況はどうなっているのか、また、大震災後の現況調査は行ったのか、今後の対応をお伺いするものであります。

四つ目といたしまして、放射能被害での農作物の出荷制限や出荷自粛で被害額は現在のところどれほどになっているのか、また今後の補償はどうなっているのか、合わせてお伺いをいたします。国が示した補償の第2次指針では、風評被害も補償の範囲にとらえるとのことではありますが、この風評被害をどれほどと考えているのかお尋ねをいたします。

この原発事故は、農産物のみならず、商工業、観光においても相当な影響を及ぼしております。おりしも今月6月は、年に一度の大山祭りが行われております。観光客、参拝客の数がずいぶん少ないようで心配されます。風評被害も含め、今後の対応、対策をお伺いいたします。

2点目に、教育施設における放射線量の実態と豊間小学校との交流事業について、教育委員会にお尋ねをいたします。

原発事故、放射能漏れが起こって以来、学校施設において放射能汚染が大変心配されております。県北、県中の自治体においては、校庭の表土を取り除き、放射線量の低減を図ったり、これからの時期、子どもたちが楽しみにしているでありましょう屋外のプールでの授業や活動を取りやめたりと、また屋外で活動するにしても、時間を制限し、肌の露出を極力少なくして、長袖長ズボン、マスクに帽子という、これから夏に向かってまことに相応しくない格好で活動をする。また、最近においては県外の自治体においても、保護者や地域の人々の安心安全のため、独自に放射線量を測定し、公表しているところもあります。毎日のようにこのような報道がされれば、本町の学校は大丈夫なのかと、安心して校庭やプールでの活動をしなくてもいいのかと、そういう心配されるのもわからない

ではありません。しかしながら、今月より連日発表されている学校施設などの放射線量調査結果をみれば、県内で最低レベル、もっとも低い値を示しております。このことを踏まえ、次の点をお尋ねするものであります。

一つ目は、県内において最低レベルの放射線量で、いわば最も安全な学校であるとのアピールを、町内、町外に向けてもっと積極的に発信するべきではないか。また、その裏付けなり、信憑性を高めるためにも、各学校に簡易型でもいいです。放射線量を測る機器を設置することはできないかお尋ねをするものであります。

二つ目に、屋外での活動、プールでの活動を制限されている学校に、本町の安全な学校や施設で学習活動や、これから夏休みに向けて思いっきり屋外で活動できる林間学校や部活動などの積極的な誘致が必要ではないのかとお伺いするものであります。

三つ目に、長年児童の交流事業を行っている、いわき市豊間小学校の現況、児童の状況をお尋ねいたします。今回の大地震では、多くの町民の皆さんから義援金としてたくさんの善意が寄せられました。その中には、震災直後、大津波によって荒野のようになってしまった豊間地区の惨状をみて、豊間小学校の支援に使ってほしいとの善意もPTA、学校関係者、あるいはそのOB、地域のかたがたを中心にたくさん集まりました。

去る4月8日には、教育長は支援物資とともに義援金をいわき市教育委員会に届けていただきました。また今月3日には、町長が楽器購入補助にと2回目の義援金を届けられたようです。震災直後は給食もない、給食再開はした方がいいがパンと牛乳だけという報道がされて大変心配しておりました。町内の多くのかたがたからも豊間小学校児童はどうなっているのか、心配している声も数多く聞かれます。震災から3カ月が経ち、現在はどのような状況になっているのかお伺いするものであります。

四つ目に今年の夏の交流事業はどうするのかをお尋ねいたします。おそらく例年のようにこちらからいわき市に行つての交流事業はできないではありましようが、こういう時期だからこそ何らかの交流が必要なのではないのでしょうか。平時の交流よりも、このような時期に義援金や支援物資ばかりではなくて、心のかよった、血のかよった交流が必要だと考えますが、いかがでしょうか。教育委員会のご見解をお尋ねいたします。

3点目に、自立活性化推進交付金事業についてお尋ねをいたします。6月2日の新聞報道によりますと、総務省が行っている過疎地が取り組むソフト事業を支援するための、自立活性化推進交付金事業に本町の事業が採択されたということであり、「町まるごと6次産業化！加工で元気なまちづくり事業～農村力でひろげよう！ものづくり・ひとづくりの輪」というタイトルではありますが、具体的にはどのような事業なのか、事業主体はどこがやるのか、また場所はどこでやるのか。詳細についてお尋ねをするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁を期待するものであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、多賀剛議員のご質問にお答えをいたしますが、私からは「安心、安全のまちづくり、災害時の対策と危機管理」について、町長の見解が求められておりますので、私のほうからお答えをいたしたいと思ひます。

議員おただしのとおり、去る3月11日、未曾有の大震災が発生いたしました、この東日本大震災において、福島県は、地震・津波に加えて、原子力発電所の事故、それに伴う

風評被害という複合災害にあって、未だ復興の筋道がみえない現状にあります。原発事故は放射能汚染をもたらして、今回の震災により、安全神話は完全に崩壊をいたしました。避難されているかたは自宅に戻ることもできずに、災害復興の障害となっております。一日も早い原発の収束と被災地の早急な復興、復旧の日がくるよう願っているものでございます。

さて、本町での環境放射能の測定値は1時間当たり0.1マイクロシーベルトであります。県内で最も低い数字となっております。しかしながら、町民の安全・安心のためには、一日も早い収束が必要であり、県内市町村長の要望として、県・国・東京電力に働きかけをしているところであります。私は、テレビの報道や、いわき市などの現状を目の当たりにして、初動対応の重要性と、シミュレーションに基づく避難訓練等の大切さを実感をいたしました。また、町民の生命と安全を守る、危機管理の重要性も改めて認識したところであります。この東日本大震災を教訓として、大規模な災害に対応できる防災計画への見直しや、他の団体と災害応援協定を締結するなどによって、危機管理体制を強化しなければならないという決意したところであります。

次に、役場庁舎に関するご質問にお答えをいたします。災害発生時における役場庁舎は、災害対策本部を設置する防災上の拠点に位置付けられております。また、庁舎内には、県と町を結ぶ通信機器や「防災行政無線」など、防災機能を保持する通信機能も集中しております。本庁舎は昭和38年に建設をされたことから、耐震の基準は満たしておりません。また、建築後48年が経過して老朽化しているという実態にございます。今後は施設全体を根本的に見直して、抜本的な対策を講じる必要があることから、防災機能の移転も含めて、さまざまな視点から検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 2番、多賀剛議員のご質問のうち、教育施設における環境放射線量の実態と、豊間小学校との交流事業についてのご質問にお答えいたします。

国におきましては、福島第1原子力発電所の事故を受け、国際放射線防護委員会が示しております非常事態収束後の空間放射線量を20ミリシーベルト、1年当たりでございます。1時間当たり3.8マイクロシーベルトとする夏季休業終了までの期間を対象とした暫定基準を示しておりましたが、児童生徒等の受ける線量を減らすため、5月27日に年間1ミリシーベルト以下を目指すこととしたところでございます。

本町の放射線量は、議員ご指摘のとおり野沢小学校におきまして、連日0.10マイクロシーベルト前後で推移しておりまして、全小中学校を調査した6月1日の最高値は西会津中学校の0.14マイクロシーベルトでございました。議員ご指摘のとおり、県内で最も低い方の数値を示しておりまして、年間の積算線量を試算してみましても0.45～0.57ミリシーベルトと、国が目指しております値を大きく下回っております。したがって本町は最も安全な方であると考えているところでございます。

また、国から県内の学校等に簡易型積算線量計が配布されることとなりまして、本町の全小中学校でも毎日、児童生徒が受ける放射線量をモニタリングしているところでござい

ます。プールの水質モニタリングにつきましても、国に先駆けまして、町単独で実施する計画でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。これらのデータをお示ししながら、保護者、町民の皆さまに安全性についてご理解いただけるよう努めていきますとともに、町外にも積極的にアピールしてまいりたいと考えているところでございます。

また、活動が制限されている学校に、本町の安全な学校で学習活動や林間学校、部活動などで積極的に誘致してはとのご質問でございますが、今まで本町におきましては全会津春季室内水泳選手権大会、7月に行われます中体連野球の県大会を誘致しているところでございます。これからも、活動が制限されている児童生徒の皆さんを支援するためにも各種大会等の誘致に努めていきますとともに、林間学校などの宿泊体験活動、宿泊を伴う部活動等についても教育旅行、グリーンツーリズムと連携しながら誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、豊間小学校の現況、児童の状況についてでございますが、学校施設そのものは被害を受けておりませんが、学区である薄磯地区、豊間地区が大きな被害を受けておりますために、近くの高久小学校を仮校舎として学んでいるところでございます。豊間小学校児童は全校で約200名のところ、放射能の影響で市外に避難をしている児童もいることから、現在は全校生約140名で教育活動が行われております。このような状況でありますから、今年度の豊間小との夏の交流事業は、大変残念ではございますけれども、中止せざるを得ないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 2番、多賀剛議員のアースダム、ため池、堤等についてのご質問にお答えいたします。

現在、町では町内のアースダム、ため池、堤等につきましては、ため池台帳により管理を行っております。その箇所数は59カ所となっており、その堤体等については安定している状況にあります。今回の東日本大震災後の現地調査につきましては、「農業用ため池緊急点検実施要領」に基づき、構造的危険度、周辺環境危険度、下流状況、立地条件等について現地調査を実施いたしました。特に異常は認められませんでした。今後ため池等に変状がみられた場合は、必要な調査を行い、災害の未然防止に努めてまいり考える考えでありますのでご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 2番、多賀剛議員の安心、安全のまちづくり、災害時の対策と危機管理についてのご質問のうち、放射能被害対応関係についてお答えいたします。

今般の東日本大震災に伴う、東京電力福島第1原子力発電所事故により、県内産ホウレンソウなどの野菜に対する国からの出荷停止・摂取制限指示に伴い、町内での被害額は約180万円が見込まれております。この補償手続きは、JAグループによる損害賠償対策福島県協議会等を請求窓口とし、県全体の被害額を取りまとめ、一括して毎月、東京電力株式会社へ損害賠償請求することになりました。

本町におきましても、「よりっせ」など直売所出荷者で出荷制限により実害被害を受けた農家を対象に、去る6月6日、合同請求の説明会と手続きを実施し、必要書類の整った約100万円を6月請求分として、JA会津いいでを通じ請求したところであります。残分に

についても来月の請求分として手続きを支援してまいります。

一方、放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者等が買い控えや取引停止等を行ったために生じた被害、いわゆる「風評被害」についても、国の原子力損害賠償紛争審査会が決定した、損害の範囲判定等に関する第2次指針により損害賠償の対象とされました。

この風評被害のうち、町内の農林産物分としては、出荷制限品目以外で3月・4月に農協経由で市場に出荷されていたシイタケ、山ウド、タラノメが該当すると思われ、過去3カ年と比較した取引数量の減少及び取引価格の低下による減収分について、JA会津いいでが窓口となって取りまとめ、約150万円程度を6月請求分として請求いたしました。このほかの農林産物や、5月以降の分については、市場価格の推移を見ながら、今後の請求を検討しているところであります。また、農協出荷者以外の農家のかたがたへも、賠償手続きに関するチラシを配布し周知を進めており、請求希望者へは支援をしてまいる考えであります。

さらに農林産物以外にも、商工業、観光等に対する風評被害を受けておりますが、町では関係機関等による「風評被害対策に係る町内連絡会議」により情報を共有しながら連携した取り組みにより、風評被害の払拭とイメージアップに努めていきたいと考えております。損害については、今後、国の示す指針に沿って、補償を求めていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、多賀剛議員の自立活性化推進交付金事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、町長が主要事項報告の中でも申し上げましたとおり、過疎地域における喫緊の諸課題に対して、過疎地域市町村が行う先進的・独自性・創造性のあるソフト事業を幅広く支援することを目的に、平成22年度に創設された総務省所管の事業提案型の交付金事業であります。

本年2月の事業募集において、「町まるごと6次産業化！加工で元気なまちづくり事業～農村力でひろげよう！ものづくり・人づくりの輪」と題しました提案書を作成し応募したところ、去る5月31日に事業採択の内示があったところであります。

本事業で交付される交付金は1,000万円であり、本町での事業内容につきましては、ミネラル栽培野菜や菌床キノコなど、本町の特色ある農林産物を活用した新たな特産品の開発をはじめ、加工技術を高めるための研修会の開催、加工品の市場調査、販路の開拓、一部加工用機材の購入などをなっていく計画であります。

事業主体は町であります。現在、町内で加工品の開発を意欲的に取り組んでいる各種団体や生産者組織のかたがたなどと連携し、町はその取り組みをサポートする形で事業を進めてまいりたいと考えており、加工品の製造・販売を継続的に実践できる人材の育成を図りながら、農業所得の向上と農商工連携、いわゆる6次産業化による地域の活性化を図っていききたいと考えております。

なお、現在は各種団体等と事業計画についての調整を進めているところでありまして、事業計画がまとまり次第、できるだけ早い時期に予算補正を行い、事業を開始していききたいと考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは再質問させていただきますが、まずはじめに町長に、この大震災を経験して、新たに決意された旨の話をご答弁いただきました。その危機管理体制を早急に強化しなければいけないというのは当然のことです。ぜひこれは時間をおかないで整備をしていただきたい。それで、私の質問の中にあつた災害時の役場庁舎の問題というのは、大変その中でも重要なウエイトを占める問題だと思います。耐震化されていない、老朽化されている、随分以前より危険だというような話されておりますが、出ておりますが、一向に先の計画がみえない、そういうことですので、まずこの役場庁舎、災害時の対策本部としての機能を果たすための施設、これの強化をまず早急に進めるべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も議員のおっしゃる内容については、まったくそのとおりで同感であります。基本的には、まずここは西会津の中枢を担っているところであるというところから考えさせていただきます。先ほども申し上げましたように、防災行政無線の発信地でありますし、そして各種コンピュータを備えておいて、これが、コンピュータそのものが機能しなくなった場合については、大変なことになるだろうというふうにも思っております。

あるいはまた避難場所として、本当にここでその中枢を担っている人たちが働いている場所なのかどうかということについても考えるときに、本当にこの地震に耐えていけるかどうかということについては、私の口からそういうことを言うてはなんですけれども、非常に危険度の高い建物であるなというふうに判断をしているところであります。

このことについても本格的に、まだこれを検討するということには、実は入っていないというのが本音でございます。今、改めてこの震災におけるところの中枢機能をどう強化していくかということについても真剣に取り組んでいかなければならないというふうに感じてございます。そのためには、まず建屋のこの現在の状態をどうみるかということでもありますけれども、前回、ちょうど3月の議会の終わった時点で、あの3月の11日、まさに私も町長室で地震の大変さを肌で感じたところでありまして、相当長い揺れと同時に、全職員が避難をして、そして外で退避をしたと、避難をしたという状態を見たときに、私はこれは何とかしなければというふうに考えているところでございますけれども、今後、この役場庁舎の現状ということを踏まえて、これから検討委員会を立ち上げてみたいというふうに思います。

その検討委員会とはなにかといいますと、やっぱりこの建屋に補強をすべき、あるいは補強をするまでもあるのかどうかということが一つであり、ではその場合に、いったいそれから先はどういうふうにするべきなのかという課題も出てまいります。そして、あるいは新たな庁舎の建て替えというようなことも、これは念頭に置かなければならないのかなというふうなことも想定しながら、いろいろ検討委員会の中で、いろんな各団体の皆さんからの広い意味での意見をちょうだいしていかなければならないというふうに思いますので、その際については、議会からの意見も十分に拝聴していきたいというふうに思います。

そういうことで、全体を通したこの安全対策というものをまず、この中枢機能を有している役場機能をどうするかということを含めて、今後検討してまいりたいと思いますので、

ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 町長おっしゃるとおり、これも早急に対応しなければいけない、それは皆さん同じ考えだと思いますが、ある程度これから検討組織をつくって方針を出していくというのも大切でありましょうが、私、個人的ばかりではなくて、いろんな町民の話の中で、実は今、西会津小学校の新築に関するいろんな話が出ておまして、野沢小学校が2億数千万をかけて耐震補強工事をしたと、あの学校がもったいないんじゃないかというような話もありまして、その中で、できれば新しい小学校が中学校の隣接地にできた暁には、あの小学校を、多少窓口業務の増築、改築等は必要かもしれませんが、体育館もある、いっぱい安全な教室ですが、部屋もある。教育委員会、いろんな施設もいっぱい入ると、町長も以前に申ししておりましたけれども、そういうことも考えの一部視野に入れながら、ある程度方針を出していかないと、おそらく今の財政状況で、これから役場庁舎、新庁舎 20 億かかるか 30 億かかるかわかりませんが、なかなか目途をつけるのは厳しいような状況だと思いますので、そういう話もあることをお話をして、一つ検討材料にさせていただきたいというようなことであります。

それと、あと町長今ほどいいましたように、3月11日の震災直後、本会議終了直後の状況をわれわれみておまして、私は3月の一般質問で申し上げましたけれども、実際その災害時の情報収集、災害対策にあたる職員、誰もヘルメットなんかかぶっていない、自分で持っている野球の帽子とか、ゴルフの帽子なんかかぶっている人は何人かいらっしまったようですけれども、何でヘルメット、保安帽をかぶらないんだとお尋ねしましたところ、町民税務課長は、消防担当のいくつかはあるけれども、庁舎内にはないんだというようなご答弁だったように思います。まず町長はじめ、災害時は陣頭指揮に立たなければならない。職員は身の安全をまず確保しなければ、災害の対策、あるいは情報収集にあたれないというようなことを申し上げましたけれども、その後、ヘルメットの準備とか何かはなされましたでしょうか。これは私ばかりではなくて、要は町長が町民の生命と安全を守ると同時に、職員の安全と命を守らなければいけないと、この職員の命を守るということは、われわれの町民の命を守るのに直結することだから、この辺をちょっとお尋ねしておきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに議員の質問の中で3月の、全職員にヘルメットの着用で震災時にはあたっていた方がいいという質問がございましたけれども、その後、実は各いろいろなゆる隣接する町村の中での事務的なそういう基準というものはないわけでありまして、そういうことが果たして載せるべきかどうかということがございますけれども、まだそこまではいたっておりません。したがって、これから職員の職場規定の中に、仮に防災上必要だということで、これから職員の中での議論の中において、検討の中において必要性が本当に認められるということであれば、これからそういう毎日ヘルメットを着用して事務をとっているわけにはいきませんので、例えば脇にヘルメットを着用する、あるいはヘルメットを置くようなものが、あるいは場所があるかどうか、そういうことでもない限り、あるいはいざというときに職員分のヘルメットを別な場所に保管をすると、あるいは設置



をすると、こういうこともできれば、そういうことも必要なのかなということも含めて、総体的に考えてみることもいいのではないかとということでありますので、今後検討してみたいというふうに思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 常時ヘルメットをかぶって作業をしろということではありませんけれども、非常時はそういう対応を早めにとっていただきたいとします。

質問を変えまして、風評被害についてお尋ねしますけれども、農産物の被害の実態、あるいは風評被害はお話でありましたけれども、商工業あるいは観光におけるこの被害っていうのはどのくらいと想定、考えておりますか。そういうのありましたら、お示しいただきたいとします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 商工業と観光の風評被害のおただしについてお答えいたします。

先週金曜日の全員協議会の中でも申し上げましたが、まず観光の部分であります。今知り得ている情報によりますと、まず道の駅「よりっせ」でございますが、昨年の4月、5月と本年の4月、5月の比較をいたしますと、まず売り上げで760万ほどの減収になってございます。率にしまして19.7%であります。それから入り込み客、これはレジを通過したかたの入り込み客であります。同じく4月、5月の比較で8,200人ほど減、率にしまして22.4%、「よりっせ」の状況はそのようになってございます。

それから観光地ということで、大山祇神社、6月からお祭りが始まったわけでございますけれども、問い合わせましたところ、初日、1日から3日まで、平日でありましたけれども、かなり入り込み客が減っていると、前年から比較して3割から4割ほど減っているというお話でありまして、はじめての土日、休日4日、5日につきましては、前年程度の入り込みがあったということでございます。それから鳥追観音さんにつきましても、4月、5月に20件ほどの団体予約があったそうでございますが、すべてキャンセルということになります。6月大山祭りが始まりまして、多少参拝客がお出でになるようになったというような状況でございます。

次に商工業についてでございますが、先月、各企業さんに問い合わせまして、状況等を若干把握させていただきまして、影響のないというような企業も中にはございました。影響があったという企業さんにつきましては、中国の研修生のかたが、この原子力発電所の事故によりまして帰国されてしまったということで、生産計画の6割くらいしか生産ができていないというような企業さんもございました。それから土産物を扱っている業者さんですと、こういう観光地が疲弊してございますので、なかなか製品が売れないというお話ですとか、あと中には、やっぱり福島県でできた製品ということで、放射能の検査をしないとなかなか出荷できない、もしくは価格が下げられているというような企業さんも中にはございました。具体的に減収額がいくらというところまでは、現在把握はしてございません。

以上であります。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。この商工業、観光に関しても、ある程度金額等はしっかりつか

まえておいて、これからの補償等の話に出せるようにしておくべきだと思います。そういうことで質問を変えます。

教育委員会にお尋ねいたしますけれども、先ほど教育長もおっしゃったように、本町の学校は県内でも最低レベルで、最も安全な学校だということは、なんとなく安全だというのは保護者も地域の人もわかってはいるんですね。それでも心配をし、安心を求めるといのは、字のとおり心の問題なんです。そのためには先ほどいったように、各学校に放射線量を測る機器があるのであれば、日々活動するときにこういう数字だよと、こういうことだよというのをもっと発信すれば、いわゆる心配、安心になるということでありまして、それは積極的に続けていただきたいと思います。

その中で、安全な本町の学校、あるいは施設でいろんな制限をされている学校の児童生徒の皆さんに使っていただきたいということも、これからは町の商工業、観光の活性化にもつながることだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

その中で、いわき市豊間小学校の交流事業についてでありますけれども、これは私も先ほどいったように、例年のとおりには交流事業ができようとは私も決して思いません。でもこの交流事業が始まったいきさつというのは、奥川小学校で県の音楽祭のときに、楽器を焼失するような事故があったと、そういうのを発端としてなっているんですね。ですから、逆にいえばこういう平時の、今までどおりの平時の交流よりも、こういう非常時の交流を大切にしたい、もっと心のかよった何か手助けができないかと、そう私は思うんですが、いろんな諸般の事情、先方の事情もありますので、この夏の交流事業は中止するということではありますが、その後、教育長、どんなことをお考えされてますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいま3点ほどお話を賜りました。

安全安心ということにつきまして、データを逐次町民の皆さまにもご説明、ご提示申し上げて、確かに差し支えないんだなという安心感をお持ちいただけるようにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

それから、林間学校、部活動等のことにつきまして、多賀議員おっしゃるとおりだと私も思っておりますので、そのような方向で考えてまいりたいと思っております。

3点目のいわき豊間小学校との交流についてでございますが、夏の交流につきましてはやむを得ないということで、ご理解を賜っているところでございますが、これから、じゃあ心の通った交流はどうするのかという方向性のご提言を賜ったところでございまして、先ほどの一般質問の中にもございましたように、大変貴重なご提言を賜りまして、心から感謝申し上げる次第でございます。私どももいわきの豊間小学校の子どもたちと、本町の子どもたち、どちらもかけがえのない子どもたち同士でございます。その心の交流を毎年続けてまいりまして、本年度は21回目を迎えることになっているわけでございます。このいわきとそして西会津のかけがえのない子どもたちの心のかよった交流、大変大事な教育活動の一環であるというふうに考えてございまして、まさに先ほどご答弁で申し上げましたように、いわきの豊間小学校の子どもたちが、薄磯地区、豊間地区ともに全滅のような状況でございまして、学校を開いてもなかなか通学が困難だというふうな状況もござい

まして、近くの高久小学校でお世話になっているわけでございます。と同時に、児童の皆さんも、保護者の皆さん、地域の皆さんもあげて、復興に向けてがんばっている状況でございますので、そういう豊間小学校の子どもたちを励ますためにも、また懸命に努力している子どもたちをお呼びして、少しでも心が癒されるように、また今まで 20 回を数えております、そもそもの発端であります楽器の焼失事故という、あの時お助けいただいたことに対するご恩返しの意味も含めまして、なんとか冬については、あちらからこちらにお越しただいて、本町の子どもたちと豊間の 5 年生は、おそらく現在 20 名前後だろうと思いますけれども、避難先から戻ってこられるならば、そのお子さんもすべてお招きをして、心の交流とともにお互いに復興のためにがんばっていきましょうというふうな会で実施できたらいいなとこう考えているところでございます、冬に向けまして、これから十分に検討してまいりたいと思います。多賀議員のご提言に心から感謝を申し上げる次第でございます。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ教育長、そういうことで心のこもった交流をこの冬に向けて、本町の安全な学校でやっていただきたいとお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。4 番、荒海清隆でございます。私は 2 点ほど通告をしておきましたので、順次質問をしていきたいと思っております。

まず有害鳥獣対策の強化についてであります。この問題については何度も質問をさせていただきましたが、いまだ解決ができない。古くて新しい問題でもあります。その点、ぜひご考慮をいただいて明快な答弁をお願いしたいと思います。

私は有害鳥獣対策は、農業の根幹を揺るがすものであると考えております。この対策がなければ、農家が本来の意欲を持って農業に専念できる環境をつくることができないからであります。そこで、今までの町の取り組み対策をお聞かせいただき、今後の対策強化を考えていかなければならないと思っております。その強化対策であります。まず猟友会との連携を密にしていくことであると思っております。今まで週 1 回の見回り捕獲作業であります。これを毎日行うような特別なことをやっていかなければ、まず有害鳥獣の対策にはならないからであります。この件につきまして、どうぞ町当局の明快なるご答弁をお願いしたいと思います。

次に、庁舎内の禁煙室の設置についてであります。現在、愛煙家は大変肩身の狭い立場でおられると思っております。これもときの流れであり、健康志向の高まりからやむを得ないことであるとも考えておりますが、しかしながら、愛煙家、喫煙者にとっては、片隅に追いやられ、肩身の狭い思いでおられることに間違いありません。禁煙をしなければならないことは大変ストレスの高まることであるように思っております。これを踏まえて、町に多大なたばこ税が入っておりますことから、庁舎内に喫煙室をつくることを提案をしたいと考えております。

ただいま改選の選挙にあるからといって、決して特別な考えを持って発言をしているわけではございませんので、その点は誤解のないようお願いをさせていただきたいと思いま

す。

喫煙をする人は、現在、時間に関係なく外で数人ずつがグループで喫煙をなさっておるようではありますが、この様は町民の皆さまの目にどのように映るのでしょうか。一日も早く喫煙室をつくり、そこで喫煙ができる、時間を切って正しい喫煙のあり方を考えていかなければならないのではないかと思いますので、ご答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 4番、荒海清隆議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えします。

はじめに有害鳥獣のうちニホンザルの被害防止対策についてであります。従来の被害防止対策は町の単独事業として実施してきましたが、平成20年度からは、国の鳥獣被害対策交付金を活用して事業を実施しており、さらに、農地・水・環境保全事業や県の森林環境交付金などの事業も活用しさまざまな取り組みを行ってきました。

具体的な対策として、捕獲については「西会津町ニホンザル保護管理計画」を策定し、年間を通じて捕獲活動に取り組んでおり、昨年度は78頭を捕獲しております。また、被害が多発している奥川地区において、7月から11月までの毎週1回、奥川分会の隊員2名が1組となり延20日間捕獲活動を行いながら地区内の被害防止パトロールを実施してまいりました。さらには、出没時に追払いを行うモンキードックの養成に取り組んでおり、奥川地区に3頭を配置しそれぞれの自治区で活動をしております。

新たな取り組みとして、低価格で高効果が期待できる防除機器の推進を図るため動物が嫌う音波を発生させる忌避音発生装置バリアトーンを下野尻と真ヶ沢に設置しその効果検証を行いました。このほか、電気牧柵の設置補助として昨年は6件の申し込みがあり補助金を交付しております。

これらさまざまな取り組みにより町全体としては、自治区長や町民へのアンケートによりますと、平成19年度には約600万円発生していた農作物への被害は平成22年度には約340万まで減少しており、一定の効果が現れていると認識しております。

今年度については、従来実施していた事業に加え新たな事業として、集落環境点検を実施することとしました。この事業は、区長さんや自治区のかたがたに参加をいただきながら集落周辺に野生鳥獣が出没する原因について現地調査し、その対策について皆さんと一緒に考えていくものであります。このほか、有害鳥獣捕獲隊員が減少し捕獲業務に支障をきたすおそれがあることから、新たな狩猟免許取得者の支援についても実施してまいります。このように町が行う対策、町民の皆さんにお願いする対策を組み合わせながら、ニホンザルが出没しにくい環境づくりを進めてまいります。

次に昨年度、町内各地に出没したツキノワグマの被害防止対策について申し上げます。昨年度は4月から12月までに181件の目撃や被害情報が寄せられ人的被害も発生しました。

今年度の対策としては、ニホンザル対策でも行う、集落内や周辺に出没する原因を調査する集落環境点検を実施いたします。この点検の結果、未利用の果樹木があれば、その処分をお願いするとともに所有者が高齢や不在により対応できないような場合には、町が処分を代行してまいる考えであります。また、集落周辺に出没することを覚えたツキノワグマは、春先に徹底的な追払いを行うことにより以降の出没抑制に効果があることから、必

要な自治区には追払い用の花火を配布し、初期の追払いをお願いしているところであり  
ます。さらに、国の交付金事業の森林整備加速化事業を活用することにより、集落周辺に  
ある森林の間伐を実施しツキノワグマが出没しにくい環境づくりを実施してまいります。

このように、町がさまざまな対策を組み合わせながら、さらに自治区や集落の皆さんと  
協力して行う対策を進めることにより、効果的な有害鳥獣対策を進めてまいりたいと考  
えておりますので、ご理解願います。

なお、ご質問にありました毎日のパトロールについては、地区の猟友会の会員の皆さん  
と相談をした結果、仕事を持っておられること、それから人数が少ないこと等により、毎  
日の実施は困難であるというような回答をいただきましたが、今後、打ち合わせの中で、  
そういうご意見があったということで検討していきたいと思いますが、今年度については  
昨年同様、週1回のパトロールを予定しております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 4番、荒海清隆議員のご質問のうち、役場庁舎内への喫煙室設置について  
のご質問にお答えいたします。

本町の喫煙対策につきましては、平成15年4月30日付の厚生労働省通知により、健康  
増進法第25条の趣旨を踏まえ、受動喫煙による健康被害の防止について、推進してきた  
ところでもあります。この健康増進法第25条では、学校や病院、集会場、官公庁施設など、  
多くのかたがたが利用する施設の管理者は、施設利用者の受動喫煙を防止するために、必  
要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。受動喫煙とは、ご承知の  
とおり、室内、またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることと定  
義されており、健康に与える悪影響について、研究報告がなされているところでもあります。

町では、国の受動喫煙防止対策を受け、町内の各関係機関の代表者で組織いたします町  
喫煙対策推進委員会を設置し、町民の皆さんの目線に立ち、受動喫煙が与える健康被害に  
ついて話し合っていたいただき、平成17年3月には、西会津町分煙化ガイドラインを策定し、  
望ましい分煙の有り方を示すとともに、町民の皆さんの健康管理の指針としてきたところ  
であります。

これらに基づき、町役場におきましても、来庁される町民の皆さんの健康を考慮すると  
ともに、職員の健康管理を目的とする職員衛生委員会において、健康増進法の規定や分煙  
化ガイドラインの趣旨に則り、主体的に分煙化を行うため、役場庁舎内を全面禁煙とした  
ところであり、その結果として庁舎内の喫煙室も廃止したところでもあります。また、現在、  
町内全ての学校においては児童・生徒への健康被害を防止するため、施設内全面禁煙から一  
歩進んだ敷地内全面禁煙に取り組んでいるところでもあります。

このような社会的背景にあつて、町といたしましては、来庁される町民の皆さんや役場  
庁舎に勤務する町職員の健康管理を推進するため、現在の庁舎内全面禁煙から、最終的に  
は敷地内全面禁煙が望ましいと考えております。

しかしながら、現時点においては、喫煙者と非喫煙者が、お互いを理解し、共生できる  
環境整備を行い、合意形成を図りながら受動喫煙防止対策を推進していくことが必要であ  
ると考えております。

なお喫煙者のマナーについてのご質問がございました。議員からもお話ありましたよう

に、職員が喫煙する時間帯、お昼休みもございますけれども、勤務時間内に喫煙する場合もございます。喫煙するにあたっては、短い時間で喫煙を終えて、ただちに戻って業務に従事すると、それが基本でございます。喫煙の場所で長々話をしているようなことは厳に慎むことが大事でありますので、町といたしましては、職員に対し喫煙マナーの徹底について指導していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 有害鳥獣対策についての農林課長のお言葉をいただきました。それでまずお伺いいたしますが、現在、サル頭数を何頭いるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町内では平成16年にヒアリング調査、それからその後の目撃情報、それから捕獲地の状況などを把握しまして、その結果、現在11の群で700頭が町内に存在するという認識をしております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 11群700頭いるうちの、昨年度は78頭を捕獲された、捕殺ですか、これではまだまだ少ないというようなことで、今回、猟友会の皆さんと連携をとって、もう少し捕殺、それが必要ではないかなというようなことが私の考えであります。

それで、ただいまご答弁にありましたが、猟友会の皆さん、確かにご高齢であったり、少なくなったりしております。それで、奥川地区だけではなく、これは町全体のことと考えていただきたいと思っております。町全体の猟友会が班になるとか、チームをつくるなり、それで対処することが必要ではないかと思っております。そうすることによって、毎日パトロールに出ることができるのではないかと思います。そうしなければ、サルは待っておりません、週1回では。そういうことをしていかなければ、確実に捕獲するというのはこれは難しいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ただいまのご提案のありましたとおりです。町内には捕獲隊員は22名おりまして、分会が五つになっております。奥川地区においては10名のかたが捕獲活動にお願いしております。この奥川地区のパトロールについては、特に奥川地区が被害が多いということで、特別にそういう7月から11月の間、捕獲隊員の皆さんにパトロール、捕獲活動を実施していただいております。他の地区の隊員の協力ということですが、新郷、それから群岡、それぞれの地区でサルの被害が発生しておりまして、情報が入り次第その地区の隊員の皆さんに連絡をして、捕獲活動をしていただいたり、それから檻を設置して、捕獲作業に従事していただいておりますので、奥川地区以外の隊員の皆さんもそれぞれの地区の被害防止に現在あたっているという状況です。

それで、なかなか人数が少ない中で捕獲数を増やすことは大変であるということで、平成20年度からサル用の檻を購入しまして、現在、町内で四つ、それぞれの地区に設置できる状態にあります。これによりまして、平成19年度までは年間40頭から50頭だった捕獲数が、60から70に増えてきておりますので、本年度についても毎年有害鳥獣対策協議会というのがありまして、その中で会員の皆さんから檻を増やして、常時設置して捕獲するような体制をとっていただきたいというようなご意見もありましたので、本年度新た

に2基購入をする予定です。それらを有効に地区でまわしながら、捕獲活動につなげていきたいということで考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまご答弁いただきましたが、確かに高齢化であります。そして町内の猟友会の皆さまも、それぞれ作業があつたり、捕獲の活動が必要だつたりということでもあります。しかしながら、これは今どんどん頭数が増えて、もう少し近くになれば野沢のほうにも出てくるのではないかなというふうに考えております。そのためには、今やっぱり思い切った対策を講じなければならないということで申し上げておりますので、ぜひこの週1回は、できれば2回でも3回でも、できる範囲で増やしていただきたい、そんなふうに思います。

それで、猟友会に週2名出してもらおうわけなんです、そのときの報酬というようなものはどのくらいのものなんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 猟友会のパトロールの報酬につきましては、1日1万円です。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 猟友会のメンバー1日1万ということは、2名が出役しているとして2万ということですよ。これをもう少しお金をかけてでも増やしていただきたい。そういうことをしていかなければ、確実に捕殺することはできないのではないかと考えておりますが、そういう予算措置ですか、そういうことは考えていませんか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 予算については、有害鳥獣対策全体で町内で350万程度予算化しております。その中には、パトロールの報酬として約50万、それからそれ以外に随時被害が出ておりますので、クマなりサルなりの捕獲をされたときにお支払いをする報奨金が約50万程度と、あとは猟友会全体に委託料としてお支払いをしておりますので、他町村に比べると、有害鳥獣に対しては重点的に予算を準備しているという状況であります。なお、今年度いろんな、さまざまな交付金事業なりを活用して、昨年度とは違う体制で取り組んでおりますので、今年度の状況をみながら、次年度以降、もっと必要な対策があれば、その段階で検討していきたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今年度の予算措置をしました。それで来年度からというようなことですが、私は、今困っていることなんです、何とかそれができないのかと、補正でもなんでもいいんじゃないんですか、そういうことが今必要だと、それだけ奥川の人たち、またサルが出没しているところでは、本当に困っているんだと、そういうことをぜひ町当局の皆さまにわかっていただきたい、そんなふうに思います。

それで、追い払い用の花火の件ですが、これらは申請をすればいただけるということでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 花火については、サル用の花火については、町が保管をしております、基本的に集落で中山間なりなんりの事業をして、集落として準備している地区もありま

すが、クマについて、去年は異常出沒をしましたので、それらに対して春先出沒情報があった地区においては、町職員が現地調査をして、その後の対策として集落の皆さんに花火を置いて、危険のないような使い方をご指導しながら、その都度払いをやっていただくということで現在も実施しております。クマの被害とか目撃情報がありましたら、役場のほうに伝えていただきますと、町が現地に出向きますので、その際、花火を配付したいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまのご答弁ですと、払い用の花火は、サル用ではなくてクマ用というような解釈なんですか、それでいいんでしょうか。

それでは、クマだけではなく、やっぱりサルが一番の被害なんですから、それらに対しても、皆さんに周知徹底していただかないと、そういうことを町でやっているんだというようなことさえわからないでおります。それが実態だと思います。その辺はサルに対しても申請すれば出すというようなことは考えておりませんか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在のところは、そのような形で町では予算化してきたわけなんですけれども、今後、自治区長さんにお集まりをいただきながら、今月の末には、その環境点検のお話を皆さんにご説明をしながら、実施していただくという方向で現在進めておりますので、その際に今日提言がありましたようなサルについての花火の必要性等についても、話し合いをしていきたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、前向きに、ただいま課長のご答弁を考えまして、ぜひそれはサルにも適用できるように、また地元自治体から要請があれば、それを配付なり対応なり、できることをお願いしたいと思います。

続いて、総務課長にお尋ねいたします。昔から禁煙がさげばれて、受動喫煙ですか、そういうこともわかるんですが、わかるからこそ庁舎内に喫煙室をつくるべきではないかと考えておりますが、喫煙室をつくられたんですが、それを分煙化というんですか、ガイドラインというもので廃止されたということなんですが、なぜ廃止されたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 庁舎内の喫煙室を廃止した理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。来庁される町民の皆さんの健康への配慮、そして職員に対しても健康をとということで、町の庁舎内からは喫煙室を廃止したということでございます。その大きな一つとしては、やはり町の重要施策の中に健康づくりというものもございます。役場自らがそういった健康づくりのために一つのモデルケースとして取り組むということも大事なことでございます。そういったことから庁舎内の喫煙室というものは廃止したということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そういう意味もわかるんですが、その喫煙室を廃止したからといって、喫煙する人はたばこをやめるわけにはいかない、それと健康等の関係なんですが、たばこ



を吸ったから、これは確実にガンになるとか、長生きができないとか、そういうことはないと思うんですよ。むしろ吸わないことに圧力をかけることによってそれがストレスになるんじゃないかというように私は考えております。そのためにも、職員の皆さんがたばこはやめられない人はやめられないんですから、それはやっぱり喫煙室をつくっていただき、そこで時間を区切ってたばこをお吸いになるということが一番いいのではないかと。私はたばこは吸いませんが、たばこを吸う人の皆さんのためにも、そんなふうを考えておりますので、もう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今、役場の現状を申し上げますと、庁舎内には喫煙室はございませんけれども、敷地内には、一応ここが喫煙する場所ですよということを指定して、たばこを吸うかたについてはそこで吸っていただくということを行っております。喫煙による健康への影響ということは議員も重々ご承知のことと思ひますけれども、今お話ありましたように、吸ったからガンになるとか、吸わないからガンにならないとかということではございませんけれども、そのガン、あるいは心疾患、そういった病気になりやすいと、また統計上もそういう健康被害、健康にあたる被害というものはデータ上も出ておりますので、そういったことで、できるだけ喫煙はしないほうがいいというのが今、社会全体の状況でございます。

要は、たばこを吸うかたの、職員をはじめとして、たばこを吸うかた、モラルを持って喫煙していただければいいのではないのかなというふうに思ひます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かにそういうデータを出していわれれば、確かにそういうことも私は聞いております。しかし、これから敷地内全面禁煙をするというようなことのお話でございますが、それでは敷地内でできなかつたらどこでたばこを吸うんですかと。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほどお答えしましたのは、敷地内の全面禁煙も望ましいということをおし上げましたので、これをやるということではございませんので、まずそこは、今すぐにやるということをおし上げたわけではございませんので、その点についてはひとつご理解をいただきたいと思ひます。

それから、敷地内でたばこを全面禁煙ということになれば、その敷地の中では吸えないということになりますので、勤務時間中であれば喫煙はがまんしていただくということになります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ということは、なかなか厳しいことではないかなと思っておりますが、敷地内全面禁煙に取り組んでいる、今やるわけではない、それではいつやるのかというようなことも考えますと、今までのように庁舎の下で皆さんがたばこを吸う、冬になれば寒い中、コートを着ながら吸わなければならない。そういうことではなくて、吸わなければならない人は必ずいるんですから、吸う人のためにも喫煙室をつくるべきだ。つくれば、現在の科学の世の中ですよ、放射能だって除染するというこの時代に、たばこの煙くらい除染できない庁舎なんかありえないと思ひますが、その辺どうでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 喫煙についてでございますけれども、将来的には敷地内の全面禁煙をしたいというふうに考えておりますけれども、現に町内の小学校、中学校についてはすべて敷地内全面禁煙というふうに先行して取り組んでいただいております。役場としてもそういう形で、ぜひ取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、どうしても吸いたいというようなことでありますけれども、お昼休みは別にしまして、勤務時間中には吸わない職員はみんな仕事をやっているわけですから、そういった吸う職員だけが外にいて時間を費やすということは非常におかしいというふうに思いますので、そういった勤務時間中については、できるだけ喫煙をしないということがやはり基本であるというふうに思います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 喫煙をしないこと、中学校、小学校ではそれが守られているというようなことであります。だったら役場でも守れるというふうに考えますが、それがすぐできるかどうかはわかりませんが、とにかく見苦しいようなたばこの吸い方、それだけはしないように、できれば早めに対策に取り組んでいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 暫時休議にします。(11時35分)

○議長 再開します。(13時00分)

3番、青木照夫君。

○青木照夫 3番、青木照夫でございます。今次の定例会の一般質問は2項目を通告いたしております。町の防災対策と観光案内についてであります。

その前に3月11日の大地震が早3カ月、避難されたかたがたがロータスイン、あるいはコテージ、町営住宅、また一般の家庭などに約100名のかたが避難されておられるようでございます。また町長を先頭として役場職員のかたも受け入れ態勢に努力をされてがんばっていらっしゃる。私たち議員も気が付いたことは積極的に協力をして、また提言などを今後してまいりたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

はじめに防災対策についてお尋ねいたします。災害は忘れたころにやってくる。油断大敵。のどもと過ぎれば熱さを忘れるといういくつかの格言があります。これなどの格言ないし言い伝えは、防災意識や危機意識が時の流れとともに薄れていくことへの警鐘と戒めの言葉でもあります。

私はこれまでの一般質問において3回ほど防災についての質問をさせていただいておりますが、防災意識を少しでも向上させたいという願いをこめたものでした。緊急時の防災無線の確保、ハザードマップの全世帯配布の必要性と食料備蓄について。大地震による防災対策と災害時の後処理についてなど、若干の提言もこのような観点からでありました。質問の都度、真摯なご答弁をいただき、その内容についてはおおむね納得できるものでした。町には立派な防災計画もあることから、当面の安心安全は確保できていると信じて疑わなかったのであります。

がしかし、このたびの東日本大震災とそれに伴い発生した原発事故に遭遇し、防災に対する考えが少し変わりました。今次災害で想定外の事故という言葉が頻繁に聞かれました。はたしてそうなのでしょう。確かに原発事故は国では初めての体験ですから、想定外の問題もあったと思いますが、大地震とそれに伴う津波被害は多くの部分で、必ずしも想定外の事由で片付けられない人為的な問題があったと認めざるを得ないと思われま

す。過去における津波発生歴史的な事実からみれば、油断と経済的合理主義、つまり生活を優先にし、危険度の高い海岸近くでの所住がより被害を大きくしたことを認めざるを得ないからであります。

さてこの町では、東日本大災害にも中越大地震にもほとんど発生せず安堵しておりますが、過去においてはいくつかの災害にみまわれた歴史があります。古くは1611年のいわゆる会津慶長大地震で、震度6から7と推定され、その被害は今日の阿賀川をせき止め、流域の23カ所の集落を冠水するなど、多大な被害が生じたと記録にあります。この大地震以降、今日まで西会津は大地震にみまわれておりません。記憶に新しいところでは、昭和31年の黒沢地区をはじめとする長谷川流域の大洪水。平成12年7月の集中豪雨による陸の孤島化をもたらした水害などがあります。これらの災害体験を含め、防災対策が講じられているものと思われま

す。ここであえてお伺いしたいのは、次に示す地区の防災についてであります。滝坂地区の地すべり問題と阿賀川の水門についてお尋ねいたします。滝坂地区はわが国でも最大規模の地すべり地帯として知られております。これまでに何度かの地すべりが発生し、危険箇所のため、住居の移転を3回も行った家もあるようで、地区住民が大変な苦勞をしてこられたことは承知しております。そのため、長年にわたる水抜き工事などが継続的に行われ、平成8年から国の直轄工事として今日にいたるも、地すべり対策工事が進行中であります。平成22年12月、つまり昨年12月であります。国土交通省北陸地方整備局が作成した地すべり対策事業の再評価説明資料、副題、阿賀川水系滝坂地区地すべり対策事業には、工事内容や工事完了後の効果などの評価がかなり詳細に示されております。この資料については、町長はじめ防災担当者の皆さんは、すでにご覧になっていると思いま

す。さてこの説明資料をみますと、極めて気になる記述があります。すなわち、同説明資料の今後の事業方針の中で、阿賀川への土塊、つまり土砂や岩石の塊の移動を防止することを含めて対策を進めるという記述がわずかながらあります。が、地震による崩壊の危険性についての言及はありません。この工事によって地すべりがおさま

り、大地震でもがけ崩れが完全に防止できるのであれば、なんら問題はないのですが、地すべりによる延長線での記述のように思われま

す。震度7クラスの直下型地震にも耐えうるのかとなりますと、かなり疑問があります。同説明資料の上流部被害想定範囲を示すシミュレーションを地図によると、阿賀川が土砂で埋もれた場合、西会津町の中心街のすべてを含め、喜多方市、会津坂下町にも冠水面積が広がり、その規模は冠水面積5,300万平方メートル、家屋の被害3,154世帯、冠水量約6億7,000万立方メートル、これは約5日間で満水になると予測されております。このシミュレーションの結果が示されております。この町の被害が仮にこの半分としても、町の機能は完全に停止状態になると予想されますが、町独自のシミュレーションは実施しているのでしょうか。いたずらに不安を煽るつもりはありませんが、

最悪のシナリオを描いた万全の防災対策を講じるには、国による全面的な対策が強化されなければならないとは思いますが、自分たちにできる範囲での防災対策と危険性への認識、住民への情報提供などを考えておく必要があるように思われます。いかがでしょうかお尋ねいたします。

新聞報道によりますと、東日本震災による緊急工事として、地震に伴い災害発生危険箇所をランク付けし、緊急工事に着手するようです。工事箇所については、なぜか公表されないとのことですが、福島県では 16 カ所が A ランクに指定とのこと。工事が該当する自治体は何らかの形で連絡があったのだと思いますが、西会津町には該当するものはなかったのでしょうか、工事継続中とはいえ、滝坂地区の地すべり対策工事は超 A クラスの緊急工事対象だと思うのですが、お伺いいたします。

質問事項の 2、町の観光施設の PR 手段についてであります。幸いなことに道の駅「よりっせ」の来客数が年々増加傾向にあります。国道 49 号線を利用する不特定多数の外来者が、町内の史跡や観光名所を訪れるようになれば、町の活性化に大いに寄与するものと期待されます。そのためには、PR の手段と方法を研究し、常に見直しを行い改善する努力が必要になります。細かいことですが、PR 手法にもプラン、ドゥー、チェック、アクション、計画、実行、再検討、実行を繰り返すことが有効です。このようなことを実行されているのでしょうか、気になったことをいくつかあげておきます。

一つ、「よりっせ」の施設内、入り口の目立つ場所に専任のガイドを配置することは有効な手段ですが、PR したいパンフレットを豊富にそろえ、平積みし、いつでも自由に手にしてもらえ配置が必要です。お客様にパンフレットを求められてから戸棚から出すのでは失格と思うのですが、そのようなことはありませんでしたか。

二つ、町の案内地図、ゴックン西会津というのが作成されております。このパンフレットは町の案内地図なので、もっと有効に活用できると思います。駅前通りに面した出入り口付近に、西会津を含めた近隣の案内地図が掲げられておりますが、西会津町単独の案内地図ではありません。このパンフレットを転写して、大きな町の案内地図を掲げたいかがでしょうか、お尋ねいたします。

三つ、三島町や南会津町の道の駅には、会津ふるさと推進協議会が定期的に発行している観光マップ、ようこそ会津高原へというものがあります。近隣市町村の名所、旧跡など網羅した案内地図で、旅行者には大変便利で人気があるようです。当町でも近隣の市町村の関係者との交流があるようです。共同で統一観光ガイド、地図などをつくる計画はないでしょうかお尋ねいたします。

以上、私の質問といたします。明快なるご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 3 番、青木照夫議員の防災対策についてのご質問にお答えします。

滝坂地すべりについては、古くから、土砂流出により住宅が流され、住宅移転を余儀なくされる被害が発生していました。近年になっても、昭和 24 年に 14 戸、昭和 33 年には 11 戸が移転する地すべりが発生し、昭和 35 年の地すべりでは、亀裂の深さが 30 メートルに達し、阿賀川の一部が埋没することが危惧されるほど大きなものでございました。

滝坂地すべり対策の工事は、昭和 33 年に県事業として開始しました。しかし、面積が

約 150 ヘクタールと広大で、大規模な対策が必要であったことと、土砂流出により阿賀川を塞ぐことにでもなれば、新潟県にまで及ぶ甚大な被害となることから、平成8年度より国が直轄事業として進めてまいりました。現在は、阿賀野川河川事務所が地すべりを止める水抜工事を実施しております。

地すべりによる阿賀川が堰き止められる想定につきましては、対策工事を行わなかった場合という前提のもとに、阿賀野川河川事務所がシミュレーションを行っています。それによりますと、2,092 万立方メートル、東京ドーム約 17 杯分もの土砂が流出し、高さ 70 メートルの土砂で銚子の口がせき止められ、水位 176 メートルの大きな湖ができるとされています。そうなりますと、端村・滝坂両自治区を始め、野尻地区、野沢町内、尾野本、新郷三河地区、会津坂下町や喜多方市の一部までの広範囲にわたり水没し、湖からは次第に水が溢れ出し、最終的には決壊し下流部ではさらに大きな被害になると想定されています。

阿賀野川河川事務所によりますと、現在、対策の工事を実施してきた結果、地すべりは沈静化の方向に向かっており、このような危険性は極めて低いとしています。本町では、今後も国直轄により対策工事を進めていただくよう、対策促進期成同盟会を中心として積極的に要望活動を進めております。

滝坂地区については、地すべり対策を進めていることから、町地域防災計画においては、避難が必要な危険箇所となっておりません。しかし、万が一、地すべりにより水没する危険性が生じた場合においても、阿賀野川河川事務所より直ちに通報及び対策が示されることとなっております。町といたしましてもその通報を受けたならば、早期に安全な場所へ避難するなど、適切な対応をしていく考えでございます。

なお、国土交通省によります土砂災害の危険箇所の緊急点検についてのご質問がございましたが、これにつきましては、3月11日に発生した東日本大震災お呼び4月7日に発生いたしました余震において、震度5強以上を観測した市町村において、梅雨時期などにおける土砂災害を防止・軽減するために実施したものでございます。本町の震度につきましては5弱でございましたので、これについては該当しておりませんでしたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 3番、青木照夫議員のご質問のうち、観光施設のPR手段についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、現在、町では交流人口の増加による地域の活性化を重要施策の一つに位置付け、各種の観光振興施策に取り組んでいるところであります。

まず1点目の「観光ガイド」のカウンター、いわゆる「観光案内所」と「専任ガイド」などの配置についてであります。観光案内所等の設置は、町の観光PRを推進する上で、大変効果が期待できるものと考えております。このことから、今後、観光協会等の関係団体との連携を図りながら、設置について検討してまいります。

次に2点目の町の観光案内地図、いわゆる観光パンフレットの有効活用についてであります。町では毎年2万部程度のパンフレットを道の駅「よりっせ」、JR野沢駅、高速道路料金所、ロータスインなどの町内主要施設、さらにはJR会津若松駅や東京にあります

県八重洲観光交流館などの町外の施設にも配置しているところでもあります。今後も効果的な配置場所の開拓や新たなパンフレットの作成などにより、有効活用に努めてまいります。

次に3点目の町単独の大きな観光案内看板の設置についてであります。本年度、町及び町観光協会・大山まつり実行委員会の三団体が共同で大型観光案内看板を道の駅「よりっせ」に設置する予定であり、現在、看板の内容等について協議を進めているところであります。

次に4点目の他自治体との共同による統一マップの作成についてであります。現在、本町・柳津町・会津坂下町・会津美里町で構成する霊地観光連絡協議会をはじめ、会津地方17市町村の観光団体で組織する全会津観光連盟や極上の会津プロジェクト協議会などにおいて、それぞれ共同で広域観光マップを作成しております。本年度も引き続き構成市町村との連携を図りながら観光PR等に取り組んでまいる考えであります。

町といたしましては、今後も観光PRの強化や観光施設の整備、さらには他市町村との広域連携などにも積極的に取り組み、観光の振興に努めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 防災対策について再質問いたします。

今の課長の答弁の内容では、西会津町は気になったところが2点ありました。危険箇所ではないので避難箇所にはなっていないと、そういう受け方をしましたが、その点もう一度伺っておきたいと思えます。

それでもう一つは、西会津町がなぜ指定というか、先月の5月27日、日本経済新聞に、この東日本震災についての中身が載っておりました。その中でのことでは、いわゆる宮城県、岩手県、福島、23件、その中に西会津町が16カ所、それはAクラス、Bクラスというふうに分けられているようですが、その点も、先ほど課長が答弁されました内容について西会津町は震度5以下であるという答弁をいただいていたので、その点をもう一度確認していきたいと思えます。なぜならば、先ほど私が質問させていただいた中で、想定外ということをやっくり強くいわせていただいたからであります。その点もう一度。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 再質問にお答えしたいと思います。

まず滝坂地すべりの地区でございますが、ここは先ほどもお話申し上げましたように、地すべり地帯ということで、現在国直轄で地すべりを止めるような形で工事が進められております。先ほど土砂災害の危険箇所ということで私申し上げたんですが、ここについては、地すべりと土砂災害、感じは似ていますがまったく違うものであり、またそういった点から土砂災害の危険区域というふうにはなっておりません。

2点目の国土交通省が調査した件でございますが、16カ所、議員もおっしゃられたようにAということで、緊急に対策が必要な箇所がAということで、福島県全体で16カ所と明示がされております。福島市以下かなりございまして、同じ会津地区の中でも調査をした市町村がございます。これは先ほど申しましたように、震度が5強以上だということで、例えば会津若松市、また会津坂下町、猪苗代町、これについては震度5強以上あったもので調査をいたしました。会津地区については、まったくAという箇所、危険箇所につい

てはございませんでした。したがって、うちの町も3月11日、また4月7日に地震が起きた際、パトロール等をいたしまして、異常がないということを確認をしながら試してみました。以上のように16カ所あるわけですが、これは福島県全体でと、また会津についてはないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 地震が5以下であるということで西会津町は指定されていないというふうを受け止めたんですが、私の質問書の中でも、過去において1116年、会津慶長地震、またその以前に500年くらい前、かへい何年、1100年くらいだと思いますが、大きな地震がありました。私の言いたいことは、課長がいわれたのは土砂崩れ、いわゆる大水のときに滝沢地区は、今の国の直轄工事では水を抜いて、それである程度沈静化されているという内容での、大丈夫だということなんでしょうけれども、私は大雨、土砂崩れではなくて、地震による対策は大丈夫なんですかと、そういうことをお尋ねしているわけです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 地震ということでお話が出ましたので、私もちょっとお話し上げたいと思います。

議員おっしゃられたように、1611年このときの会津の大地震ということで、本町でも確かに被害が出ています。有名なのは大杉山と、今の小杉山の隣の集落に20戸ほどあった集落がありまして、そこが崩れてなくなったというようなことがございました。また、会津には西縁断層地帯というものがございまして、皆さんご存知だと思うんですが、ここが一旦地震になりますと、やはり大きな地震が起きることが想定されます。町の地域防災計画の中でも、やはり一番近い地震が起きる場所、これは会津西縁断層とありまして、ここが起きた場合には、うちの町にも震度6程度の震度がくるであろうというふうに想定がされてございます。

したがって、やはり地震、またそれに伴いまして梅雨期、また遊水地は当然水が出ますので、それと相乗の危険性があるということで、国土交通省、県において、また町においても、この梅雨時期、また融雪期においては、震度が弱くても、やはりそういう危険性があるだろうということで、そういう点では、慎重に進めていかなければなりませんし、また一旦地震があれば、体制の中でパトロール、また皆さんのご協力をいただきながら、そういう危険箇所についてはいち早く察知をして対応したいと考えております。

同じように、地すべりについても国直轄で事業を進める中で、国のほうでもきめ細かな装置を地元のほうに配置してございます。それで少しでもおかしい動きがあれば、すぐに町のほうに緊急に連絡、また対策、それをするような形で連絡体制ができておりますので、それを使いまして町としても対処していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 これは北陸地方整備局で出されていた、もちろん役場の中でも資料はあるかと思いますが、これは去年の12月に作成されている資料であります。これは上流区域、つまり先ほど申し上げた喜多方、坂下、そういういかに、豊実、鹿瀬、揚川、その下流のかたの被害のシミュレーションがここに載っています。でありますので、今申し上げました地すべりだけではない。地震に対する想定を考えてのシミュレーションだと思われます。

この下流の被害のことがこう載っておりますが、下流では今申し上げた地区の中で、約家屋が 2,272 世帯が埋没、また被害になるというシミュレーションが載っております。これは西会津だけの問題ではなく、また上流だけの問題ではなく、一度大地震がきて、決壊してダムに土砂が溜まり、それが欠落したことのシミュレーションであるわけです。その辺の情報、またシミュレーションなどは役場としてはどうとらえていらっしゃいますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 実は私も同じ資料を手元に持っております、地すべり対策事業の再評価の説明の資料というものとたぶん思います。この中で、先ほど議員申されましたこの被害についても、同じようなものを書いてございます。これの資料のこの中身なんです、これは費用の投資効果を表すための資料でございます、この事業の費用対効果をはかるに際し、もしこの事業をやらなかった場合はこうなりますよ、やった場合はこうなりますよというような資料でございます。これによりますと、地すべり対策事業の費用については 315 億円ほどだということでございます。それに対して、先ほどシミュレーションがありまた被害、これは 3,030 億ほどだということで、この対策をすることによってこういう被害が起きない、しかも 10 分の 1 の費用でその被害をくい止めることができますよという資料なんです。ということで、先ほどのものは、やらなかった場合の被害、3,000 億程度になるという、またそのエリアを表したものでございますので、その点、ご理解をひとつお願いしたいと思っております。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 それは費用対効果でいっていらっしゃると思うんですが、これはあくまでもそれをやらなかった場合の想定ということの説明なんですけれども、私のいっているのは、とにかく先ほど述べました 7、8 の震度がきた場合、それではたしてそういう費用対効果だけでいいのか、それ以上のものが考えられるわけです。それは今ここでお答えをどうのこうのといても、いろんなことでの、まわりの連携とか、これからの中身によっては話の内容がまた違うと思いますが、私たちはあくまでも町民に対して、今いろんな災害が起きています。そういうことで、形で私たちはそういうものを、情報を提供しなければいけないと、あそこの部分はどうなっているんだ、あそこの将来は大丈夫か、いろんなもので質問されることがあることから、私はあえてこの点を取り上げさせていただきました。

質問変わります。よりっせに対する質問内容なんですけれども、私はやはり答弁の内容にありましたように、いろんな案内所とか、そういうところがありますが、今 2 万部作成されて、それぞれの箇所に配置されていらっしゃるということをうかがいましたが、その 2 万部というのは何カ所ぐらいのところまで 2 万部になっているのか。町中の各案内所、拠点地というか、ところを歩かせてもらったら、パンフレットが一番先ほどいった、出入りのあるよりっせには、人間の心境というのは、平積みされたパンフレットは手に取るんですよ、それも 10 センチ以上です。本屋さんにも 1 枚や 2 枚のパフレットとか本は取りません。目の前に積まれているものに対しては自然と手が出るんです。よりっせはそれがありません。ただ一項目だけはありましたが、ほとんど案内の PR の、案内板というんですかね。PR を入れるそういうところに、せいぜい入っても 10 くらいしか入って



おりません。そういう、せっかく来訪者のかたがこられるわけですから、そういうかたがたの、私もあそこに5分いてみました。そしたら確かに見ては返したり、でも厚いほうは持っていくんです。厚いほうのマップは持っていくんです。やっぱりそういう心理状態があるわけですから、今いったように、もっと平積みしたものの案内、パンフレットを置くべきだと思います。先ほどの2万部の箇所があるから、ちょっと合わせてお伺いします

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中で申し上げました町のパンフレットの配布先でございますが、先ほど申し上げました道の駅、高速道路料金所、ロータサイン等の主要施設のほかに、JRの若松駅、それから県の観光交流館等には常備配置してございます。そのほかにも、例えば世田谷、横浜等の物産展もございまして、そちらのほうに出展する際には、大量のパンフレット等をお持ちしまして、来場者のかたに町のPRを図ってございます。あとそのほかにも、問い合わせ、町外から西会津に来たいんだというような問い合わせがありましたら、その都度パンフレットをお送りしてございます。そういったことで全体で年間2万部ほどパンフレットを使用してございます。

それから、今、青木議員さんがおっしゃられた、例えば「よりっせ」の中に、町の観光パンフレット、パンフレットのフォルダーといいますか、入れるものはそこには入って、何種類かは入ってございますけれども、今、青木議員さんが言われた平積みして、どんと置いたほうが皆さん取りやすいということでございましたら、ぜひそれを試みたいと考えてございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 それから、案内板のことで気になるところがあります。自慢館の案内板があるわけですが、その中で、人間のやっぱりこれも心理というか、進行方向の看板は見やすいし、行かれるんです。ところが、正面にあったり、後ろ向きにあたり、の看板は絶対に来ません。ましてや年寄りには行けません。ですから、私は行く進行方向、例えば目的地、自慢館であれば、自慢館に向けた看板、看板といっても指差しでもいいと思います。簡単な自慢館方向、そういう簡単な方向でもやれば、私はそのかたたちも簡単にいかれると思います。私あそこにて聞かれました、どっち方向ですか、どういくんですかといわれて気が付きました。ですので、せっかく訪れるかたもいらっしゃるわけですから、そういう簡単なものでもかまいませんので、ぜひひと指し、絵のついたそれで結構だと思いますので、そういうことで町中に誘導される看板などは一番わかりやすいかと思います。

それからもう一つ、専任ガイド、観光案内人ということの答弁の中では、検討させていただきますということなんですけれども、私はぜひそれをお願いしたいと思います。今これからは、町長が先頭に町中再生という提案で盛り上げているわけですから、そういう中で、誘導させるには、ぜひ必要なわけです。それで観光ガイド、専任というのは、改めて出向でいなくても、私はあそこでした場合に、店員さんが、あそこいらっしゃるかたが、もっと別な店のレイアウトを考えて、後ろに、自分のまわりに売物があって、そして案内を兼ねての専任ガイドということまであれば、もっと流れが、また来た人に親切になるのではないのかと思います。私あそこでたった5分で聞かれました。それは、だから

専任ガイド、店のレイアウトを考えてやっていけば、もっと違うと思いますので、別に新たにそこに専任のかたを備える、人件費を増やす、そうではなくて、そういうアイデアを考えられたら有効になるのではないかと期待しますので、その点どうですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

最初の道案内、誘導看板、それにつきましては、例えば野沢町内ではございませんが、例えば銚子の口、49号から現地までいくような道案内看板、それは昨年少し増やしてございます。あと芸術村ですか、そこらの誘導については昨年ちょっと増やさせていただきました。今、自慢館等につきましても、極力おいでになったかたが間違いなく行けるような誘導看板につきましては、前向きに検討させていただきます。

それから観光案内所、観光ガイドの設置につきましても、道の駅の中に置くのがいいのか、それから今、町のほうで進めています道の駅に隣接したところの商業団地、テナント整備ということで今進めてございますけれども、その中に案内所を設置するのがいいのか、あとさらに自慢館の中にも観光案内所ができるんじゃないかということで、さまざま現在検討しているところでございます。いずれにしましても、案内所、ガイドの設置については、前向きに検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 すみません、最後に些細なことですが、もう一つ、パンフレットの中でちょっと気になる場所があります。それはネーミングなんですけれど、ゴックン西会津、これも聞かれました。これ若い人は、ああなるほど、西会津町丸飲み、いいね。年寄りも、これ何、飲み物か、どこにあんだって、そういう案外、40、50代以上の人は飲み物はどこにあるのと、そう聞かれます。ですので、ネーミングをチャートするときには、その辺も、これからせつかくあるだけの資料ですから、考えられたらいかがですか、その点どうですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中でもありましたけれども、パンフレットの有効活用ということで、新たなパンフレットにつきましても、これから作成していくということでございますので、その中で今のお話は十分検討させていただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7番、五十嵐忠比古でございます。今次の定例会において、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、その前に訂正をお願いします。三島三方道路の件でありますけれども、上から4行目ですけれども、徳沢とこれなっておりますが、宝川に訂正をお願いします。

まず1点目でございますが、町防災行政用無線についてお伺いいたします。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の際、町では直ちに防災行政用無線とケーブルテレビを活用し、地震発生直後の対処と余震に対する注意喚起の広報活動に努めたと思

います。幸いにして、町全体の被害状況は、人的被害はなく、公共施設を含む壁の崩落、または窓ガラスの破損が数カ所あった程度であったとの報告がありました。現在、町の防災行政用無線は、各地区及び各集落内に設置をされております。地震、火災、台風時等の非常事態時には、住民誘導に効果を表していると思えます。

しかし、戸数の多い集落や家屋が点在している集落では、無線放送が聞こえにくいという問題が発生しております。今後、聞こえにくい集落及び世帯への何らかの対処が必要と思われませんが、町の是正に向けた考えを伺いたします。

次、2点目でございますが、家庭ゴミの収集についてお尋ねします。

現在、食料品をはじめとして、われわれ消費者が購入する物の包装において、大半が紙包装紙ではなく、プラスチック製の包装容器であり、現在、町の家庭ゴミ収集回数をみると、地区によっては多少回数差はありますが、野沢中心部を例にあげると、燃やせるゴミの回集回数が月8回に対して、プラスチック類の回数は月2回と4対1の割合であると聞いております。また、回収に当たってはプラスチック類の水洗いとプラ類との分別を指導しているが、そのことを踏まえ次のことをお尋ねいたします。

まず1点目でございますが、回収されたプラスチック類の市町村圏組合の環境センターでの処分方法についてお伺いいたします。

2点目でございますが、回収プラスチック類の近年における町の排出量推移についてお尋ねいたします。

3点目でございますが、プラスチック類の回収回数を増やす考えはないか、このことについて合わせてお尋ねします。

3点目でございますが、三島三方道路についてお伺いします。

現在、町には多くの町指定の文化財及び史跡があります。それらは、観光客・史跡研究家を魅了し町の交流人口の拡大の一助を担っていると思えます。町には、いまだ未調査の文化財が幾多と残されていると思えます。その中で、三島三方道路は、福島県初代県知事三島通庸により建設された会津と新潟を結ぶ道路、明治15年から越後街道として改修されました。現在の群岡地区端村から銚子の口の河岸沿いを通り、宝川へとつながるものでした。現在では雑木帯に覆われていますが、町の観光名所銚子の口に隣接することから、町の交流人口拡大を図る観点から、町の文化財として調査の考えはないか、町の考えをお尋ねします。

以上で私の質問とさせていただきます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 7番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、三島三方道路についてのご質問にお答えいたします。

三島三方道路は明治15年から17年にかけて、当時の福島県令、三島通庸の命により開削、改修されたところでございます。そして会津若松市大町を基点とした会津若松から山形、栃木、新潟各県へ通じる会津三方道路、通称「三島新道」と呼ばれる道路でございます。当時、本町を通る越後街道では、下野尻からの車峠越えが難所とされており、これを回避するため、阿賀川左岸沿いを端村から奥川川口の対岸まで現在のJR磐越西線付近を下り、そこから小出峠を越えて宝川に至る経路で、峠越えが楽で距離的にも短い迂回路と

して開削された経緯がございます。

しかし、当時の人々の利用の主流は車峠越えでありましたため、新道は次第に寂れていったとの記述が残されております。三方道路とみられる道跡は、現在も銚子の口の上にある磐越西線の線路西側に沿って見ることができますが、端村から宝川にかけての大半は雑木が生い茂り、原状では通行が困難な状況となっております。

沿線にある銚子の口への観光客の拡大を図るために、文化財としての調査を行う考えはないかのご質問でございますが、文化財として指定する場合、国及び県指定文化財については、文化財保護法、福島県文化財保護条例に基づき指定されますけれども、町指定文化財につきましては西会津町文化財保護条例の規定に基づきまして、町にとって重要な文化財であることを町文化財調査委員会に諮問をし、その答申をいただいて指定することとなります。

本町では現在、国指定重要文化財が3件、福島県指定重要文化財が11件、西会津町指定重要文化財が35件、これだけの文化財が指定されておりますけれども、道路、街道などにつきましては、越後街道や会津西街道などを含めまして、文化財として指定された事例はない状況でございます。文化財として、指定するにあたって重要な判断は、政治、経済、文化、社会等の分野での歴史的な価値や地域性を考慮した中で、国が定める指定基準に準じて判断する必要がございますことから、その調査方法も含めまして、今後研究してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 7番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、防災行政無線についてお答えします。

防災行政無線は、有事の際に迅速で的確な防災情報を発信することで、被害の防止、被害の軽減を図るため、平成2年から整備し、現在まで68の局を配備することで、町内全域をカバーしています。町では、気象情報や気象予報に基づいた注意喚起や、運休や通行止めなどの交通情報、また防霜対策や降雪によるパイプハウスの倒壊の危険に対する注意喚起など、防災行政無線を有効に活用してきました。特に、昨年度の豪雪と大震災の際には、停電や電話が通じない時の貴重な情報発信のツールとして効果を発揮したところです。

ご質問のありました件については、国の交付金を活用し、本年度において、調査及び設備の一部改修を実施し、防災行政無線の難聴区域の解消を図ることとしておりますので、ご理解願います。

次に、家庭ゴミ収集のご質問にお答えします。

現在町では、一般廃棄物を12区分に分別し計画表に基づき収集運搬を行っております。ゴミの収集回数については、分別区分ごとの廃棄物の量の推移を踏まえ、クリーン推進員や収集運搬業者からの意見、また町民からの声を参考としながら、必要に応じて改善をしています。

ご質問のプラスチック製容器包装は、すべて喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場で処理されます。そこでは、職員が手作業によりリサイクルになじまないもの（不適合物）を選別し、質の良いプラスチック製容器包装を1立方メートルの大きさに圧縮します。それを新潟市にある工場へ運びリサイクルをしております。

次に、町の排出量の推移でございますが、平成 19 年度は 38.7 トン、平成 20 年度が 32.9 トン、平成 21 年度 39.0 トン、平成 22 年度が 34.5 トンであり、毎年の増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっております。

したがって、プラスチック製容器包装の収集回数を直ちに増やす状況とはなっておりませんが、今後もクリーン推進員をはじめとした多くのかたからの意見を参考として、必要があればその都度、改善をしていく考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、三島三方道路についてお伺いいたします。

今、教育長の答弁の中で、調査、研究と答弁ありましたが、調査、研究ということは、前向きな姿勢で調査をしてもらえるんですか、その辺をお伺いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 先ほど答弁で申し上げましたように、調査の方法も含めまして、それから議員おっしゃっております町の観光客の拡大を図る、交流人口の増加という点もございますので、おっしゃられましたすべての内容を含めて、これから研究をしてまいりたいと、こういうことでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 三島三方道路については了解しました。なお、銚子の口ですけれども、昨年とその前、2 年続けて整備をしていただきまして、せっかくの観光地、整備されて、これからそういう三島三方道路を利用しながら開発をしてもらって、観光客の誘致に、人口拡大につなげてもらいたいと思っております。なお、町長の答弁をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員はいろいろ歴史等に詳しく、今回、三島三方道路、会津三方道路の課題を提示していただきました。実際私もこの銚子の口との関連性がどういうところにあるのかなということで、わざわざその三方道路のあったところを調べてみました。宝川の付近については、峠から宝川に下る道路、そして川は昔つり橋があったそうでありますけれども、それは今では、少し道路にしては難所かなというふうに思います。ただ、ここがそうだよというところについては、端村の一部、きちっとした線路上にありますので、もしできれば、そういうところに標柱といいますか、ここが三島三方、いわゆる会津三方道路の開削されたところの一部だというようなことであれば、それは文化財とかうんぬんではなくて、ああそうかと、こういうふうなわかりやすいようなもので、あるいはそこを通りながら銚子の口まで歩けるような、そういう対応は可能ではないのかなというふうに思っておりますので、そういう結びつきで考えてみたいなど、そのためにも、やっぱり議員自ら、昔の三方道路がここにあったというようなことを宣伝していただけるような、そういう地域ぐるみで対応できるような会を立ち上げて、おおいに PR したらいかかなというふうに思っているところであります。

○議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 大変、非常に参考になる意見をいただきました。なお、私も先頭になってこの件に関しては調査、研究をいたしまして、努力したいと思っております。なお、教育長に

お尋ねします。この、せっかく町文化財調査委員会と、委員会ありますので、その中で早い時期に調査をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質問を変えます。防災無線についてでありますけれども、防災無線、今、本当にへき地ではなかなか聞こえにくい、風の向きとかによって聞きにくいところがありますけれども、何カ所あるか教えてください。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 防災行政無線に関してのおただしでございます、先ほどもお話ししましたように、聞こえにくいところがあるということでございます。今うちのほうで毎年少しずつ調査をしながら把握した中で、また皆さんから聞いた中では、一応今7カ所ほどあるということでございますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、さらに今年調査をして、実際の実態としてどの程度か、中には聞こえないというところと、逆にちょっと音か高いというところもございますので、それらも調査しながら今年は進めていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の課長の答弁は了解しました。

次に質問を変えます。家庭ごみの収集についてお伺いします。野沢地区、プラの収集月2回というのは、いっぱいたまって、こういう状態でも町の対応としてはどう考えていますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 次はプラスチック容器包装の改修の件でございます。議員おただしのよう、プラスチック製の容器包装は、原則として月2回収集をしております。実はうちの町のごみ、廃棄物の量の推移でございますが、基本的には少しずつ、全体としては減っております。そういった中で、プラスチック容器包装、先ほど年によって増減があるというふうに申しましたが、ほぼ横ばいという中でございますので、全体が減る中で横ばいということの量から、すぐにこの2回が少ないのかなということはないんですが、やはりそういう状況をみながら、必要に応じて回数は検討していかなければいけないというふうに考えております。

なお、そのプラスチック容器包装の量ですが、燃えるごみが1,179トンほどなんですね。それに対しましてプラスチック製容器包装は39トンほどですから、だいたい燃やせるごみの3%くらいの量なので、量的には今のところ大丈夫かなというふうに思っています。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 回数は増やす考えで、今のお話だとそう受け取ったんですけども、なおおそれ、2回ではちょっと、野沢地区は多いという話も聞いておりますし、多いところはやっぱり週2回ではなくて、週3回とか、回数を増やすように、その辺を課長の考えお伺いします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議員からもそういう声があるということでございますので、なお今年も、年度頭に計画表を皆さんにお渡しして収集をします。また今年も、そのおのおのの区分ごとにごみの推移、どういうふうになっているかをみながら、その中で必要性があれば回数、

ものによっては少なくなるものについては減らすなり、また多くなるものについては増やすなり、それらをその都度改善をしていきたいと考えております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 これですら私の質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時11分)

○議長 再開します。(14時30分)

6番、渡部昌君。

○渡部昌 6番、渡部です。私は一般質問書に基づいて、西会津町行財政改革大綱第15次について、質問は多くありませんがとりあえず8項目にし、確認するため質問をいたします。

まず質問の前に、東日本大震災は11日地震発生から3カ月を経過しました。町も3月17日に避難所を開設し、被災者を受け入れ5月12日をもってさゆり公園体育館避難所の閉鎖をするまで、長い期間にわたりご苦労も多く、避難所の運営に対し本当にご苦労さまでした。それにつけても、未曾有の大震災で、亡くなったかたがたが1万5千人以上の冥福を祈ります。今も避難所暮らしを続けるかたは9万人以上と、行方不明が8千人以上もおります。国も一刻も早く政治の空白をなくして、被災者の復旧と復興の対策を願っております。被災者の皆さん、がんばってください。

私も以前から健全な行財政を実施するには、点検・評価・検証が必要と考えていました。先進地の地方公共団体では、約7年ほど前から点検・評価・検証をしている自治体があります。まさに町の行政としての的を射た第15次の大綱はすばらしい政策だと私は高く評価します。第15次の内容についても、平易で誰にでもわかりやすく、第1から第5にまとめられ、健全なる行財政運営の指針として期待しているところでございます。絵に描いた餅にしないためにも、外部により点検・評価・検証を行うことです。その道の専門家による組織とか団体をつくって、外部による点検・評価・検証をすることを提案をして、順次質問に入りたいと思います。

質問事項は、先ほどいいましたように、西会津町行財政改革大綱第15次の運用について、これは22年の9月の22日から運用に入っていることと私は思います。それで1問目は、22年度の予算と事業について、行財政改革に基づき評価と検証はしましたか、お尋ねします。

2番目として、23年度の予算と事業における点検し評価と検証の結果を反映させた予算と事業はなんですか、お尋ねします。

3としまして、行政評価と検証により、健全な財政運営は22年度に比較して23年度は何%くらいよくなりましたか、もしわかればお尋ねします。

外部における点検・評価・検証をなぜ実施しないのかお尋ねします。

5番としまして、スクラップ・アンド・ビルドを実践するというが、町として効率や能率の悪い施設等は何件くらい考えていますかお尋ねします。

6番としまして、行財政改革の推進期間を3年間としているが、その理由は何ですか、お尋ねします。

7番としまして、職員の意識改革をうたっているが、どのような方法で意識を改革させ

て、町民サービスの向上を図るのか、具体的な例を示してください。

8番としまして、23年度に入り2カ月を過ぎました。町民からニーズとして、町長へのおたより、何件くらい寄せられていますか、その内容について示してください。

いろんなことで重複することを質問すると思いますが、明確に回答をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、渡部昌議員のご質問に、お答えをいたしたいと思います。

私からは、行財政改革大綱第15次の基本的な考え方と、併せまして、職員の意識改革及び町長へのおたよりについてお答えをいたします。

まず、本大綱の基本的な考え方ですが、現下の厳しい社会情勢や先行き不透明な国の動向にあって、町政のさらなる伸展を図るためには、従来にも増して安定・持続可能な行財政運営の構築を図ることが必要不可欠であると考えております。このため、町では、近年の各種財政指標の推移や、今後の自主・依存財源の見直しを的確に把握して、中・長期的な視点に立った財政運営や、限られた財源の中で、町民満足度の高い行政サービスの提供を行うため、すべての事務事業について、鋭意、見直し作業を進めているところであります。

今次の大綱は、昨年度にスタートした、3カ年計画の2年目を迎えております。この大綱に基づき、大きな視点の中で抜本的な見直しを行い、町民の皆さんが夢と希望を持って、住んで良かったと思える明るく元気なまちづくりに向け、全力で取組んでまいりますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員の意識改革の取り組みについてであります。一つには、町職員行動基準を定めたところであります。この行動基準の項目につきましては、庁内の各職場で自主的に話し合いを行い、その結果を取りまとめ、全体の奉仕者であることを再認識するとともに、法令を遵守し、町民に信頼される職員、町民の要請に全力で応える職員像を掲げ、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を確立することを誓ったところであります。

また、職員の健康管理や地球温暖化抑制対策の一環として、ノー残業デー及びノーマイカーデー通勤デー、並びにクールビズなどを自主的に実施し、省エネルギーやエコロジー関連にも積極的に取り組んでいるところであります。

さらには、各課等で組織目標・連鎖シートを作成して、各職場における目標と職員一人ひとりの役割分担を明確にすることによって、従来にも増して高い目標意識を持って職務を遂行できるよう条件整備を行っているところであります。

このように、職員の意識改革も、一步一步着実に進めているところであります。

次に、町長へのおたよりについてのご質問であります。この取り組みは、私の政治姿勢の一つである「町民との対話・みんなの声を聞く町政」を実現するための具体的な手法の一つとして、行っているところであります。平成21年11月の開始以降、現在まで、述べ59人・108件のご提案やご意見をいただいております。その回答につきましても、順次本人にお答えをするとともに、ホームページや広報紙面においても公表しているところであります。

本年度に入って寄せられた提案・意見は、10件であります。その内容であります。一つは原発事故に関すること。



二つ目は信号機の待ち時間に関する事。

三つ目は観光PRへの取り組みに関する事。

四つ目はイメージキャラクターの活用に関する事。

五つ目は道の駅のイメージアップに関する事。

最後六つ目は町有施設の安全管理に関する事。などがあります。

こうして、多岐にわたる内容となっております。町民の皆さんから寄せられた提案・意見につきましては、いずれも大変貴重なものばかりでありますので、全てにわたって真剣に耳を傾け、できるものから一つずつ実現に向けて取り組んでいるところであります。ご理解をいただきたいと思いますが、以上申し上げましたが、具体的に数値等で細かい点がありましたならば、担当から申し上げたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 6番、渡部昌議員のご質問のうち、ただいま町長がお答えした以外のものについて、お答えをしたいと思います。

西会津町行財政改革大綱第15次の進捗状況でございますが、これまで第1次評価である内部評価の作業として、各課等において、237件に及ぶすべての事務事業について、自己評価・検証を記入した事業シートの作成・集約を行うとともに、当初予算編成時に主要事業についてヒアリングを行ったところであります。本年度は、この事業シートに基づき、さらにヒアリングを行い、当該事業の継続、縮小、あるいは廃止など、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドについて、検討することとしております。

したがいまして、ご質問のありました平成23年度予算への反映状況や、22年度との財政指標の比較につきましては、現在、内部評価の作業中であることから、お答えできる状況となっておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

次に、外部評価につきましては、内部評価の中で、さらに事業の有効性を評価することが必要と判断したものについて、第2次的に実施するものであります。先の3月議会定例会でもご説明申し上げましたが、直近の財政指標のすべてにおいて、財政の健全性が保たれていることと、加えて各年度に実施すべき事業は、ほぼ順調に実施されていることから、現時点で外部による評価・検証の必要性はないものと考えております。

次に、町の各種施設の管理運営状況についてでございますが、町の施設には、それぞれに設置目的があります。一概に他と比較して運営効率や費用対効果のみで判断できない場合もあり、そこに公設の意義があるものと認識しております。なお、平成18年度からは行財政改革の一手法として、指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上と、効果的かつ効率的な施設の管理運営に努めているところであります。

次に、行財政改革の推進期間についてでございますが、これまではおおむね3年から5年を推進期間として設定してまいりました。今次大綱では、推進期間を3カ年と定めた理由といたしまして、現町長の任期中に一定の成果を出すこと、社会情勢や経済状況などの変化に、柔軟かつ的確に対応するため、迅速な見直しを行うこと、などを踏まえ、この期間を設定したところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは再質問いたします。

今の回答では、22年度の実績評価、評価・検証は23年度に今やっている最中であるので、まだわかりませんということでもよろしいですね。それでは、それともう一つは、外部評価は、今のところは内部評価だけの答えなんですよね。それでこれは、内部評価というのは、やはりどうしても自分たちがやって、自分たちでやるものだから、甘くなるわけですよ。だからこれは外部評価を、専門的な人たちでもよろしいんですけれども、専門家に外部評価をするのがこれからの点検・検証にはいいのではないかと思うんですがどうですか。やりますか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　外部評価の考えでございますが、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この行政評価につきましては、まちづくり基本条例、平成20年に制定いたしましたまちづくり基本条例の中でも規定をしているところでございます。このまちづくり基本条例を策定する際に、専門家であります法政大学の広瀬教授にご指導いただきまして、その中で行政評価のあり方について指導をいただきました。先生からは先ほど申し上げたとおり、まずは内部評価をしっかり行うことと、その上でさらに必要な部分については外部評価を行っていくと、これが行政評価の一つの手法であるということで指導をいただいておりますので、それに基づいた形で町としては対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　今はやはり、これからは、今はじまったばかりで2年目ですから、内部評価を充実させたいと、よくわかりました。だけど、やはり外部評価は必ず必要だと思います。これはぜひやる気は、これからはあるわけですね。どうぞ。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　外部評価、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　それからですね、3年間だけですか、推進すると、大綱にはうたっておりますけれども、これは毎年やるべきではないかと思うんですが、その点どうですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　見直しにつきましては、基本的には毎年やっていくことが大変望ましいことだと考えております。今回の15次につきましては、大幅な全体的な見直しをしていきたいということでございますので、3年間という期間を設定させていただきまして、事務事業全般にわたって見直しを進めていきたいということでございます。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　それでは、ちょっとお伺いしますけれども、関連したことなのでお伺いしたいと思っております。22年度の点検・評価・検証、その中の事業に対して、一昨日、全員協議会においてケーブルテレビの高度化第2期工事にかかわる伝送工事について、昨日説明を聞いたわけですよ、一昨日ですか。それで、私はあまりにもその工事のやり方に対して、でたらめな工事とびっくりして、大変残念な思いをしておりました。やはり工事願いを出す場合、一応、行政側に対して仕様書に基づいてやられたと思うんですが、その辺の点検はし

ましたか、お尋ねします。

○議長　　ちょっと理解できないけれども、再度質問してください。

6番、渡部昌君。

○渡部昌　　一昨日、全員協議会でケーブルテレビの高度化工事、それに対して、そういう22年度に対して、その事業は点検されましたかと、まず聞きます。点検・評価・検証をしましたかと、まずお聞きします。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　今、議員がおただしになっているのは、いわゆる行革大綱全体にわたっての、ひとつの見直しの基準という中において、総体的な点検や見直しということでお答えしているつもりであります。したがって、個々の事業内容についての内容が質問等に加えてあれば、それは関連してお答えしたいというふうに思いますけれども、今回、ある種、急に今出てきたわけでありますから、それについて、いわゆる担当課だけの問題では決してありません。これはいってみれば、町として判断をしてこれを施行させたという責任がありますので、そうした意味からすれば町の最高トップの責任でもあるわけでもありますので、そうした関連でご質問していただければ、私かあるいは副町長か、そうした対応の中でお話をさせていただきたい、あるいは答弁をさせていただきたいと思います。

○議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　それでは、1次評価の内部評価の作業として、各課において237件に及ぶ点検・評価・検証をやっているわけですよ。私はその中の一つとして、一昨日にその全員協議会で示された内容について点検・評価・検証をしましたかという一つをお尋ねしているわけです。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　今、町として点検・評価の題材にあがっているのは、22年度でどういう事業を行い、点検をしたか、そして、その評価はどうであったか、そしてこの23年度に活かせるもの、これはどういうべき課題であったのかというようなことを総合的に判断をしていくわけであります。したがって、23年度事業、これについて今やっているものから点検をして評価をする、対応するというようなことではなくて、やはり総合的に決裁の中で、与えられた課題について点検をしていくというのがこの主旨でありますから、現在の進行形であるということについては、それは点検をしなければならないということは個々にありますけれども、総体的な事業費全体の中での内容というのは、これには合致しないのではないかなというふうに思います。

○議長　　暫時休議します。(14時54分)

○議長　　再開します。(14時57分)

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　22年度の工事につきましては、伝送路工事に光ケーブルの、第2期整備工事につきましては、22年度は局舎工事等を施工しております、光ケーブルの伝送路工事は施工しておりませんでしたので、今回の評価の対象にはならないというふうに考えております。

○議長　　6番、渡部昌君。

- 渡部昌　それでは確認しますが、22年度は一切敷設工事は、高度化事業はやっていないというわけですね。その際、そうすれば、23年度に工事がはじまったわけですよ、そのときの仕様書とか、そういうふうになんと基づいて23年度は工事をやるということになっていますか。
- 議長　建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長　光ケーブルの第2期整備でございますが、伝送路の工事につきましては、設計図書に基づいて光ケーブルを敷設するわけですが、本年度光ケーブルの承認願いにつきまして、設計図書と違っていることがございました。それは大変申し訳なく思っております。今後は光ケーブルにつきましては、設計の機能を担保できるような工事を進めたいと、そのように考えております。
- 議長　6番、渡部昌君。
- 渡部昌　それですね、私の一昨日の話を聞いてびっくりしたんですけれども、この電気の仕事に携わる人は、誰であっても電気設備技術基準というのがあるんですよ。架空ケーブルによる施設の場合は、基準の第71条の規定によって共架専用線、光ケーブルを添架する場合は、断面積が22スクエア以上の亜鉛鋼線やらなければならないと、これ以下では絶対だめなんですよ。そういうものをあなたはちゃんと仕様書に基づいてわかっていたんですか。
- 議長　町長、伊藤勝君。
- 町長　一つ一つにお答えするのは何ら私は問題ではないと思っておりますけれども、事前に質問通告の範囲の中で、これはそれぞれお答えしようということで誠意を持って答弁をしているわけでありまして。したがって、議員が今質問しようとしているのは、いわゆる伝送路の配線の中での、今年のつい最近の話の中でのチェックについての問題だというふうに思います。したがって、これは事前に通告も何もないわけです。これは議長の取り扱いの中で整理をしていただければ、その問題点と課題については、これを粗漏工事でもなんでもありません。業者が間違っただけのことに対する、町はどう責任を取って工事を進めたかということでもありますので、その経過等についてだったならいいんですけれども、その一つ一つにここで対応するという、お答えするということがいかにかなというふうには思いますので、議長にその辺の取り扱い方についてお願いしたいと思います。
- 議長　6番、渡部昌君。
- 渡部昌　町長、今そうおっしゃいますけれども、この第15次大綱というのは、すべてのやつを点検して、そしてやることになっているわけですよ、これやったら絶対間違いもないと私は思うんですよ。そして、健全な財政もできると思うんですよ。なぜかといいますと、4億6,000万の金額を使うわけですよ。だからそれに対しては、やっぱり慎重に慎重に、もし事故が起きた場合は町民が被害を受けるわけですよ、皆さんではないんですよ。町民が迷惑かかるわけですよ。それでこの技術基準というのは、もし知らなければ知らないように、やはり勉強してもらって対応してもらわないと私は困るんじゃないかと思うんですよ。
- 議長　暫時休議します。(15時02分)
- 議長　再開します。(15時07分)

6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、職員の意識改革をうたっていますが、具体的にはどのような方法で意識を変えて、サービスを図る、ありましたら示してください。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 ご答弁で申し上げましたように、まずは最初に自分たちの行動を点検するということで、職員の行動基準、こちらのほうを昨年度制定いたしました。それと併せまして、今年度につきましては、今やはり選択と集中ということで、事業の内容かなり厳しく進めていく必要がございますことから、組織ごと、課ごとになるわけですが、目標をしっかりと立てるということで、組織の目標、それがほかの組織、ないしは町政とどのように関係するののかというようなことを含めた連鎖式の目標管理の方法、これを導入いたしました。

一つには、先ほど申しましたように、集中的な運用ということと、職員の仕事に対する、町の町政に対する参画意識、こちらのほうを取り組みの中で進めていくという目的でやったものでございます。今年度については、新たにはそういった点でございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今、副町長からありましたけれども、言っている中身はわかるんですけども、大変抽象的な言葉、しかできないのかどうかわかりませんが、じゃあ具体的にはどういうあれになるんですか、サービスは。町民に対する。具体的なサービス。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 行動基準と申しますと、まずは役場の中で、小さなことで当然なことでありませけれども、お客様にはいらっしやいませと、お帰りになる際にはご苦労様でございましたというようなところ、これがまず、あいさつがなかったというところもでございます。その辺のまず徹底。それともう一つは、情報の水平展開ということを私は注意して指導しているつもりでございます。どうしても目標など立てますと、組織ごとの縦といいますか、そういうのが強くなる傾向にございますから、定期的に会議などを開きまして、窓口で受けた相談とかというものについて支障のない範囲で情報の水平展開を図っているというところでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今の話を聞きますと、町民のかたに対しては温かく接して、丁寧に接するというひとつのあらわれだと思います。それは評価します。

それから、スクラップ・アンド・ビルドについてどういう、考えている効率の悪い、能率の悪い施設というのは、どういうものがありますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど来、申し上げておりますが、この作業は現在進行中ということでございます。また、先ほど答弁でもお答え申し上げましたが、やはり公共施設というのは、それぞれの目的を持って設置をしているということでございまして、中には確かに効率の悪いといわれるようなものの中にはあるかもしれませんが、それはその設置目的を活かすためには必要なものなのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、その作業中ということでございますので、適正な見直しを進

めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 私の質問は、ちょっとかみ合わないところがありましたが、まだ今、盛んに検証、点検・検証中であるということでございますので、これからも徹底して点検・評価・検証をお願いして、簡単ですが私の質問を終わります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 5番、清野佐一でございます。私はこの6月議会定例会に2点ほど通告をしておりますので、順次質問をいたします。

質問の前に、3月11日に発生した東日本大震災については、発生以来、早3カ月が経過したにもかかわらず、いまだに復旧復興への目途が立たない現状です。地域によっては、少しずつではありますが、復旧復興への兆しがみえてきているところもあります。しかし、こと原発事故の影響を受けている地域においては、いまだに先行き不透明であり、避難生活を余儀なくされているかたがたの苦しみ、心情を思うとき、心を痛めている一人であります。とにかく、一日も早い原発事故の収束と平穏な日々の生活が取り戻せるよう願うものであります。

それでは質問に移ります。まず農地・水・環境保全事業についてお伺いいたします。

この事業は平成19年に地域において過疎化や高齢化の進行、農家と非農家の混住化の進行、また農家戸数の減少等により、集落機能が低下し、水路や農道の適切な保全管理が困難になってきていることから、集落や水利組合などの地域社会の仕組みや、生産基盤である農地や水利施設などの生産資源、また農業が継続されることにより発揮される多面的機能である環境資源、この三つの資源を社会的共通資本として位置付け、地域ぐるみで取り組むことにより、良好な状態でこれらの資本が次世代に継承されるよう支援する事業であります。

本来、国の要綱では実施単位は原則集落単位とされておりましたが、本町では協働による自立のまちづくりの方針に合わせ、町全域を対象として取り組んできました。しかしこの事業も実施最終年度の5年目を迎えております。西会津方式ともいわれ、注目されたこの画期的な取り組みの、今までの実績と評価はどのようにされているのかお伺いをいたします。

また、本事業の今後の見通しはどのようにみられるのかお伺いをいたします。この事業は本町にとって中山間地域等直接支払制度と同じく評価も高く、継続を求める声も多くあります。町として、国、県への働きかけも必要だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に財政についてお伺いいたします。このたびの東日本大震災により、津波や原発事故の被害により、国や県においては災害復旧、復興のために多額の財政負担を強いられることとなります。これらを踏まえ、本町の影響も少なからず心配されますが、見通しをお伺いをいたします。

次に、近い将来やってくると思われる地方分権、地方分権とは、国の持っている権限、財源を市町村や道に移し、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が自主的に物事を決めていき、地域の特色を活かした、活力ある豊かな地域社会づくりを進めることとい

われております。以前から地方の時代といわれながらも、遅々として進まない現状であります。

本町においては、地方交付税や国県からの支出金など、依存財源によるものが約80%を占めております。ちなみに自主財源は20%弱となっております。これら自主財源を少しでも確保、拡大する自助努力も必要と思われませんが、町長の考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、5番、清野佐一議員の財政についてのご質問のうち、地方分権時代に備えた自主財源の確保等についてお答えをいたします。

国では、地方分権改革、さらに現政権における地域主権改革において、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるよう、地方への権限と財源の移譲を進めるといこととしております。

こうした改革の中で、地方税財源の拡充とともに、ひも付き補助金の一括交付金化の動きがあります。使途の自由度が増して、使いやすくなるということについては歓迎すべきことではありますが、その一方では、税源移譲も十分ではなくて、国庫補助金等の総体が縮小される恐れがあるなど、課題も多くあります。

町といたしましては、町税等の自主財源の積極的な確保はもちろんのこと、地域主権改革の趣旨が町民の皆さんの生活に反映されるためには、国、県それぞれの事業区分の明確化を図り、市町村に対して大胆に権限や業務、財源を移譲することが必要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたしたいと思っております。

なお、議員から今回の大震災について交付金、あるいは補助金等、この影響についてのおただしがありましたけれども、過般、今年度の事業説明の中で、喜多方建設事務所所長がまいりました。いろいろと西会津町の関連する事業や、あるいは県の方針などについて意見交換を行ってまいりました。その結果、総体的にはそう大きな変化はないということですので、ある意味においては交付金もある意味では見込めるということですので、今年度事業については、現在のところおおむね計画的に遂行できるという判断に立って、現在、事業を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 5番、清野佐一議員の農地・水・環境保全事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業はご質問にもありましたとおり、過疎化や高齢化が進む中で、地域において適切な管理が困難になってきている農道、水路、ため池などの農村資源が将来にわたり良好な状態で維持管理できるように、また、まとまりのある環境に配慮した先進的営農活動を支援する事業であり、平成19年度からの5年間の事業で、本年度が最終年度となっております。

本町では、町内全域が一体となって取り組むための活動組織として設立されたにしあい

づ水・土・里環境委員会が事業主体となり実施してまいりました。平成19年度からの4年間の実績についてであります。基本事業については、90自治区等あわせて事業費は5,110万円となっております。また重点事業については、79自治区等で417カ所の事業を実施し、内訳としましては農道150カ所、水路131カ所、耕作放棄地解消やため池その他で136カ所、重点事業費合計で9,807万円となっており、基本事業と合わせると4年間で1億4,917万円の事業が実施されました。また先進的営農活動支援については化学肥料や化学合成農薬5割以上の低減を実施している西会津げんき米の生産を、まとまりを持って取り組んでいる7集落の約50名を対象に慣行栽培との経費の差額相当を支援してまいりました。対象面積としては実面積で約60ヘクタール、交付金額としては1,206万円となっております。

全体委員会の委員や自治区長からは、本事業に対して、「希望する事業が実施できた」、「災害に該当しなかった懸案事項が解決できた」などの意見が多く聞かれ、町としましては頭書の事業目的は達成しているものと評価しております。

次に来年度以降の事業展開につきましては、事業規模の縮小や廃止なども含め国の来年度予算の概算要求により、9月頃には方針が示される予定であります。町としましては、本事業実施のために県と県内実施市町村により設立されている福島県協議会とともに、事業継続を要望してまいりますのでご理解願います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 町長にお伺いしますが、財源確保であります。23年度の予算の中に、ふるさと応援寄付金というのがありますね。その予算額が30万ということなんです。それで、これも各市町村ではありませんが、東京都や福島県などの寄付の額ですね、東京は大きいですから億単位で、福島県の場合も3,000万、4,000万、21年度、22年度ですか、というように額になっております。本町においても前からよく私も話をさせていただいた経緯があるんですが、地域を離れて、ふるさとを離れているかたがたに、やはりふるさとへの応援の心を寄せていただきたいというようなことで、PRが必要ではないのかなというようなことで、今までもお話をさせていただいた経緯があります。それらについて、今までそのようなことをまずされたかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員から今まで何回かにわたって、ふるさと応援金のお話がありました。今回のこの震災等もございましたし、あるいは西会津町で、やっぱりこれ元気を出してくださいということで、これまでいただいたお金が300万になってございます。私は、ただ個別に使うというのではなくて、やっぱりこれから、今年は特にそういった意味においては、いろんなかたがたからご協力をいただきました。したがって、ご本人の意に沿って、これからまとまったお金をどう活用していこうかなということで、貯めるだけが問題ではありませんので、この活用方法についても今年中に具体的にこれを取りまとめながら、町民の皆さん、あるいは応援していただいた皆さんにご説明を申し上げ、形として対応してみたいなというふうに思っているところであります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、やはり私の考えからすると、そういうふるさとを離れているかたがたにPRをして、それを永遠というわけにはいかないですけれども、ある程度長い期間、



そういうつながりができれば、ある程度恒久的な財源として考えることもできるんじゃないのかなというふうに思います。それで、いい方を変えれば、西会津にとっての埋蔵金にもなるんじゃないのかなというような考えも持っているんです。ですから、今回はそういう震災がらみの部分でそういうご寄付をいただいたかもしれませんが、今後やはりこっちから進んでそういう働きかけをし、それでつながりを持つことによって、このかたがたがまたふるさとに足を運ぶ、そうすると交流人口も増えるというようなことになるのではないかと、これも前に同じようなことをいっていた経緯はありますけれども、それらの今後の取り組みの姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このふるさと応援については、町に対してそれぞれ遠く離れたかたがた、あるいは西会津町の町民でもそうでありますけれども、活力を見出していただきたい、そういう意味において元気なまちづくりに寄せられたお金だというふうに思っております。したがって、ある程度これに沿った形がいくつか事業名でありますので、そういった対応をまずしていこうと、そして、これが恒久財源となるか、あるいは埋蔵金となるかは、これは少し、あまりにも過大評価をしてはならないというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、現在町と、あるいは東京の都会とで結びつきを持っております在京西会津会とか、あるいは西会津高校の、いわゆる東京支部の皆さんとか、あるいは若松近辺になっておりますけれども、郷友会とか、こういういろんな会が実はございまして、その都度町の行政にいろいろとアドバイスしていただけるかたがたくさんございますので、そうしたかたがたと結びつきを持って対応していきたいと、またそうしたご意見に沿って、町としても誠心誠意を持ってあたっていくたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、質問を変えますけれども、農地・水・環境保全につきましては、前町長の時代にはじまったものであります。それで、町全体として取り組むということで1,200万を町が出して、そのあと3,600万ですか、が国や県からいただいて実施されてきたわけです。やはり今までにない発想でもってやってこられたということに対する伊藤町長の評価などはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この、農地・水・環境保全については、事業の内容、あるいは実施状況をみたときに、非常に有効な事業であるというふうに判断をしております、私は非常に高く評価をしているところであります。したがって、残念ながらこれも期限付きでありますので、今年いっぱいですか、来年以降については、まだはっきりとしたところはありませんけれども、ことあるごとに、やっぱりこの制度については継続していただきたい旨、申し入れを行っているところでありますので、これからも実施されますように、町としてもそうした取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 私の聞きたいこと、明快な答弁いただきましたので、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時35分)

平成23年第4回西会津町議会定例会会議録

平成23年6月14日(火)

開 議 10時00分

出席議員

2番	多賀剛	7番	五十嵐忠比古	13番	清野邦夫
3番	青木照夫	9番	武藤道廣	14番	清野興一
4番	荒海清隆	10番	大沼洋平		
5番	清野佐一	11番	長谷沼清吉		
6番	渡部昌	12番	長谷川徳喜		

欠席議員

1番 目黒 一

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	伊藤てる子
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新田新也	農業委員会会長	斎藤 太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄 清久
--------	------	---------	------

第4回議会定例会議事日程（第5号）

平成23年6月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 報告第1号 平成22年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第3 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第4 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

日程第5 報告第4号 委任専決処分事項

散 会

（一般質問順序）

1. 武藤 道廣
2. 長谷沼清吉
3. 長谷川徳喜
4. 清野 興一

○議長 平成 23 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。1 番、目黒一君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、おはようございます。9 番、武藤道廣です。私も今次大きく 2 項目の質問を通告しておりますので、順次質問いたします。

まず大震災に対する町の対応と危機管理体制についてであります。昨日の同僚の質問と町の答弁により、災害に対する町の考え方や対応方法についてはある程度理解をすることができました。現在町は、町民に対して防災、あるいは災害に対してさまざまな対処、対応をされております。一つには、ハザードマップの作成、防災計画の作成及び周知、災害時の消防団や消防の活動方針、そして災害対応の備蓄等であります。これは前回の質問で、今年度から予算をとってやるというようなことであります。

これら対応や準備がなされておりますが、これらの計画や、あるいは行動計画は、このたびの大震災に対して町としては対応と、その評価を、また反省はどのようになされましたか伺います。加えて、他地区の被災された地区等の対応をみて、教訓としてどのようなことをやられましたか。

また、現在の危機管理体制は災害によってどのように見直され、また現在検討されておりますか。強化されるべき点、あるいは課題をどのようにとらえておりますのでしょうか。

次に、原発事故の放射能による被害や風評被害が、農業や商工業にどの程度及ぼしておりますでしょうか。昨日の答弁により、ある程度これも理解しております。農産物被害の賠償等の窓口は J A 等を通してのことでありましたが、風評被害の商工業の観光も含めた、そういった損害賠償や困りごとの対応として、町に総合窓口と相談窓口を設置して支援するべきと考えますが、町の見解を伺います。

次に、町政の姿勢について伺います。みんなの声が響く町、町民の声が届くまちづくりの政策の進み具合と、それら町民の声に対する町の対応はどのようになっていますか伺います。この質問も昨日、同僚議員がしておりました。それと見方を変えまして質問したいと思います。

事業の見直しと、それによる実行はどのように現在進められているのでしょうか。前回は質問しましたが、集落支援員のあり方と、地域づくりに対する町の考え、体制はどのようにするのか伺います。設置や目的は理解をしておりますが、その活動がより効果をあげるための庁舎組織との連携や、あるいは課題解決、実践のためのプロジェクトチーム等の編成も必要と考えられますが、町の見解を伺います。

前向きな答弁を期待して、今後の町の進展に役立てたいと私も思っておりますので、よろしく願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 9番、武藤道広議員のご質問のうち、町の大震災に対する対応と危機管理体制についてお答えをいたします。はじめに、大震災への町の評価と反省に関するご質問にお答えをいたします。

このたびの東日本大震災では、本町でも震度5弱の大きな揺れとなりました。地震発生後、職員の庁舎外避難と防災行政無線の放送による注意喚起を実施し、その後直ちに、消防関係者、警察署等の防災関係機関の出席のもと、会議を開催しその後の対策に備えました。道路や施設をパトロールし、町内全地区において異状がないか確認を行った結果、地震発生5時間後の午後8時には、異状なしとの確認がとれています。

一方、被災者受入の県からの要請を受け、3月15日には東日本大震災支援対策本部を設置し、受入体制を整えました。3月議会定例会の日程を変更するご配慮をいただき、避難者の受入準備、義援金窓口の設置、支援物資の受入れ等を行い、3月17日からさゆり公園体育館を避難所として被災者を受入れました。

東日本大震災の発生後から、以上のような初動対応をしており、町としての対応は適切であったと評価しています。

危機管理体制については、今回の大震災においても、町長を先頭に全町を挙げた対応をしており、被害確認から安否確認まで、適切な対応であったと評価しております。

大震災については、いまだに対応は継続中であります。したがって、反省や検証につきましても、一定の収束がみられた段階で、被災市町村の状況も参考にしながら、町の危機管理体制の強化を目的に実施していく考えでございます。

次に、風評被害対策と支援、賠償に対する町の姿勢についてお答えします。

県内の産業における風評被害については、農産物の買い控えや市場価格の下落・契約栽培の中止、観光地での宿泊キャンセルなど、被害は広がっています。このような中、4月28日に原子力損害賠償に関する第1次指針が、原子力損害賠償紛争審議会より出されました。しかし、この内容は賠償の基本的考え方が示されるに留まっており、5月31日になり、第2次指針が示されました。そこには、具体的な損害額算定方法が示され、6月1日より、農林産物の出荷制限に伴う損害と風評被害、避難区域等での中小企業者にかかる仮払い補償金の受付が開始されました。しかしながら、農林業以外の風評被害に関する賠償や精神的損害は、今後の検討事項となっております。

今後示される予定の第3次指針においては、これまでなかった、政府の指示によるもの以外の損害、自主避難・自治体損害等や精神的損害・農林業以外の業種にかかる風評被害への考え方が示されるものと思われまます。

損害賠償に関しては、東京電力や国に対して、被害を受けた団体等から賠償を求めることが基本となります。したがって、町に窓口を設置するという考えはございませんが、町民生活への影響を考慮し、相談を受けるなど、町としてできることについては対応して行く考えですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、武藤道広議員のご質問のうち、政治姿勢に関するご質問についてお答えをいたします。

「みんなの声が響く町 にしあいづ」は、町政の基本的な姿勢としてのスローガンであり、町総合計画の中では、まちづくりの基本となる考えであり理念として定めております。基本構想、基本計画、実施計画はこの理念のもとに策定されており、具体的な事業にもこれが活かされているところであります。特に活力ある地域づくり事業や生活環境づくり支援事業、保育料の第2子無料化などの子育て支援事業、結婚祝金の創設、集落支援員の配置などは町民からの声を活かした事業であります。

直接町民の声を聞くことができる町長へのお便りや、町政懇談会などは、大変有意義な取り組みととらえており、今後も充実させてまいりたいと考えております。

次に、見直しと実行についてであります。これらにつきましては、変化する社会情勢にあわせ、適宜対応しているところであり、具体的には、医薬分業による医療体制の充実、国際芸術村の外国人芸術家の招致廃止、特別敬老祝金100万円の見直し、活力ある地域づくり事業の導入などはその例でございます。

次に集落支援員と地域づくりについてのご質問にお答えします。集落支援員につきましては、提案理由の説明の中でも申し上げましたように、6月1日付で1名を、委嘱したところであり、奥川支所に拠点を置くこととし、支所長の指示のもと支援活動をしていただくことにしております。

具体的には、高齢化率の高い地域に積極的に出向き、地域の皆さんの話を聞くところからスタートする考えであり、そうした中から、活動のあり方、支援のあり方などを見直していきたいと考えております。また、中山間地域直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策事業、活力ある地域づくり支援事業などの各種事務手続きの支援や、地域づくり団体への支援なども積極的に関わり、地域の世話役的な役割も担ってもらうことを考えております。

現在は、奥川支所長と一緒に関係団体や自治区長、民生委員のかたがたと意見交換などを通して、基礎的情報の収集をしている段階でありますのでご理解願いたいと思います。なお、集落支援員の支援体制の話がございました。今、前段でも申し上げましたように、奥川支所長と連携を取りながら活動していただいているところでございますが、支援員の活動は、毎日日誌として町のほうにあがってまいっております。その中で集落支援のかたがたが話し合いを通じて、こういった支援が必要だろうということにつきましては、逐一、私どもの耳に入っているというようなことでございます。政策調整会議等でそういった情報を議論しながら、支援のあり方、町の支援の体制などを整えていく考えでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど答弁をもらいましたが、まず危機管理等の防災関係についてであります。反省検証はこれからということですが、いつごろまでを目途に、またどんな範囲でそういうものを検討される予定でしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 反省と検証についてということで再質問にお答えいたします。

これにつきましては、先ほども答弁の中でお答え申し上げましたが、震災の対応というものがただいま継続中でありまして、ある一定の収束になった段階でやっていきたいというふうに考えております。ただそういった中でも、できることについては、できるだけ

早い時期からやっていきたいというふうに考えております。

その見直しの内容でございますが、先ほど議員からもお話ありましたように、備蓄といったもの、これについても改めて考えながら進めていきたい。また防災機能の確保、また地域防災計画、現在あるわけでございますが、これについても内容を精査しながら見直していきたいというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 一定の収束といわれましたけれども、震災と原発の影響もあるわけですが、だいたい全部終わるまではいつになるかわからないわけですが、町としてはどの辺を考えて対応されるつもりですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 福島県の状況をみていただきますとわかるように、原子力発電所の事故の関係、これが今後どうなるのか、本当に現在の状況をみましたところ、なんとも状況がわからないというのが現実でございます。そういった中で、本町にも、あちらの浜通りのほうからきております避難者、これがかなりおります。このかたたちも、現在どうしているかわからない状況でございます、これらがある程度方向性、道筋がみえてきたらということ考えてございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 これはちょっとかみ合わないんですが、私がなぜこれを聞いているのかといいますと、わが町は震災にはある程度、今のところ大きな地震等についての被害はなかったと、これから梅雨、あるいは集中豪雨に対してそういう時期をむかえるわけです。特に土砂災害、あるいは水害の体験を数多くしてきております。河川整備とか、治山等の工事等が進められてきましたが、それらがちょっと危惧されるわけでありまして。ですから今、それらを含めた見直し、あるいは強化についてお聞きしたいなと思ったわけですが、まずそれでは、この住民避難発令とか、そういったマニュアル、あるいは避難所等の各地区ごと、そういった条件、あるいは指令、それに関してはどうのように経過されて、また対処されるつもりでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今ほどのご質問で、地震にかかわらず土砂災害、また水害についてということでご質問がございました。現在6月になりまして、いよいよこれから梅雨のシーズンということで、土砂災害については、本町これからがいよいよ時期となります。そういった中で、町には地域防災計画ございまして、おのおの土砂災害の、水害の関係、地震の関係ということで、さまざまな編によって書かれてございます。そこには、計画としては、当然計画ですので、こういうふうにやっていきますよということで概要が載っております。それに対しまして、実際にどのように避難をするか、避難の指示はどうするか、また災害対策本部、こういうときはどういうときに設置するかという点についても計画では書かれてございます。ただその具体的なものについて、この計画内ではほかに委ねるという形になっております。実際マニュアルという形で避難指示関係、あと災対本部の設置、こちらのほうは行政内部の資料でございますが、そちらのほうをつくってございまして、それに合わせて町長を先頭といたしまして、いったん災害が起きればすぐに行動するよう



に考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の計画ですが、これの住民に対する周知、どのようにどの程度なされておりますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今回の災害に対して、やっぱりこの西会津町で、もしこういった大地震、実際に震度6、7を想定した場合に、どのくらいの影響があるのかということで、非常に当時危惧をいたしました。それで、私はいち早く地震の直後に、まず住民の安全安心、あるいは孤立集落はないかということで、当時は十分ご承知とおおり、まだ雪が残っている状態でありまして、一番心配されたのは、いわゆる孤立する危険性のある集落、例えば弥生、弥平四郎、こうしたところについては、行く途中に相当崖崩れの要素がたぶんにあったわけです。たぶんこの地震であの集落は雪崩が起きて、通行止めになったんだろうという想定のもとに、いち早くその安否確認を行ってくださいということで、そうした危険性のあるところ、マップ上に示されて、これは危険性があるというのは、消防団が来ましたので、ただちにそうしたところについて、いち早く地元のほうが一番わかるわけでありまして、そういう対応をとってきということであります。

そして、これまで消防団の幹部会が2回ほどございました。今年は春の消防検閲が被災のために中止になったわけでありまして。私は消防団の幹部会の中で、実はこういうことを申しました。今回、自粛ということについては、それはあるイベントやお祭ごとだったならば、その自粛ということはいいんですけども、こと消防に関する、この災害時にあたっては、自粛よりもむしろ消防団員一同に会して、改めて西会津町の全体的な安心安全、地震に対するこうした未曾有の対応の場合にどうすべきかということ、やはりこの機会だからこそやるべきではなかったかという話を実はいたしました。

そのあとの幹部会で、実は消防団のほうから、今回はこの春の検閲はできなかつたけれども、町長がいうこれからの地震等々に対して、町はどうすべきかということで、秋にこれを想定した、全団、全地区の防災体制に対する訓練を実施したいということの、力強い内容の提起がございました。私は、やはりこうしたことで震災の現状を目の当たりに実は見てまいりました。そのときに、消防団の幹部会にもいいましたけれども、あちらこちらに消防の赤い消防車が転々としてその被災地にあるわけでありまして、無残にも。それは、たぶんに防災行政無線がきかなかつたんであろうと思います。実際に薄磯地区については、防災行政無線は活動ならなかつたそうであります。

そうしたときに、消防はやはりその地域を全部パトロールで、あるいは避難指示をいたしたのではないかと、そしてそのために、私は犠牲になつたのではないかなという判断をもって帰ってきたところでありまして。それだけ命懸けで、やはり地震に対する対応の仕方ということについては、ただ消防団に任せるということではなくて、地域一体となつた今回のこうした対応の仕方ということについて、もう一度やはり考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

したがって、今、この見直しというのは、まさに今西会津でもこれからすぐ、明日、明後日ということではなくて、秋には大々的にこれを想定した対応を取ろうということで、

今、消防団、町、そしてたぶん集落にも声をかけて、一緒の対応をとっていくということにしていきたいと思いますというふうに思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、この反省等うんぬんということについては、議員もご承知とおおり、今、国では1次終わりました、2次、3次、政権がどうなるかわかりませんが、まだまだ補正予算の話を実はしているわけでありまして。復興復旧の話はまだまだこれからの話でありまして、これから具体的にどういう損害賠償請求の話が各自治体にくるかわかりませんが、そうした場については、町としてもしっかりと窓口をとって、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほどの町長の答弁に対しまして、私も町民の安全安心、それを、安心を確保する意味で、消防団がそれだけのきちとした体制をもってやるべきだったのではないかなという感はありました。しかし今ほどの今後の対応を聞いて、それは安心をしておりますし、また住民と一体となった災害に対する防災といひますか、そういった訓練も行うということではありますが、いかんせんこの西会津町、いろんな条件の地域があります。先ほど孤立化になりやすいというような地域も、特に山間、中山間部にあります。そのときに、今回ヘリが大変有効な手段として活躍したわけではありますが、そういったヘリの要請、あるいはヘリの活動に対するマニュアル等がありましたらお知らせいただきたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 実際、大きな災害が起きた際、道路が寸断されたり、なかなか近づけないという状況がございます。そういった中で、防災、またほかに警察、自衛隊、いろいろヘリコプターございまして、それによって救助活動、またさまざまな活動をするということが実際、今回の震災でも行われております。

それで、このヘリコプターの要請につきましては、基本的には消防署からここにこういうことがある、ここに必要だということで要請をし、それに基づいてきていただくというのが現状でございます。ただこれ、あくまでも防災、消防のヘリコプターでございまして、実際に大きな災害になれば、やはり自衛隊の出動ということが当然考えられますので、それについては町、もしくは他からですが、基本的には県に要請をし、県から大々的に派遣していただくというような形になると思ひます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ヘリの要請方法等はわかりましたけれども、それは町独自でできると解釈していいわけですか、それとも県の許可を得なければならないというような一つのあれがあるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ヘリコプターも種類ございまして、先ほど申し上げましたように、防災とか消防の関係ですと、町から直接、または消防署からというような要請になります。ただ自衛隊でございまして、これについては、基本的には県からという形がございまして、町から県に申し上げ、県から要請をするという順序になります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　へりの要請、あるいはそのマニュアルについてはわかりました。今ほど自衛隊の話も出ました。特に西会津町は大震災、地震というよりも先ほどいいましたように、水害、土砂災害のほうが多いということでもあります、その辺に絞ってお聞きします。

地域ごとのそういった避難所、あるいは避難の仕方、あるいは対応というものはどのように進められておりますか。

○議長　　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　　土砂災害ということでご質問をいただきました。

土砂災害につきましては、昨年もちよっとお話したかと思いますが、町ではハザードマップ、土砂災害についてのハザードマップを作成をいたしまして、それに基づいて危険箇所、またそれについての避難所という形で明示をしてございまして、それに基づいて訓練なりなんなりをしていただくというふうに考えております。

その中で、避難の経路、また避難所につきましては、地図上にある程度明記はしておりますが、一番やはり地域を知っていただいているのは、そこに住んでいる住民のかただと思います。したがって、ハザードマップを活用していただきまして、実際に起きたときにはどこに行けばいいのか、また一時避難ということではどちらのほうに避難したほうがいいか、これはやはりそこに住んでいらっしゃる住民のかた、また区長さんなどを中心としてぜひ行っていただきたいと考えております。

○議長　　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　ですからそこを危惧しているわけです。自分たちの自主判断で避難しなさいということですね、結局は。ですからそういった訓練とか、消防、あるいは自治区長、地域の人たちとのそういった連携とか、そういうものはどのようになっておるのか。

○議長　　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　　先ほど土砂災害に関しての避難とか、それについて私から申し上げました。実際に被害が起きそうな状況、当然、気象情報なり、気象予報、これが町にも、またほかにも当然入ってまいります。そういった中で、土砂災害については、土砂災害の危険度を表す気象の情報がございまして、それは町のほうにも入ってまいります。それによって危険度が増すところ、当然雨量の関係、そういうのを勘案しながら出てくるわけですが、それによって町としては危険があれば、もちろんそこに住んでいらっしゃる住民のかたが一番詳しく知っているわけでございますけれども、行政としましても、この程度になれば、やはり避難を敢行しなければならないというものがございまして、それらをみながら地元の人、地元の区長さん等の意見も聞きながら、そういう形で対応していきたくというふうに考えております。

○議長　　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　今ほどのことですが、確認の意味で、今現在はそこまで煮詰まっていない、これからそういうふうに煮詰めるということですか。

○議長　　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　　奥川地区については、昨年、土砂災害に関する防災の訓練というのは実施させていただきました。その中でもいろいろ話が出たように、やはりこれについては日ごろからの訓練、そういったものをしながら、実際にやっていかないと難しいなど、いう

ことを体験したところでございます。

あとハザードマップを使った図上の訓練、これも昨年、一番土砂災害の危険箇所が多いのが奥川地区でございましたので、そちら実施をいたしました。そういう形で、やはりこういう形で年次的に訓練を通しながら進めていくべきものであるし、また、こういったことについて広報活動を通じて皆さんに知っていただくというのが大変大切だと思います。そういう点では、ただいま進行中という形でご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの話ですが、自衛隊の要請等も含めましたが、自衛隊は県民に対しての許可を得てやるということです。ただ、よく災害のときに、町の関係の、建設関係のかたがたが動員されて、よく活躍されておるわけです。そういった体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 質問の内容ですけれども、建設関係のかたがたが動員されてやっているケースがあるということで、具体的にちょっとどういうことでしょうか。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 土砂災害、あるいは河川の止まったときなんかは、重機を持ってきてすぐ対応しているわけですよ。そういった対応をしている、現在実際、過去にもやっておられますが、そういったことに対する協定とか、そういうものは建設関係のほうとはどのようになっているのかということでもあります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 災害時の建設業者の対応ということでございますので、私のほうからお答えいたします。

県が災害時に協会等と協定を結びまして出動を要請するというふうになっております。町におきましても、建設業協同組合が町にございますので、協定までは結んでおりませんが、災害等有事の際には出動していただくというようなことで話し合いをしております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほどの答弁ですが、やはりきちっとした形での意思疎通、あるいは体制をとっていただきたいなど、そのように思っております。

また、町民の安全と緊急避難に関してであります。大変高齢化が進んでおまして、なかなか避難といっても時間がかかるとあります。ですから、避難、住民避難の発令等の時期、あるいはそういった状態、その辺を判断するきちっとしたようなマニュアルを作成して、それとともに、住民の行動計画ですね、そういうものもきちっと作った上で住民説明や周知をすべきと思いますが、その辺はどう考えておられますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今回、避難、またそういった行動計画というようなお話でございます。先ほど申しましたように、計画としては地域防災計画があり、そのもとに避難所の設置、また災害対策本部の設置ということで、内部的なマニュアルは作成してございます。ただこれは具体的な町民の皆さんの行動計画ということにやはりもっていかないと効果が薄いという議員さんのお話でございます。私もガイドブック的なものについては、町民の皆さん

んに配布はしておりますが、もう少し詳細なものを作成し、やはりそれに基づいた行動を起こすということが大切かと思っておりますので、議員さんからいただいたご意見を参考に、今後それについて進めていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたいのことは理解しました。きちっとした体制とその訓練によって町民の安全安心に努めていただきたいと思いますと思っております。

なお、避難所関係ですが、実際避難所を運営されたことについてちょっと質問します。避難所運営について、これは予算、予算というよりも経費の件ですが、通常、役場職員の通常業務以外に要した費用はどの程度になっておりますでしょうか。内訳としまして、避難者受け入れのための費用はいかほどかかりましたか、そして避難所運営経費としまして、備品費、あるいは人件費、あとは食事関係の費用はどの程度になっておりますでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 避難所、あるいは災害救助に関する、今回の震災にかかる経費についてご説明を申し上げます。

22年度の執行の状況についてまず申し上げたいと思いますが、予算につきましては、882万6千円ほど予算をいただいております。このうち、実際に使用したのは494万7千円ほどの執行がございます。ここには議員もおたのしみとおおり、職員手当て、泊り込みでやったり、土曜日曜の対応もがございます。それから臨時委託職員の賃金の関係、あとは需用費といたしまして、食材の関係だとか、あるいはいろんな施設運営にかかる消耗品、燃料、そういったもろもろの需用費、あとは機材の借り入れ等もございましたので、これらの借上料、そういったものを含めまして、先ほど申し上げた490万ほどの金額ということでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今いわれたような食費にどのくらい、パーセンテージですね、その予算の中のどの程度がかかったかとか、人件費どの程度かかったかという内訳はわかりませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 特に22年度の予算の執行にあたりましては、その避難所関係の準備に関する経費が当初で集中して出てまいりましたので、1日あたりの平均でいくらかかったというのは、そこから準備に要した経費を差し引いてちょっと計算してみないと、どのくらいになるかというのが、今手元にはちょっとございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 なぜこれを聞いたかといいますのは、結局今回の避難所運営に関して、ボランティアの団体、あるいはそういった関連の人たちに大変活躍していただきました。結局かたやボランティア、かたや人件費ということで、町側にとってはボランティアという発想は、最初は全部じゃないんですが、ある程度職員の中にも、そういう話し合いとか何かがあったかどうか聞いたかったわけです。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長　今回の避難所につきましては、災害救助法というものに基づいた対応をとると、その中で、やはり被災されてきたかたの身の安全と申しますか、というものを図るために、やはり職員をはり付けて、夜間の対応をする必要があった、これは業務としてとらえるという必要がございましたので、その点については業務だという割り振りで考えておりました。

なお、資格を持った職員ですね、栄養士でありますとか、というものについては、自主的、自発的に郡山ですとか、そういう大きなところについて活動してきたということも聞いてございますので、ボランティアの意識がなかったかという、十分あったというふうに考えております。

○議長　　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　それを聞いて安心したわけですよ。私とその人件費を使って悪いといっているのではないですよ、それは業務ですし、それだけの責任を持って運営しなければならないと理解しております。ただ、民間ボランティアの、民間パワーがあれだけ活躍した中で、職員の中にそういった意識があったかどうかを確認しただけです。

次に、危機管理、あるいはこの風評被害であります、工業製品等の放射線量測定と証明書の発行についてお伺いします。

事務の負担軽減と安全性のアピールについて、町はどのように考えておられますでしょうか。

○議長　　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　工業製品に対するご質問でありますので、商工観光課がお答えいたします。

現在、福島県内の企業におきまして、工業製品を出荷する際に、放射線量の測定等が発生している企業が何社かございます。それで現在、福島県内におきまして、県が実施しております放射線の測定箇所が県内で現在3カ所ございます。一つが福島市のポリテクセンター、それから二つ目がいわき市のハイテクプラザ、三つ目が郡山市のハイテクプラザと、その3カ所で放射線量の測定を実施しております。これにつきましては、企業からの依頼で県が実施しておるわけでございますけれども、県に問い合わせたところ、測定器、県で使っている測定器につきましては、だいたい50万ないし35万の2種類の測定器で測定していると。測定にあたっては特に資格は必要ないそうでございます。誰でもできると、ただ県では正しい測定をするために講習会を実施しておると、無料でやっているという話でございました。

それから、測定すれば当然数値が出まして、証明的なものを県で出すわけでございますけれども、現在、輸出している工業製品につきましては、その証明、県で出した証明を依頼企業が、日本商工会議所、もう一つは日本貿易振興会、ジェトロですか、それに依頼企業が登録をしまして、それで県の証明を付けた上できちんとした証明書として輸出の際に添付しているそうでございます。そういったことで、工業製品の輸出につきましてはそういったことで現在対応しているということでございます。

○議長　　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　県の対応はわかりました。町としてはそういった事業所、あるいはそれを望

む事業所に対しての便宜、あるいは町独自でそれをやって、県との証明書の問題もありますけれども、そういった考えはないのかということと、このようなときにこそ、事業所を訪問、あるいは調査して、事業所の抱えている課題、あるいは実態の把握、そして支援というようなことで行動を起こすべきではないかということと、先ほど町長が窓口をある程度、国が、賠償ですが、窓口を国がある程度示したら設置したいということでもありますけれども、そういった課題、問題、あるいは困りごと等の窓口等を通した対応というものは考えておられますか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 原則から申しますと、損害賠償は、民対民の、ご承知のとおり、その中の因果関係ということになります。ただ、役所と申しますか、自治体として問い合わせの窓口の交通整理でありますとか、相談の内容を当局につなぐといった対応はやっていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 次に町政の姿勢についてであります。先ほどいろいろ前の同僚の議員の質問に対する答弁もありました。そこで私は、現実的な質問にさせていただきます。働く若いママが大変困っております。乳飲み子を抱えて働けないということでもあります。といいますのは、こういうご時勢であります。本来私は産休、あるいは育休というものをきちっととって、子どものためにやるのがベストだなと思っておりますけれども、こういう経済状況、あるいは雇用状況の問題では、それもままならないのかなというふうにも感じております。乳幼児保育の現状はどのようになっておるのでしょうか。

また今後の方針はどのように考えておられますかお聞きします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 乳幼児保育のご質問でございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

町では子育て支援の一環としまして、野沢保育所におきまして0・1歳児の保育、いわゆる乳幼児保育を実施しております。現在でございますが、野沢保育所での0歳児は5名、1歳児で17名、合計で22名の乳幼児保育を実施してございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それだけの人数ですが、これは待機とかそういうものはあるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それではお答えをいたします。

待機児童に関するご質問でございますが、現在のところ待機児童はございません。ただ、今後7月、8月をお願いをしたいというかたは何名かおられるということは聞いてございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 受付が4月、3月末なのかな、4月ということで、途中からの人たちがそういう待機、あるいは申し込めないという状態になるのは、制度上しょうがないのかなという点もありますが、今後その人数の把握等で定数がまだ確保できるのかどうか、また、そういう考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをしたいと思います。

乳幼児保育、0歳児の保育でございますが、乳児につきましては、誕生から6カ月を過ぎた以降、お預かりをすることになってございます。そのようなために、年度当初で予定をすることはなかなか難しいということでございますが、現在、乳児は5名でございますので、1歳児のほうは17名ということで、1歳児は多いわけですが、現在、指定管理制度を導入して、西会津福祉会と委託をしておりますので、今後どのくらいまで0歳児の受け入れが可能かどうかについては、西会津福祉会との調整もございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その辺を調査して、極力そういった働く若いママの要望に応えるよう努力してほしいなとも思います。

次に、これも町民の声であります、診療所にいく足のない高齢者が大変困っているということです。特に奥川の月曜、金曜ですか、開設していただいておりますが、高陽根地区のバスが廃止されたことによって、いちいち人を頼んでいかなければならないというようにございまして、大変困っているということではございますが、以前から話が出ておりますけれども、そういった対応としてデマンドタクシーや、あるいは新しい交通手段等は考えておられるでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町民のバス、足の確保についてのご質問にお答えします。

ご存知のとおり、来年の4月から小学校が統合されまして、小中学校専用のスクールバスを走らせるというような計画になっております。そうしますと、今度は町民バスにつきましては、中学生の乗車がなくなるというようなことではございまして、今度、町民バスのあり方につきまして町のほうでも検討を始めているところであります。今のバスの事業者との打ち合わせ、それからタクシーとの調整、そういった作業をしているわけではございますが、今なるべく皆さんが利用しやすい体系というようなことを目指しまして、新しい交通体系を確立していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 もう一つ、町民の声ということでお尋ねします。町としては交流人口、観光による交流人口の増加、あるいは観光に今後力を入れるということではあります。ところが、町のメインストリートであります野沢駅から駅前通りですね、暑い日はやはりドブの匂いがするわけですよ。観光をうたいながら、そして観光客がきて、地元の住民のこともありますけれども、その対策、対策と俺がいうわけじゃない、その辺をどのようにとらえて解決なされつもりでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員の質問の中でですね、町民の声として一つ一つ具体的に事前に通告があれば、ちゃんとそれに基づいてお答えをするわけではありますけれども、町民の声というと、天の声でもなんでもそうですけれども、いろんなことがあるわけですよ。ですから、もう少しこの具体的に、乳児医療で0歳児に町はちゃんと対応しているのかどうかと、これだけで



も結構なんですよ。あるいは今いったような、側溝が臭くてしょうがないと、環境問題で町はちゃんと対応しているのかどうか、これでもいいんですよ、項目に並べていただければ、その都度その都度出されて、職員のかたがたは、やはり誠意を持って対応しているわけでありますので、その点のところについては、これは議会のルールとして、ちゃんとこれはあなたもちゃんと副議長ですからわかっているつもりで対応していただきたいこう思います。

そこで、今ほどの問題が非常に環境を阻害するというので、住民からそういう声がきちっと周辺であれば、私も歩いて通っているところでありますので、これは明日にでも、今日にでもちゃんと対応して、これで非常に近くで迷惑かけてしょうがないこう私自身が思ったならば、すぐに水を通すとか、なんとかしながら対応してみたいというふうに思いますので、そういうことは住民の、あるいは周辺の人たちといろいろと、区長さんもいらるんですそこにね。ですから、対応してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 武藤議員に申し上げます。持ち時間、1時間にだんだん到達しますので、答弁を含めて残り時間3分で終了してください。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後の質問になります。集落支援のあり方であります。協働のまちづくりを唱えて、それなりの対応をしたいということで、先ほどいいましたように、目的理解しております。私は町が集落支援、あるいは地域のかたがたと、そういった問題や課題を洗い出したときに、それに対応するきちんとした組織、あるいは地域づくりの団体等との連携等を踏まえた解決方法というものをきちんにとらえた形での体制が必要だと思っておりますが、再度お聞きします。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 集落支援につきましては、全員協議会でもその内容と位置付け等について詳しく議会のほうにお示しをしたとおりでございます。そこで、このたびは1名ということであります。そしてまた、西会津町におけるこれからの過疎高齢化の集落にあたっては、いったいどういう課題がこれからあるであろうか、あるいは運営する場合に、今後何が一番必要になるのか、あるいは集落ごとに事業を行う場合に、一番大きな課題は何なのか、こういうことを、やはりつぶさに調査をしながら、その自治区長の皆さんと一緒にした対応の仕方などについて、それらを課題として持ち帰って、そして具体的に今度は町の行政の中に反映していただく、こういうことをやはりしていくということが、私は本来の集落支援のあり方ではないかなというふうに思います。個々にわたるいろんな、そこに住民として住んでいらっしゃるかたがたの福祉とか、あるいは医療問題とかということについては、またこれは町の別な意味でサポートしていける団体もありますし、あるいは社会福祉協議会とか、民生委員とか、あるいは自治区長、全体集落の中で対応していく部分もありますので、その仕事の内容というのは、やはりちゃんと区切りながら、受け持つ範囲というものについて、これからある意味では自由度を持たせて、そしてそのかたがある意味では納得するような形を取りながら、これから進めていきたいというふうに思っております。

この前お示しした内容については、どういう仕事をするかという事務分掌の範囲内をお示ししたものでありまして、これから実際スタートするわけでありますので、実際のところ

ろ私はその仕事の内容というものは、非常に大変だなどこう思っておるところでありますので、やりやすいように地域の人たちといろいろ話し合いをしながら、そのかたを育てていただきたいなど、こんなふうにも思っているところでもあります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 以上で私の質問を終わります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 11番、長谷沼であります。私も通告に基づいて一般質問をしてみたい。

はじめに野沢小学校の利活用の計画についてであります。町では統合してできる西会津小学校を西会津中学校のそばといたしますか、近くに建築の方針で進んでおられるわけがあります。私も町民の皆さまのご理解を得て、小中連携教育に相応しい学校建築であってほしいし、次代を担う児童のために最良の教育環境を整備すべきと考えております。

私と同じような考えの町民もたくさんおられるのも事実ではありますが、しかし、町には届いているかわかりませんが、多くの町民のかたがたが、せっかく何億もかけて耐震工事をしたのだから、統合小学校は今の野沢小学校でいいのではないかと、野沢小学校を利用すべきとおっしゃっているかたも多くおられるのも事実であります。せっかく耐震工事をして、利用しなくなってしまったのでは、無駄遣いだとおっしゃっているわけがあります。

そこで問題になるのが野沢小学校の活用計画であります。活用計画の前にお尋ねをしたいのでありますが、野沢小学校の耐震工事に要した費用はいかほどでありましたか。改めてお尋ねをしたいのであります。要した費用の総額はいくらか、その財源の内訳もお聞かせをいただきたいと思っております。

また町の公共の建築物で耐震診断を実施したのはどの施設、どの建築物でありますか、していない施設等があればお聞かせいただきたいと思っておりますし、あるとすればそれはどういふことでしょうかというわけであります。町役場も公民館も、耐震診断の結果、不合格だと聞いておりますが間違いはございませんでしょうか。

役場の実態と重要性については、昨日、2番の質問で明らかになりました。私は野沢小学校の利活用を考える場合、役場や公民館の移転も選択肢の一つと考えています。最もいい方法ではないかなという考えもあります。町のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

野沢小学校の利活用が決まれば、税金の無駄遣いということは当てはまらなくなります。一日も早く野沢小学校の利活用が決まれば、新しい校舎、小学校建築に向かって、より多くの町民のかたがたの理解が得られるわけありますから、この統合小学校の建築の理解を得るためにも、この件に関してはもっとももっと努力をすべきと思っておりますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

次に、東日本大震災についてお伺いをします。町にとって今回の特色といたしますか、特徴は、町外からの避難民の受け入れと原発に対する対処だと思っております。一連のこの大震災に対して、関係者の皆さまがたは並々ならぬご努力をなされたと思っておりますし、ご苦労さまでしたと言いたいと思っております。また、多くのボランティアのかたがたが支えてくださいました。皆さんがたのご協力がなければ、このようなスムーズにはいかなかった

だろうと思います。ボランティアのかたがたの皆さまにも、ありがとうございましたと御礼を申し上げたいと思います。

現況については、町長の提案理由で説明がありましたので理解はできました。収束も近いという気もするわけではありますが、この対策本部をいつまで設置しておくのか、逆にいえば、どんな状況になったらこの対策本部を解散するのかということでもあります。お答えをいただきたいと思います。

町外からの受け入れは、町にとってかつてない経験でありました。前を思い出せば、おそらく太平洋戦争の間際の疎開、学童疎開、あるいは一般家庭の疎開以来のことではないかなと私は思っております。はじめてこのような大きな事件に遭遇をしたわけでもあります。このような大きな事件を二度と経験をしたくはありません。しかし、またいつあるかわからないのも事実であります。

そこで、このような大きな事件の取り組み、対策本部での取り組みについてであります。後世に活かすためにも、次の対策に活かすためにも、一連の対策の取り組みについて、記録として取りまとめることが必要と思っておりますが、そのお考えはありませんか。また一連の対策について検証する必要があると思っております。その考えはありませんか。検証するとするならば、やはり記録として保存しなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

西会津町では直接的な被害がありませんでしたが、地震、津波、原発ということで、直接的な被害はありませんでした。しかし、今回ありませんでしたが、最大の懸念は原発による事故であると思っております。福島第1原発から120キロメートル前後だそうであります、離れている距離が。ですから、直接的な影響は受けておりませんが、しかし、同じような事故が柏崎刈羽事故でおきたらと考えると、福島の原発よりも距離的に近いわけがあります。私の計算ですとだいたい80キロくらいしか離れておりません。強い西風に乗ってくれば、十分にその影響を受ける可能性があるといえるのではないかなと、この件について町ではどのようなお考えでありましようか、想定をお聞かせください。

町民の安全安心を守るため、今回の原発事故について県内各地の自治体がとった対応、対策などを十分に参考にすべきと思っておりますがいかがでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

さて、町の防災計画であります。町内で起こりえること、地震、水害等々については対策を立てておられるわけではありますが、今回のような町外からの被災者の受け入れ、あるいは原発等を想定した対策は立てていないと思っております。対策を立てていないとするならば、早急に町の防災計画に盛り込むことが肝要と思っておりますが、そのお考えがあるかないかをお尋ねをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、長谷沼議員のご質問のうち、野沢小学校の利用計画についてのご質問にお答えいたします。

冒頭、議員から、あくまでも多くの町民の声としての発言の中で、統合小学校に関して何も耐震補強をした小学校のほかに、新しい小学校を建てる必要はないのではないかなという声もあるというお話がございました。確かにこの統合小学校における問題点や課題というのはまったくないわけではありません。これまで統合小学校にいくまでの道筋というも

のは、改めて町民の皆さんや、議員の皆さんに申し上げるまでもございませんけれども、私は長い間の中で積み重ねられ、そして町民の、あるいは地区の合意のもとに今日までこぎつけてきた問題だと思っております。そうした中において、統合小学校は新しい校舎へと、こういうご意見というよりも、統合小学校を建てる私からいえば、一つの条件として、これは野沢小学校、統合する地元のほかの、多くの保護者の皆さんや地域の皆さんに、そうしたご要望の中にそって最終的に決断をしたのであります。

まさに今、その過程の中で、これから具体的に統合小学校をつくろうと、そして新しい小学校の中で西会津町の子どもの教育を、立派な子どもを育てていこうと、こういうことに進んでいるわけでありますので、そうしたことを十分にご理解の上に立って、今後の統合小学校に対する理解を示していただければありがたいと思っております。

さて、西会津小学校の開校が平成 24 年 4 月と決定しましたことから、各小学校の利活用計画については、町といたしましても検討を開始しているところであります。おただしの野沢小学校であります、当面は西会津小学校の校舎として利用することになりますが、新校舎が完成したあとは、町中心部に位置し立地が良いこと、耐震補強が完了していること、駐車場も十分に確保できることなどから、町公共施設としての利活用を含めて検討しているところであります。

今後、町の計画案を作成し、地域住民の皆さんのご意見やご要望を取り入れながら、本年度にその方向を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 11 番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、野沢小学校の耐震工事費についてお答えいたします。

野沢小学校の耐震補強工事につきましては、文部科学省の平成 20 年度の補正予算である、安全安心な学校づくり交付金の補助を受けて平成 21 年度に実施したところであります。工事費につきましては、総事業費で 2 億 2,641 万 7 千円となっており、財源内訳といたしましては、国からの交付金が 1 億 6,108 万 6 千円、起債が 6,450 万円、一般財源が 6 万 3 千円でありました。このうち起債につきましては、補正予算債を充当したことから、全額地方交付税に算入されることとなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 11 番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、公共建築物の耐震診断についてのご質問にお答えをいたします。

本町における耐震診断につきましては、その対象となります昭和 56 年の新耐震基準導入以前の建物のうち、小学校施設や公民館など教育関連施設について実施してきたところであります。

具体的には、尾野本小学校の校舎、野沢・群岡・新郷・奥川の各小学校の校舎と体育館、このほか、奥川寄宿舎、旧群岡中学校校舎、旧奥川中学校体育館、町公民館の本館と新館の計 14 施設であります。これらの施設は、将来を担う子どもたちが毎日生活を送る施設であり、また町民の皆さんの利用に供する施設であることから、優先して実施してきたもの

であります。

次に、新しい施設があるのかとのおただしでしたが、耐震診断の基準につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律並びに同施行令に基づいて耐震診断を行うこととなっております。この規定に基づきますと、本町においては、このほかに耐震診断をしなければならない施設はございません。

それから、耐震診断の結果でございますが、結果につきましては、新郷小学校体育館を除きまして、いずれの施設も大地震時において危険性の高いCランク、もしくはDランクという判断結果となったところであります。

なお、耐震診断の対象とはなりませんけれども、このほかに残っております施設につきましては、建築から40年前後が経過をいたしておりまして、老朽化が著しく、公式ではございませんが、建築の専門家に目視による確認をお願いしたところ、耐震診断をするまでもなく危険性の高さが指摘されたところであります。このため、役場庁舎をはじめ、老朽化の著しい施設の耐震対策につきましては、施設全体を根本から見直す必要があり、具体的な対策を講ずるには、耐震補強でよいのか、あるいは新しい施設を建設すべきかなどにつきまして、費用対効果等も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 11番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、東日本大震災についてお答えをいたします。

このたびの東日本大震災では、本町においては大きな被害はなかったものの、県内では浜通り地方を中心に甚大な被害が発生しました。本町では、体制を整え、被災地への支援と避難者を受け入れるため、3月15日に東日本大震災支援対策本部を設置しました。

この支援対策本部により、3月17日には、さゆり公園体育館を避難所として開設し、被災者の受け入れを行いました。一時は70人以上の避難者がおりましたが、帰宅や二次避難所への移動によりまして、現在は、12人にまで減少しております。また、避難生活が長期化したことから、5月12日には、さゆり公園を閉鎖し、ロータスインに移設いたしました。現在の避難者は、避難所のほか、アパートや一般の家庭への避難者も含め、全体で93人となっております。

ご質問にありました支援対策本部は、先ほど申し上げましたように、被災地及び避難者への支援を行うことを目的に設置いたしました。したがって、避難者数の状況から当面は継続する考えですが、町内での避難者の状況、被災地や原発の状況を見極めながら、解散時期については判断していく考えです。

次に一連の対策の検証及び実施した対策の記録に関するご質問にお答えいたします。今回の災害におきましても、町長を先頭に全職員体制で対応してまいりました。今後、各種データ、文書等の内部での記録に加え、被災地での対応も参考としながら取りまとめ、検証に役立てていく考えでございます。

次に、新潟県の前発事故を想定したご質問にお答えをします。福島第1原子力発電所から本町までの距離は124キロメートルであり、一方、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所から本町までの距離は95キロメートルあります。このように、原子力発電所から本町までは

遠い距離にありますが、今回の原発事故は離れた場所でも影響があったように、本町においても対岸の火事であってはならず、今次の原発被害を教訓として、危機感をもって対応していく考えです。

したがって、町地域防災計画へも何らかの形で反映することは必要と考えますが、原子力災害の対応に関しては、町の範疇を越えておりまして、本来、国が基準、指針を示すべきであり、町としては、それに基づき町計画への反映を進めていく考えですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最初に確認をしたいと思います。町の公共施設で、いわゆる耐震診断に合格している建物は野沢小学校、西会津中学校、それから道の駅、それから社会福祉施設、あと新郷小学校の体育館と思っておりますが、それで間違いがございませんでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今ほど議員からおただしのありまた施設のほかに、さゆりの体育館、こういったところも耐震診断の基準は満たしているということでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長、力を入れられまして理解を示してくださいと私におっしゃいましたが、私は、やはり新しく小学校はつくるべきだと、それがわれわれの務めだと、そう思ってお話を申し上げるんです。そうすると、なんだと、野沢小学校で間に合うべやという人もたくさんおられるから私が、本当に新しい小学校を建てるためには、そういう人たちに説得するものがなければだめだと、ということは、野沢の小学校をどう利用するかにかかっている私は思っているわけです。そこで、昨日も出ていましたが、この役場の機能というものはもう耐震、かなり老朽化している。早晩、考えなければならぬわけです。

そこでお尋ねするわけですが、例えば役場を新築する場合には、学校を建築するような国からの補助金とか、そういうものがあるのかないのか。あるいは公民館は県や国からの助成というものはあるのかないのかをまずお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず役場庁舎でございますが、役場の庁舎につきましては、基本的には補助の財源はございません。起債等がございますけれども、それもいわゆる一般単独事業債ということで、交付税の補填等もないのが基本でございます。

それから公民館等の社会教育施設につきましては、詳しい補助の概要はわかりませんが、基本的には整備する際の財源はあるというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そこで考えるわけでありまして、野沢の小学校は今説明をしていただきました。2億2,600万はかかりましたが、町の持ち出しは6万3千円で済んだと、それで野沢地区にはじめて耐震診断、「よりっせ」は別ですが、対応できる建物ができたわけですよ、そういう点も町民の皆さんにご理解を得なければならないと思っております。それから、役場の裏の駐車場等は借地だとも聞いております。そうすれば、野沢小学校に行くことができるならば、そういう問題も解決しますので、町長は今年中に結論を出すといっていますから、早めに小学校の利活用を決めていただければ、町民の人のほとんどは、やっぱり

小学校はちゃんとつくるよといってくれると思いますので、そのような最大限の努力をお願いを申し上げておきます。

次、原発関係に移りますが、一定の仕事の量がなくなれば、私は解散してもいいのではないかと、あとは担当でそれぞれ仕事をしていてもいいのではないかと、あくまでも置くというならば、それはそれでいいでしょうが、やはり多くのできごとがあつて、多くの労力を使わなければならないから対策本部でありますから、そういう点では私のいったような、担当で私はできる状態ではないのかなと思っておりますが、もう一回お答えをいただきたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 支援対策本部の時期ということで、先ほどもお話申し上げました。先ほどいいました避難者の数が全部で 93 人今いらっしゃいます。内訳としては、避難所には確かに 12 人ということですが、そういう形でまだ一般の家庭、またアパート等に入つていらっしゃるかたもいらっしゃいますので、それらをみながら、この対策本部としての解散の時期は考えていきたいというふうに考えております。そういう点で、議員のお話も参考にしながら、その時期についてはこれから検討していきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 どういうふうになりますかはっきりはまだわかりませんが、記録はきちつと残していきたいということでもありますから、これはやはり何月何日何と、そういうようなまとめ方もあるかもしれません。あるいは避難だとか、受け入れだとか、そういう項目等もあるかと思ひますが、やはり今までなかったことを体験しているわけですから、これはきちつと冊子に残すということ、ただの記録ではなくて、きちつとした一冊の冊子にまとめるというふうにすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おっしゃるとおりだと思います。これは何百年、ある意味では何千年に一度の大震災でありますから、また原発という、まさに誰もが予想しなかつた原発の神話が崩れてしまつたと、安全神話が崩れてしまつたという、こういう危機的な状況を、やはり今、歴史にちゃんとその当時の遠く離れた西会津でもどういふ被害があつたのかということきちつとやっぱり残して、後世に伝えることが大切だといふふうに思ひますので、私もそういう意味において、県からの資料とか、あるいは自らの資料も整えながら、しているつもりでございますので、いろいろとそういう資料を、西会津に関する内容等をまとめておき、そして冊子に、あるいは歴史に残して伝えていきたいといふふうに思ひます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういうふうにしていただければ、検証が第三者でも検証ができるわけですから、ぜひそのような冊子にさせていただきたいと。そしてその冊子にも、こういう取り組みをしたが、反省点として、検証した結果こういうことに十分注意しなければならないとか、こういう点では対応が遅れたとか、そういうようなところまで検証した冊子にすべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　今回の大震災で反省点はなかったのかということ、決してそうではありません。私はいち早く西会津で開設をいたしました。200人、300人の避難者がくるのではないかという想定のもとに対応したわけであります。あるいはまた、初動態勢があれでよかったのかどうなのかということについても反省しなければならないと思っております。他から比べて決して早かったということではありませんでした。いろいろ調べてみましましたら、あるいは坂下とか喜多方は、自らのところの住民を抱えるために早々と避難所を開設したという事実が実はわかってきて、そういうところが西会津にはなかったの、ある意味ではほっとしていたというところであります。

あるいは課題の一つに、西会津町は他の町村との災害協定を結んでいないんです。これは、なぜ多くのかたが坂下や、ああいうところに行ったのかなというふうに、そのいった先の大熊町長や、あるいは檜葉の町長さんとお話をしましたら、もともと災害協定を結んでいて、これは県の指示でも何でもなかったわけです。いざというときに、その体制の中で、協定を結んでいる町村に電話をかけて、これからそっちに避難するという、これは自治体間の間の中での初動態勢であったということも判明しております。

そうしたことを考えたときに、やっぱりいろんな町村との災害協定をちゃんと結ぶ、これからそういう体制を、西会津町がもし災害にあったならば、移転をしなければならない、移住しなければならないなんてできた場合については、そういうところもちゃんと確保する。こういうことで住民全体の安心安全度というものを高めていくためには、やはり課題というものもまとめていく必要がある。あるいは問題点というのをちゃんと整理をしていかなければならない、そういったことで、欠点も含めて、この際見直してまいりたい。そしてそれを形にしていかなければならないというふうに思っています。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　大変いいお答えをいただきました。3月の議会でも私申し上げました。町民の多くのかたがたは、初期、初動の対応が町何をやっているんだと、豊間小学校への対応はどうなっているんだと、町だけが悪いんじゃないぞ、お前も悪い、議員、議会も悪いぞとお叱りを受けました。そういうことでもありますので、初動の対応には責任ある人がここにいなければできないわけでありますから、そこら辺もよくおくみとりをいただきたいと思えます。

それと今の課長の答弁で、一つ漏れておったわけでありますが、いわゆるほかからの避難民の受け入れに関しては、町の防災計画で私はなかったのではないかなと思っております。それも今回を契機として町の防災計画に盛り込むべきだと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　防災計画ということでございまして、議員もご存知のように町の防災計画は、町の中で基本的に起こった災害、これについてのさまざまな応急対策、または復旧、また避難所という形で作成がされております。町の範囲を超えた災害等については、基本的には県が計画をつくっておりますし、また国も防災の計画をつくっております。そういった観点から、今回、東日本大震災ということで、県の域、本当に国の半分近くということで、おのおの計画の範囲を超えた大震災でございましたので、当然これから国として



も防災計画の見直しなどもおそらく進んでいくと思います。それに合わせて県、町も同じように、この広範囲にわたった防災について、災害について、いったんやはり検証しながら、その計画についてどのような形で盛り込んでいくかというのは、これからの検討材料かと思いますが、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これは理解できません。国や県の計画が立たなければ町の計画は立てられないんですか、現に来て受け入れているんでしょう。そういうきめ細かな計画が防災計画ではないのか、町内で起こることはわかりましたよ、ちゃんとしていますから。しかし今回は町外から罹災者を受け入れなければならなかったわけですから、受け入れたわけですから、そのためのきちとした防災計画に盛り込まなければ町の対応というのが、初動対応きちとしますなんていったってできなくなるんじゃないんですか。そんなことにかかわらず、町としての受け入れ態勢はどうするんだと、例えば開放する建物の順序は、公民館が先だとか、多いときは体育館だとか、寄宿舎だとか、そういうようなものがあれば、即対応できるわけですから、私は今回、町の防災計画にこの避難民の受け入れ、被災者の受け入れをきちと立てるべきだということでお尋ねしているのでありますから、もう一回お答えいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 かつて議会でも議論しましたけれども、朝鮮からミサイルが飛んでくるというようなことで、有事に対する国の防災計画といいますか、それも自治体としてこれを承認、議決だったと思いますけれども、これが定まって、実はおります。これともう一つは、やっぱりそれに匹敵するものに、今回の私は原発があるというふうに思っております。今、原発の問題で国の方針が定まっていないというのも事実であります。それはなぜかといいますと、1 ミリシーベルトとか 20 ミリシーベルトとかいっておりますけれども、あくまでもこれは暫定なんですね。これは国の方針としてきちと示した、あるいは根拠のあるようなものではないということでありますので、あくまでも暫定措置としていろんなものがどンドン出でてしまっているわけです。ですから、半径を書いたところが、円を書いた範囲内であれば安全かといえば、決してそうではなくて、それ以上にまったく原発と関係ないようなところにその放射線の影響がもろに受けているということもありますので、やはりこれは国の制度として、国の方針がきちと打ち出された範囲の中に、当然その中には放射線の、いわゆる避難区域については、どうあるべきかということが打ち出されてくると思います。

そうした場合に、今度はそれを中にあった場合はどこに行くのかといったときに、はじめてそれを受け入れるというところに、いわゆる災害救助法の適用ということになるわけでありまして。その災害救助法の適用を受けたところの対応というものは、各自治体ごとにどういう方法をしなければならないのかということも、これは法律で定まってくるのではないかというふうに私は思います。

したがって、それに基づいた町の防災計画というものもちゃんと決めていかなければなりません。したがって、これから受け入れ態勢のあり方ということについても町だけの問題ではなくて、県との連絡調整において、こうした場合にきちと町としては受け入れな

ければならないということ、こういうことを明記しながら、町としての体制、対応というものも、これは町だけではなくて、いろんな関係省庁、あるいはいろんな関係団体、あるいは県、国の指導のもとにきちっとした明文化すべきところについては明文化し、町として対応していかなければならないというふうに考えておりますので、今後十分検討させていただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 被害にあわれたかたを引き受けるというのは、何も原発だけではありませんから、大水害が起きたときも引き受けなければなりません。あるいは援助協定を結んだ、結ぶその自治体の受け入れ、そういうのもきちっと受け入れ態勢というものを計画の中に私は入れなければならぬだろうとっているんです。それが今までかけていたと、あるならばスムーズに受け入れができるのではないかとっているわけですから、原発もそれに関係しますが、それでないこともありますのでお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今いった内容については、今後やはりその町の災害対策の中で十分検討して、今後受け入れ態勢どうあるべきかということも防災計画の中できちっと明記をして対応していくことが必要だというふうに判断しておりますので、そういう方向性で検討してまいりたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 原子力関係では、もっとも国でもこういう原子力災害は大きいものは初めてですから、これはいわゆる戸惑って、なかなか明確な指針も出せないでいます。それはそれ、しかし実際こういう事故は起きてしまったと、それに対して県内の自治体はどう対応したか、10 キロ圏、20 キロ圏、30 キロ圏あるでしょう、秋元湖の魚がだめだなんていうふうになっているわけですから、国の指針は指針、別としても、町としても新潟に原子力があるわけですから、これもこの前の中越地震のために、想定の上の2倍以上の揺れがあったために、稼働四つしていなんですよ。やはりかなり危険性はある。ですから、国の指針は指針、だけど現実問題としてそういうことになった場合にはどうすればいいんだと、どこで町がじゃあ放射能を測るとか、何をするとかというものも、それぞれ県内の自治体の動きを参考にしながら、町もそういうことを想定していくべきだと、いってほしいということで、これは一連の、落ち着いたらここら辺もじっくりと取り組んでいってほしいと思いますが、そのお考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 やっぱり町民の健康問題というものは第一に考えなければならぬと思いますので、今まさにその過程の中でいろいろ問題が起きておりますので、西会津町においても、できる限りこの遠く離れたから西会津は大丈夫だという、ただそういった関連性の中だけで問題を解決するのではなくて、やっぱり必要であれば測定器で測って、きちっと対応するなり、そして学校に今配置をしておりますけれども、本当にこれが、まだまだ原発がおさまらない、そしてそれぞれ子どもたちの放射線量がどう受けるかということがまだ心配だということであれば、もう少し前向きな対応も必要なのかなというふうに思っております。

すので、今おっしゃられた内容については、これからやるべきことについて遅くならない範囲でどんどんやっていきたいというふうに思っております。

参考までに申し上げますと、実はもう一つ、ゼオライト、これが有効だということで、別な意味で少し考えてみたいなというふうに実は思っているわけでありまして。実際に今、水を、海水を流すための中の装置の中で、東電で今使用しようとしているのが、いわゆるまさにゼオライトだというふうな話を聞いておりますので、こういったことも町として真剣に考えていく必要があるのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 風評被害であります、これはどうして西会津なら西会津、会津なら会津という単位にならないのかなと思っているわけです。県一つですから、風評被害が大きくなってしまふ、西会津の農産物は測定して安全としたならば、出荷停止なんていうことをしないと、町、ちょっと小さすぎるといふならば、農協単位とか、もっと県単位での判定ではなくて、地域ごとの判定をして、農産物が安全だ、安心だとなるならば、風評被害も私は少なくなるのではないかなというふうに思っています。今後、そういう点では関係者に規制を、県内一律ではないと、会津なら会津、農協なら農協単位、あるいは町村単位、そういうことで判定するように町長先頭に立ってご努力をしていただきたいと思いますが、そのお考えを聞いて私の一般質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の風評被害で一番大きな影響を受けているというのは、農業をやっている人たちでありました。それも福島県産というだけでこれが出荷停止をくらってしまうと、そして多大な影響を受けてしまったということでありますので、今、指摘のあった内容については、これは町としても農協、あるいは県、国をとおして、再三にわたってこのことについては申し上げてきたところでありました。したがって、今後そうした風評被害の根本となる、今いった福島県産というだけではなくて、会津という一つの方向付け、これもしっかり対応していこうということで、全会津総合開発協議会ですか、そういったところについても、会津というところの銘柄もしっかり対応していこうということで、再三にわたって国に申し入れを行ってきた経緯もございますので、今後ともそうした取り組みは進めていきたいと。会津、南会津で対応するということでもありますので、そんな考え方を持っておりますので、今後しっかり対応してまいりたいというふうに思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これで終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは順次質問をさせていただきます。

まず最初に町政問題から入ります。人口減と空き家、一人暮らし世帯の対応についてを伺います。

その①、6月1日現在の西会津町総人口数は7,685人で、そのうち有権者数は6,514人で、登録保留者、学生、外国人、出稼ぎを除く未成年者数は1,056人となっております。

次世代後継者が少ない現状を、町当局は把握しているのかと同時に、今後の取り組み、対策などを考えているのかを伺うわけであります。

二つ目としましては、西会津町の集落数は 90 あると聞いておりますが、現在の集落数は何集落あるのかと、そのうち空き家の戸数は何戸あるのか、またこれは想定ですけども、10年後の空き家の数などを想定しているのかを、そのまた対策についてを検討しているのかを伺うわけでございます。

次に、一人暮らし世帯が6月1日現在で780戸と聞いているが、これらの人たちの健康問題については、どのように取り組んでいるのか、780戸と聞いておるんですけども、これは老人を対象に考えわけで、比較的若い人もここには含まれていると思うんですけども、高齢者と申しますか、老人を対象に考えております。手足な不自由な人の手助けや援助はされているのか、しているとすればどのようなことか、具体的に示してください。されていないとすれば、今後、週1回ないし2回くらいは、不自由なかたですから、買い物または所用のサービス、代わって用足しですね。それらの福祉事業として取り組むことはできないかということでございます。

最後に、町長の政治姿勢について伺います。伊藤町長が世代交代をスローガンに町長に就任して2年近くになるわけで、振り返ってみてどの点が前町政と変わって改革されたかと思っているかについてと、今後どのような政策で町政執行をされる考えなのかを示すべきと思われるが、伊藤町長の決意を伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 12番、長谷川徳喜議員の質問のうち、私の政治姿勢に対するご質問にお答えをいたします。

私が町長に就任し、まもなく2年を迎えようとしています。この間、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置する計画である西会津町総合計画を策定し、その中で私の基本姿勢であります「みんなの声が響くまち・にしあいづ」を、まちづくりの基本となる考えとして定めたところであり、現在、本計画に基づき10年後を見据えたまちづくりを進めているところであります。

具体的な事業の改革であります。まず町政懇談会や町長へのおたよりなどを通して、広く町民の皆さんからのご意見や提案を町政に反映させるとともに、あらゆる分野において公募を取り入れ、町民参加の機会を多くすることにも心がけてまいりました。また、企画提案方式により業者決定を図るなど契約の透明性や、町長交際費などをはじめ、財政運営の透明化にも努力してきたところであります。

今後の町政執行につきましては、当面する東京電力福島第1原子力発電所事故による農業・商業・工業や観光などの風評被害対策への対応や、重点目標である「地域経済の活性化」「教育の振興と人材の育成」「健康づくりと安心・安全なまちづくり」を推進し、さらには健全な財政運営など町民の皆さんが夢と希望を持って安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 12番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、後継者対策、空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

本町の人口は、昭和29年の合併時1万9,293人をピークに減少し続けており、特に次世代を担う後継者が減少している実態については十分承知しているところでございます。少子高齢化と人口の減少は、本町最大の課題であり、町としましても、これまでもあらゆる手段を講じながら、この課題に取り組んできたところでありますが、歯止め策になってこなかったのが実態であります。

町では、基本構想・基本計画・実施計画にそって経済や福祉、教育や文化などの施策を総合的に進め、生活の基盤を確保することで、人口の増加を図る協働のまちづくりを進めているところであります。人口減少の歯止め策のビジョンとして若者が出て行くまちから住むまちにを基本姿勢と考えております。そのための定住対策として、結婚祝金制度を創設しました。さらに特色と魅力あるまちづくりとして、ケーブルテレビを活用したICT情報関連事業の推進や、新規就農者あんしんサポート事業の創設などを行うとともに、地域づくりと交流人口の増加に向けた取り組みとして、若者まちづくりプロジェクトや元気グリーンツーリズム、若者出逢いの場づくりなども、積極的に行っているところであります。

これらの事業の相乗効果があらわれ、人口歯止め策となるよう取り組んでいるところであります。今後は、雇用の確保など若者定住に有効な対策について関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に自治区と空き家についてのご質問にお答えいたします。

まず、本町の現在の自治区数は90でありまして、空き家は90自治区すべてに少なからず存在しておりまして、現在町が把握している空き家数は、約150戸となっております。

10年後の空き家数を想定することは困難ですが、多くの一人暮らしの家庭や高齢者夫婦のみの家庭が存在しておりますことから、空き家の数は確実に増加しているものと想定されます。前段でも申し上げましたように、町といたしましては生活環境の整備や産業の振興による経済の活性化に力を注ぎ、若者が出て行くまちから住むまちへの転換を鋭意進めているところであります。また、これら空き家を活用した二地域居住や、農村移住などにも積極的に取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 12番、長谷川議員のご質問のうち、一人暮らし世帯の健康問題と手足の不自由なかたたちの援助についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町内の6月1日現在における65歳以上の一人暮らし世帯数を申し上げますと、552世帯であり、そのうち特別養護老人ホームの入所者が約50名おりますので、約500名のかたがたが一人暮らし高齢者世帯であります。

高齢者の健康管理につきましては、毎年2月にその年の特定健診・基本健診などを受診するための事前調査と生活機能アンケートを実施しており、地区保健指導員をとおして行っております。その際、健康上の異常や支援を要すると見受けられる場合には、保健指導員から健康支援係に連絡があり、地域包括支援センターとの連携を図りながら、支援の方法などを協議し、対応しているところであります。例えば、足腰の不自由なかたについて

は、機能回復訓練を勧めたり、介護サービスを受けるための相談等の窓口となることもあります。

一人暮らしの高齢者はとじこもりがちになり、人との関わりがなくなってくるとうつ状態になり、その状態が長く続くと認知症になるケースが多いといわれておりますことから、地域によっては、民生委員のかたや地区のかたがたの協力により、一人暮らし高齢者を対象にサロン、お茶飲み会や高齢者の見守り隊、地域ネットワークなどで、一人暮らし高齢者を地域で支えているところも出てきております。そのようなサロンの立ち上げや地域ネットワークの支援をしているところであります。

また昨年度は、町保健師や栄養士が、一人暮らしのかたも含め、延べ 409 人のかたの家庭訪問を実施し、要介護者や特定保健指導対象者、精神疾患対象者などと、その家族に対し指導助言を行ってまいりました。

そのほかに、町の一人暮らし高齢者へのサービスとしては、在宅健康管理システム 65 歳以上登録者 19 人、緊急通報システム 44 件、配食サービス 33 件などを行い、高齢者の健康状態を把握しているところであります。

次に、手足の不自由なかたたちの援助についてであります。要介護者や障がい者の在宅福祉の取り組みにつきましては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携しながら、家事援助などを行うホームヘルプサービスやリハビリを中心としたデイケアサービスなどを、本人のニーズに応じたサービス計画で提供しているほか、経済的負担の軽減を図るため、医療費の公費負担や日常生活用具等の給付なども行っております。

ご質問の買い物などに不便をきたしているかたに対する支援といたしましては、NPO 法人西会津地域活動支援センターが、今年度町の光ケーブルとタッチパネル式の通信端末シニアタッチを活用して、自宅に居ながら生活必需品の注文や配達を予約できるシステムの運用を開始する予定であります。この事業ではシニアタッチ 300 台を高齢者世帯や一人暮らし世帯などを中心に配布し、画面に触れるだけで日用品などの生活必需品を手軽に購入できるようになります。

町といたしましても、このような事業と併せながら、今後民生委員などを通じて実態を把握し、買い物支援などのサービスを関係機関と調整しながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それぞれの答弁があったわけですが、今の健康福祉課長、取り上げたのは一人暮らしで不自由をされているかたには、インターネットを通じてとか何とかをもって、家におりながら買い物ができるようなシステムを考えているということをお願いしておりましたが、これはまだ実施されていないでしょう。これからやるという、そういう考えで答弁されたわけですね。私ね、これははっきりいって素人だけれども、当然、あなたがたは民生委員だの、そしてその地域何とかかんとかいておりますけれども、実際私は目の当たりに見ているんですから、こんにちとはいったってちょっと出てこれないんですよ、立てないんだから、もう不自由な体を引っ張って、こういうふうなそういうふうな状況でいらっしゃる、そういうかたがもう相当増えているんですよ。だからこれは遅まきながら、今そんなの、こんなの 10 年遅れだよ。そういうかたが相当おるわけですよ。だか

ら、昔からことわざにあるんですよね、今から何十年前かわからないけれども、家付き、カー付き、ババア抜きという言葉が流行りましたね。まったくその現象があらわれているんですよ。そういった年寄りのかたは、子どもさんや家族がいるんだけれども、同居していない、例えば町外に出て暮らしている。そういうかたで年寄りだけが残されているんですよ。やはり子や嫁の世話になりたくないという一心から、そうなさっているかたも多いと思いますが、いずれにしましても、そういった人たちは、以前やはり、そうなる前に、働いて、家族、ひいては町のために働いてきた人なんだから、速やかに対応をしてあげなければならないと思うのですが、早急にやるように、検討というのは、調査研究ですから、検討では遅いの、すぐやるような意思がありますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

今ほど買い物、シニアタッチという、今年度予定をしておりますシニアタッチのことだと思っておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、NPO法人西会津地域活動支援センターのほうが、本来であればもうサービスを開始する予定でございますが、震災の関係で若干遅れているということでございますので、この買い物支援のサービスと合わせまして、町でも実態を把握しながら対応してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 NPOだか、NTOだかわからないけれども、やはりこれは早急に手を施す、そういう状況になっていますから、一日でも早くそういった買い物支援、用足し支援、それを踏まえて、やはり不自由な人、大勢いるんですから、それは実施してもらいたいと、こういうことを申し上げて質問を変えます。

西会津町の集落数と空き家についてを伺いますが、90集落あったわけですが、いくつか西山とか、今そんなに減ってはいないと思うんですけれども、ただこれも先が見えているんですよ。やはり今、どここの部落と私は申しませんが、例えば5戸あった集落が2戸ほど町外に出ていると、かろうじて残った3軒で4人で住んでいらっしゃる。これは若い者がいないから当たり前といえば当たり前なんですけれども、今、野沢町内をみても、そう多くはないんですけれども、やはり6人家族、7人家族といえるんですよ、一家族と一つの集落が同じ、一家族より少ない人数でその部落に残っておられると、こういう現象もそちこちあるんですよ。例えば、まだまだありますよ、15、6軒の集落でありまして、6、7軒空き家になっているんですよ。たまたまそのばあさんと申しますか、息子さんはいらっしゃらないんですかと聞いたところ、喜多方にいますんだとか、町外にいますよ。そうするとそのお子さんは、やはり定年になったら帰ってくるんでしょ、と聞いたところ、いやこんなところには帰ってこない、というのが現状、実態なんですよ、はっきりいって。

そして今ブームというか何というか、家族、家あるんだけれども、実家があるんだけれども、さゆり住宅あたりね、家を建てて、そして親と住んでいないと、そうすると親御さんのほうに私聞いたんですけれども、お宅の息子さんはさゆり住宅にいるみたいですが、いずれは一緒になる、そういった考えはないですかと、今は時代が時代だからしよ

うがないでしょうと、そういう諦めのかたが相当いらっしゃる。その例としまして、役場職員のあそこに5、6人いるんだよな、それは団地が売れるから結構なことだけれども、家のほうはもうお父さん、お母さん、歳いつている。そのかたがもう亡くなったらいかないと、こういうのがまた実態の一つでもあるんですよ。これはその人の都合によって、そこまではこうせい、ああせいという私は権限はないんですけども、いずれにしましても、そういった集落、ものすごく空き家が多いんですよ、野沢の町内もそうですし。

その要因はどうだということは、先ほど課長がいろいろいっておいりましたけれども、やはり家が空くというような、後継者が住めないということですね、一言でいえば。若い者が勤める場所がない、またその会社がない、少ない。それでもって町外に出る、また都会に出る。これが今までの流れでありましたよ。したがって、その受け皿づくりが大事だと思えますよ。今その辺に取り組んでいますなんていうのは、それは口の先、口実であって、これは本当に真剣に考えていった場合には、こんな現状があらわれるわけがないんですよ。近くにいたくても勤めるところがない、一旦出れば帰ってきたくない、これが積もり積もってこうなってきたんですから、これは全部とは申しませんが、行政の手落ちだと私は思えますよ。

今、町長がみんなの声が響く町なんて、そうって大変、意思高揚としたそういった考えでおられますけれども、これは5年、10年の問題ではなくて、やはりこれは以前からこういう問題に取り組んでくれば、今、集落がなくなるんですから、こんな惨めなことはないでしょう。いまさら誰がやったってそんな掌を変えたようによくなるわけがないですよ。がしかしこのまま放っておけば、私は10年先に立ったら、3軒、5軒、10軒くらいの集落はもうなくなってしまうと思えますよ。先祖に対して罰が当たるでしょう。私はそう思いますよ。

だから、その辺は、やはりこれから先でも結構ですから、1集落一人でもいい、二人でもいい、居残って、やはり何百年と続いた伝統、そして地域を守るといった根底に立った考えがなければ、これはだめなんです。そういった考えはありますか、企画課長、黙って聞いてないで、あなたに聞いているんだよ。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほど答弁でも申し上げましたように、西会津町の人口は本当に合併したときが一番のピークでございまして、毎年人口を減らし続けてきたという実態でございまして。町でも、これまでも人口の歯止め策というような形で工業団地をつくったり、工場の誘致を図ったり、さちに若い人が住んでいただけるように、さゆり公園をつくったり、いろんな形でその歯止め策を講じてきたわけではありますが、なかなかこの社会の流れといえますか、都会志向といつか、そういったものになかなか立ち向かうことはできなかったというような実態でございまして。

今、結構、農業なんかにも後継者、かなり増えてまいりまして、そういった皆さん、農業に取り組んで地元に残ろうという若者も増えてまいりました。そういったものに関しまして、町としても今年から定住のためのサポートをしていこうというような取り組みを開始したところでございまして。そういった、一人でも地元に残っていただけるような取り組みを今後も積み重ねていくしかないのかなというふうと考えているところでございまして。



○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 いろんな施策をとって、例えばさゆり公園のそういった設置でもって、やはり若い者が残れるような、そういう願望をもってつくったんだと、こういっておられますけれども、それは確かにぜんぜんないとは申しません。がしかし、あなたがたは根本的などころに気が付いていないの、人間生活をするには、やはり経済ですよ。農家をやったって1年の生活をするだけの収入がない、勤めるといったって勤める場所がないでしょう。大企業来いといったって、あそこの工業団地をみたって、3社あったのが1社はやめてしまったと、そういった現状でしょう。

そうなれば、やはり勤める場所の確保というののほうが大事じゃないですか。幸い西会津には、中小企業と申しますか、個人企業かなりありますよ、野沢、群岡、奥川にもあります。そういう既存の企業をもっと育成するといったら語弊がありますが、手助けをして、そういうふうに私がいえば、融資にしても利子の補填はしているんだとか、そんな答弁は以前からしておりますけれども、そんなことではだめなんだよはっきりいって、もっと既存の会社を経営されているかたは、相当苦勞しているんですよ、もっといろんな面で、例えば資金を無利子で貸し出すとか、そういう思いきった施策、取り組むのが一番大事な施策だところ思うんですよ。今朝ほどのテレビをみておきますと、先月ですか、倒産数はかなりあります。福島県が一番あって160なにがしとっておりましたよ、1,000万以上の企業倒産。

そういった中で、今西会津にある既存の企業、いかにしたら残ってもらえるか、いかにしたら若い人を雇用してもらえるか、そういう基本的な、そういうところを踏み込んで、しっかりしてやっていかないと、ますます人口は減りますよ。さゆり公園つくったって人口なんか増えるわけない、はっきりいって。そういう根本的な生活のできるような受け皿をつくる、これが一番大事なことだと私は思うんですがいかがですか、あなた。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

既存の企業を支援していくというのは、町としても昨年町長が企業訪問をするなりしまして、いろいろ企業の取り組みを支援するような形で取り組んでいるというようなことでございます。議員おっしゃるように、企業を誘致して、若い人を雇用していただけるような企業をつかっていくというのが一番理想なわけですが、なかなか困難な今経済状況にあります。したがって、地道な活動といいますか、地域づくりだとか、そういった形で少しでも地域の経済の活性化を図りながら、働いていける場をつかっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そういう基本的な根本を洗い出して、やはり生活の場をつくる、これが第一条件ですよ。それを真剣に考えて、そして既存企業の手助け、援助、それを徹底してやって、やはりこれから高校を卒業する、例えば5人、10人というのが無理だったら、3人でも4人でもいいわな、そういう女の子が残れるようなそういう施策も大事なことですよ。それがあなたはね、花嫁対策に何十万の奨励金を出す、なんだかんださっきからいっているけれども、だいたい相手がないのに結婚しようといったってしょうがないんですよ。

そういう根本的なところをよく煮詰めて、それからやっていかないとだめでしょう。

私もここで 24 年、声がかれるくらいやってまいりました。わが西会津は若者対策、過疎対策、高齢化対策、これは避けてはとおれないと、不可欠だといくらいつてもあなたがたの答弁は、やはり決まり文句、何々がそれで、NPOがどうだの、何々の支援策はしています。そういうだけであって実行してこなかったからこういう結果になったんですよ。したがって、過ぎたことをやれといってもこれはどうしようもないから、これから先、やはり本当に真剣に考えて、そしてその重点施策の一つとして取り組んでいかないとだめですよ。そんなイベントや祭りなんてやめたっていいよ、なんといったってこの西会津がどうやったら生き残れるか、若い者がどうしたら住めるか、嫁さんがどうしたらきてもらえるか、そういうところに重点を置いて、しっかり取り組んでおかなければ西会津なんて今 10 年経ったらもう過疎の過疎の過疎になりますよ、先はみえていますよ。そういうことをしっかり取り組んで、ひとつやっていただきたい。

議題を変えます。これは議長にお願いなのですが、さっきの健康福祉問題でちょっと聞き忘れたのが一つあるのですけれども、さかのぼって質問できませんか、さかのぼってというとおかしいけれども、健康福祉課長に。いいですか、では一つだけ。

いろいろ健康福祉課長もそれはそれなりの答弁なさったわけですが、これ一つ大きな問題は、結局、人間誰しもが年いけば高齢化になるし、そして今の在宅介護とか、そういうのも限りがありますよ、したがって、その介護を受ける側も、自分の身の回りがきかなくて、嫁さんや孫の世話になりたくない、こういうかたもいらっしゃるし、かといって老人ホーム、そういう施設に入ろうとしても、今の国民年金、これを例にあげますと、65 歳まで待った人で 80 万相当ありますよね。がしかし、俺はいつ死ぬかわからないから早くもらったほうがいいというね、60 万そこそこでもらった人は、これは 5、60 万にしかならないのですよ。そうしますと、そこから介護保険を引いたり、健康保険を払ったりすると、残額 2 カ月 4 万何がししか残らないのですよ。こういった人は、こういった施設があっても入れない。厚生年年金の 20 万も 30 万ももらっている人はこれは別ですよ。こういった人のために、やはりまだまだ取り組まなければならない問題がありますよ。さゆりですか、老人ホーム、あそこに入所したいといったって 100 人からの待機者がいると、こういうような状況になっているんでしょう。そういう問題は大切な施策の一つですよ。これは重点施策ですよ。それをやはりこれから老人は増えるんだ、介護する若い者はいないんだと、こういうことを考えたって、その施設をまた増やすなり、そういうその今後の見通しを立ててやってもらいたいと、こう私は思うんですけれども、健康福祉課長、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、高齢化が進んでまいりました。39.数パーセントの高齢化率でございます。その中でやはり介護を必要とするかたも、年々介護認定を受けるかたも増えている現状でございます。それらの介護を必要とするかたに対する支援としましては、先ほども申し上げましたとおり、地域包括支援センターを窓口としながら、また町も窓口となりながら、介護サービスが受けられるような相談対応をしているところでございます。

なお、現在施設入所を待っておられるかたの待機者がおりますが、それに対する施設を増やす考えはということでございますが、この件につきましては、何度か申し上げてきたかと思いますが、介護施設につきましては、現在広域的な計画で調整を図っているところでございます。町独自ではなかなか対応できないというのが現状でございます。

なお、平成 23 年度介護の計画の初年度 23 年度計画を策定する時期でございますので、それと併せて今後どのような施設が必要なのか、また可能なのか、広域的に調整が可能なのか含めまして、そこの計画を策定する中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の課長の答弁も、ある意味では理解できます。がしかし、あなたがたの想像しているそれよりも、むしろその現実のほうが先に進んじやっているんですよ。今でさえ 100 人以上の待機者がいなくなる、これが 5 年、10 年経ったらどうなるんですか。今じゃない、これから 5 年、10 年経てば、私だってあなたがただってそういう立場になるんですから、決して財政のない西会津で、新施設をつくらなければならないと、こう私は申し上げているわけではないんですよ。例えば、老人福祉施設を上野尻の中学校ね、まだ新しいんですから、でもいいし、奥川だって新郷だって廃校があるでしょう、そういうところをフルに利用して、そう私がいいますと、耐震装置がないとそういう許可が出ないんだとか、そういうことを前にいっておりましたけれども、それらを踏まえて、お金をできるだけかけないでそういう施設をつくるという方法も手段の一つだと私はこう思うので、どうかその点を含めて検討して、できることからやってもらいたいと、こういうことを申し上げて質問を変えます。

最後になりましたが、町長の政治姿勢について伺ってみたいと思っております。先ほど町長が答弁されたわけでございますが、町長、2 年前に世代交代で町政改革をするんだと、そういうスローガンでもって当選したわけですが、確か一部の事業、例えば医療バスをまわすとか、過疎地にね。そして敬老会は順次 1 歳ずつあげていって、75 歳以上にするんだとか、そしてまた、そういうもろもろのことがあなはやったということは、私は理解できますよ。がしかし、これはやはり改革という、そういう一部の事業を改革、確かにあなたはありますけれども、改革といえば思い切った行政改革、骨格を変えないと行政改革といえないんですよ。私から見ているとあなたは、そういうバス路線を変更したとか、そして医療バスを走らせた、小さいことは確かにありましたけれども、やはり行政改革、町政改革、骨格を変えないとだめなんです。例えば自民党時代に八ッ場ダムをつくりましたね、相当の巨額な巨費をかけても、民主党になったらそれを拒否したんでしょう。そういうふうにしなさいとはいいませんけれども、あなたが町政改革をするんだと、世代交代だと、言い換えればわれわれ若い者の時代だと、こう意気込んで町長になったわけなんですから、ああなるほど、伊藤勝町長になってこんなふうに変ったのかといわれるような、そういうあれが今のところありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のご講義やら質問やらいろいろ拝聴してまいりまして、非常に参考になる面が多々ございます。ただ、町政を執行する上において、何が一番大事なのかということ

考えたときには、やっぱり西会津町の町民の皆さんにとって何が一番大切なのかと、そういうことをまず考えていかなければならないということでもあります。したがって、改革という意味からすれば、行政の中にはさまざまな課題があるわけです。例えば教育改革、あるいは一般的な行政の運営における改革事項、あるいは今ほどいいましたように、一つの大きな事業を取りやめるか、あるいは行うか、そういう決断をしなければならないということもあるわけでありまして、これはそれぞれの種類や、あるいは業務の内容によって大胆にそのことを提起しなければならないというふうに思っているところであります。

そういう意味からすれば、例えば教育においては、これは5校あった小学校を1校にするということは、教育の私は大きな改革であり、あるいはこれまで明治から続いてきた一つの大きな私は改革であるというふうに思っているところであります。そうした意味からすれば、私は一つ一つそうした町民の理解を得ながら、コンセンサスを得て行っていくという一つの手法をとって、一つ一つの改革に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 確かに町長のいわんとすることはある程度理解できます。がしかし、五つの小学校を一つにまとめた改革だと、それは改革には間違いないんですけども、これは奥川小学校、昨年度1人でしょう、今年も1人か2人でしょう、そういった状況下におかれて、改革じゃなくて統合せざるを得なかったからこういう事態になったんですよ。あなたは改革といいます、そこには改革はつかないと思いますよ。お言葉を返すようで悪いけれども、やはり以前の山口町政はこうだったけれども、私になってこうなったんだと、誰もが認めるような個性のある執行、それは町民がみんな期待していると思いますよ。これはだめだではしょうがないけれども、何とかしなければとみんな焦りはありますよ。がしかし、その打開策、方法策がないというだけで、それは私ども議員が偉そうなこといったって執行権がないんですから、議決権しかないの、あなたがたの打ち出した、こうこうしかじかにもって賛成か反対か、それしかないんですよ、だからしっかりして、その辺を見極めてやってくださいとこう私はこう申しているんです。小さな問題で改革までにいたらないと思いますけれども、例えば、町民は5年先、10年先よりもですね、明日、明後日のことを希望しているんですよ、望んでいるんですよ。その一つとしましては、やはり町民の生活の安定、そしてその暮らしの援助をするという、そういうことが一つの改革だろうと私は思うんですよ。

その中で私が申し上げたいのは、財政調整基金5億くらいあると思うんですよ、その主旨、私はわかりますよこれ、財政調整基金の目的は有事の際、この前の大震災のように予想もしていなかった地震、災害、突発的な水害、そういったときに緊急的に起きた災害に使う、いわゆる備えのお金ということは十分私は承知しています。がしかし、今、町民の生活は大変なんですよ、はっきり言って。一部の人ね、公務員とか、お前もそうだといわれればそうかもしれませんが、やはり一般の人たち、職人だって大変なんですよ、災害でもって大工が、材料をそろえるといったってそろわないというんですから、被災地のほうに優先的にいくようになって、そういった状況の中で、大変なときに、財政調整基金というのはそんなところに使うんじゃないとあなたがたのいい分も多少あると思います

けれども、5億もあるんですから、そういったいくら崩して、健康保険の減税とか、そして町民税の減税とか、それなりに向けてもらえば、町民は大変助かるし、それを待ち望んでいると思うんですよ。この問題につきましては、前の私の質問に対して総務課長は、町税とかそういうあれは、町の大きな財源だとかういったこと、まだ忘れておりませんけれども、それは確かですよ。だけれども一面、町民が大変なときに助けようと、財政調整基金で急場をしのごうと、そういうのも一つの方策の一つだと、私はこう申し上げるわけですから、その辺どんなお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 個別に事業の内容で、それが一つの改革だといえ、例えば今回、生活環境支援づくり事業、これは議員もご承知のとおり町の財政調整基金6,000万を取り崩して、そしていわゆる町の経済対策に充てようということで、皆さんからのご議決をいただいて取り組んできた経過があるわけでありまして。これだって、ある意味では、じゃあ立派な改革だと、こういうことであればご理解いただけるのかなというふうに思います。その結果、2億8,800万円余の、いわゆる経済効果というものが2年間にわたってあらわれてまいりますので、そうした意味においては、これから町としてできるものについてはしっかり対応していかなければならない、その成果検証というものもしっかり対応しなければならぬというふうに思っているところであります。

もう一つは、減税財源といいます、これは一番今、町民の皆さんが大変だなどこう思っている中においては国民健康保険税がございます。この国民健康保険税については、今回の補正にも出てまいりますけれども、いわゆる現在の情勢を十分に勘案した中で、これ以上税源を今年は上げることのないように最大限努力をし、3,000万円余からの、いわゆる基金からの、これは国民健康保険税の基金のほうの関係、国保の基金のほうでありますけれども、それを取り崩しながら対応していくということでありますので、今回はそういう意味においては、町民生活第一、こういったところを視点にしながら対応しているということでありますので、ご理解をいただきたいなとこう考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、時間もそろそろ、私の持ち時間もなくなりますので、最後に一つ、町長もいろいろ施策のことを述べておられましたけれども、私はやはり今、わが町で一番の問題は、何度も同じことを繰り返しますけれども、高齢化、7,500しかない人口の中で6,500も有権者数があるんですよ。20歳未満のかたが1,000人しかいない、これが5年、10年経ったらどうなるんだと、これ誰も一抹の不安があるでしょう、その問題。そして、いろいろこういった問題が山積しておりますけれども、これをあとあなた2年そこそこしか残留期間がないんですから、その2年間でこれらの諸問題を身をもって、あなたが自分の身をもって、西会津町の捨石になってもいいと、そういった決断のほどがあれば、やはり今この議会ですから、皆さんみておりますし、やはり町長のメッセージとして一言述べていただきたいとこう思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の質問の中で、高齢化問題に対する課長答弁の中でも申し上げましたけれども、今、西会津町の中で一番の課題は、やっぱり少子高齢化とこの人口問題であるという

ふう位置付けてございます。議員から質問ありましたように、じゃあこの問題を解決するには何なのかということいろいろご高説を賜りました。経済の活性化、あるいは集落での課題、高齢者に対する町の対応の仕方、これは総合的に対応していかなければならないわけでありますので、私はその総合的な対応の中で、この与えられた任期の中で、あの町長にやってよかったと、こういわれるようにしっかりと対応して、そしてこの西会津町に住んでよかったとみんながそう思えるようにしっかりと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 大変、町長の決意を聞いて安堵した感もござひます。私ども、やはり執行部の皆さんの揚げ足取りとか、邪魔とか、そういうことは考えてもいないし、思っているわけではありませぬ。しっかりとした、あなたがたの不十分な点がありましたら、率直に私は申し上げます。これはだめだ。そういうことはいいますけれども、できるだけ私どもの立場としてサポートできる限りにはやりますから、あなたもしっかりがんばってください。

以上で質問を終わります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 共産党の町議会議員、清野興一でございます。このようにこの政党名をいうと、善意からであろうと思ひますが、共産党っていわないほうがいいよと何度かこう忠告をしてくださるかたがありました。しかし、日本共産党というのは、そのときどきの国民の苦難を解決するために、大正11年、西暦1922年の7月に誕生した政党であり、来月で89年を迎える政党であります。私もその一員であり、国民、町民に奉仕する気持ちを忘れないように、そして自分を奮い立たせるように、あえて政党名を申し上げてまいりました。

今回の一般質問が最後となりますが、議員になってからこのかた、141回か2回目になろうかと思ひます。何回やっても自分の思うことの半分も執行部に理解してもらえず、また肩透かしの答弁をいただいたり、歯がゆい思いをしてまいりました。しかし、昨年9月の私の一般質問の中の一つである仕事づくりとしての住宅改修、今、生活環境づくり支援事業としてスタートしていますが、これはいち早く伊藤町長が取り上げて、今年度から実施され、仕事がなくて困っている関係者から、また屋根の塗装をしたくてもできないと、困っていた町民から大変好評のようであります。ある業者のかたなんかは、私にまで、よく提案してくれた、ありがとう。こういうような礼をいわれております。だから私の一般質問が、ほんの少しではあっても、困っている皆さんの役に立っていたんだと、こう勇気付けられて、またこの場に立った次第であります。

それでは、任期最後の一般質問になろうと思ひますが、質問をいたします。今回3項目について質問通告をしております。

質問の第1は、広域消防署の職員、消防士の配備の現状と改善の方向であります。主たる消防防災業務は、喜多方地方広域市町村圏組合消防署がその任にあたっていますが、消防士の配備状況が、国基準を大幅に下回っていると聞いております。現状をお知らせください。

今回の大震災の対応を引き合いに出すまでもなく、今まで一朝有事の際の、いわゆる階

級社会を構成している警察とか自衛隊、海上保安庁の職員、消防職員など、その職員はどれほど献身的に人命を守るために活躍されてきたか、国民すべてが認めていると思います。警察や自衛隊等そういう職種のかたについては、上部組織が設置運営、県やら国が設置運営をされている組織なので、論評は避けたいと思いますが、広域消防については、当町も加盟している喜多方広域市町村圏、これが設置している機関であります。当町も今年度1億5,347万8千円という負担金を支出していることから聞いてみたいと思うんですが、一つは、消防士の充足率が国基準の51%程度ということを知っているんですが、これは募集しても応募がないのか、または定員管理上51%程度に定員を定めているのか、どちらですか。100%にするためには、町としてどの程度の負担増が伴うのかと。3点目は、一度に100%にするということは財政上かなり難しい問題だと思いますので、年次計画で補充するというような考えは、広域圏でお持ちになっていないのか。また、町の町長としては、この51%程度の充足率では平時でさえも業務が大変ではないのかと、そういうことから、町長はこの実態をどう考えており、どのように改善を図るお考えなのかをお尋ねするのが第1点目の質問であります。

2点目は、今ほど前段で申し上げました生活環境づくり支援事業、これは町長の提案理由の説明によれば、予算から400万円弱が残っているので、2次募集をしたいというお話でありましたが、その400万、残分だけで2次募集をされるのか、あるいはそれに上乗せをして2次募集にするのか、この辺を聞いてみたいと思うのであります。

そしてまた、この事業は住宅に限定しておいて、例えば農家なんか小屋がたくさんあると、あるいは商店なんかでも営業部門と住居部門、実際は一緒になっているんですが、そういうところも対象にしてくれたら大変助かるという声は聞いておるんですが、あくまでも住宅部門に限って継続をするのか、この点をもう少し煮詰まっていればお示しを願いたいと思います。

最後に、地方自治法第167条というのは、副知事及び副市町村長の職務をうたっている条項であります。これを当事者であられる副町長にお尋ねしてみたいと思うのであります。ちなみに自治法の第167条を読んでみたいと思いますが、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画を司り、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところによる普通地方公共団体の長の職務を代理する。とこのように書いてあります。

町長が一昨年8月に就任されて、副町長がおられずに大変苦勞をされておりました。それもそうだと思うんです。町長は議員生活は長かったかも知りませんが、執行部にいたことは一度たりともなかったわけですから、政治的な解決はできたとしても、法に照らしたり、あるいは上部関係と連絡、事務連絡、こういう点では相談する相手がほしかったのでありましょう。だから私は、そんなにほしければ、ちゃんと議会に話をして、一人ひとりに了解を得て、県からでも国からでも、提案したら否決だなんていうことをしない態勢だけはとっておいてから、交渉にあたったほうがいいですよと、こういうことを執行部に申し上げてきました。本当に私も期待をしておりましたが、なんか今では、ちょっと期待はずれのような、もっとも単身で、奥さんや子どもと別れて、この遠く離れた西会津までこられて一人暮らしをする。こういうことでは、本当にもう早く帰りたいというの

が本音でありましようが、しかし引き受けた以上、この 167 条に示したような、そして町の職員の事務能力が、ああやっぱり彼がきてしっかりと教育してくれたおかげで上がったと、こういわれるような足跡をぜひ残してほしい。こういう願いから取り上げたものであり、決してあんなのいないから出て行けというような意味で質問しているのではないということだけを理解してご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 14 番、清野興一議員の質問のうち、私からは生活環境づくり支援事業についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

今ほど冒頭で議員から、今回の質問が任期最後の質問になるであろうというお言葉でございました。非常に感無量のことだなというふうに思っております。これまで長い長い議員生活の中で、一度たりとも一般質問欠かしたことはない、あるいは各いろんな部署の中で、貴重なご意見を拝借をしてきたと、そういう意味においては、敬意を表したいというふうに思いますし、これまでの活動については、議員の長い生活の中で、これからの歴史に残る議員であろうというふうに思っているところであります。

さて、ただいまの生活環境づくり支援事業の内容については、ご承知のとおり、町民の安全・安心な生活環境づくりの促進を図るとともに、景気の低迷で大幅に仕事量が減少している、こういう状況でございまして、建築関連業者の皆さんの受注量増加を図って、町内での消費活動を活性化させること目的に実施したものであります。

第 1 次の事業申請は 4 月 26 日で終了したところでありまして、早期事業執行ができるように申請者には 4 月 28 日付で補助金決定通知書を交付したところであります。

今次補助決定したのは、事業件数で 426 件であり、補助金額で 5,613 万円、事業費ベースでは 2 億 8,728 万円でありました。事業は順調に進捗しておりまして、すでに 40 件程度の完了報告があったところでございます。なお、残予算の 387 万円について、約 400 万円については、これは近日中に第 2 次募集を実施したいと考えているところでありまして、この際、これは残分のみということでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

ご質問の本事業の今後の対応ついてであります。ご承知のとおり本事業は、平成 24 年度までの 2 カ年の事業計画でありまして、今次事業決定をいたしました 426 件には 24 年度事業分も含まれております。今後の対応につきましては、本事業の事業効果を見極めながら判断してまいりたいと考えております。

なお、住宅以外の建物への事業拡大の話がございましたが、事業のあり方も含めながら、その中で十分、今後検討してまいりたいと思ひます。

その他のご質問については、副町長、担当課長より答弁をいたしたいと思ひます。

また、議員から消防の充足数、充足率の 50% に、町長はどう考えているかということがありましたので、このことだけ私のほうから申し上げたいと思ひます。そしてこれまでの経過や現在の実態については、担当課長より申し上げたいと思ひます。

まずこの充足率と定数問題でございますけれども、私は喜多方消防の副管理者という立場にございまして、副管理者という立場に入ってから、全体の消防の定数というものについてはじめて知ったわけではありますが、そこから 100 名体制ということで、これまで行っ



てまいりまして、現在でもその 100 名体制の対応で現在進んでいるところでございます。この 100 名体制がどういう経過なのかということについては、これから十分、そのいきさつ経過については承知しているところでありまして、そこにいたるまでの歴史、そして経過、あるいは喜多方消防体制の中での決められた内容、そしてあるいはこの 100 名体制というものは、一つの基準はあってもその独自性をもって 100 名体制としたということでありまして、以上、私の考えていること、知っていることについて述べておきたいと思っております。

以上であります。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 14 番、清野興一議員の地方自治法第 167 条に関するご質問にお答えをいたします。

地方自治法第 167 条につきましては、町長のいわゆるトップマネジメント、つまり企業経営トップと同じ感覚で町長が地域経営を行うという体制を強化することを一つの大きな目的としまして、平成 18 年に法改正が行われたものというふうに理解してございます。

議員申されますように、町長の補佐役としての副町長、副市町村長の役割は二つございます。

一つは、町長の命を受け、担当分野の政策について企画・判断を行うこと。

二つ目は、定型的な業務を監督し、町長は専ら重点的、戦略的・長期的な政策決定、政策の方針の決定に注力することを可能とすること。

このような横断的・総合的な判断が必要な課題が山積している中、町長のマネジメント発揮というためには、課題を迅速に解決するということが必要になってまいります。行政組織のいわゆる縦割りといわれる弊害、こちらを解消して、横断的な調整を速やかに行うということが必要となってまいります。そのための体制・制度が副町長であるというふうに私は理解しておりますので、議員はじめ、町民の皆さまがたのご期待にそえるように、引き続きがんばってまいります。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 14 番、清野興一議員の広域消防署の職員に関するご質問にお答えをいたします。

はじめに喜多方地方広域消防は、昭和 46 年 4 月に、当時の 1 市 3 町 3 村が広域市町村圏組合を設立したことに伴い、一緒に発足をしてございます。当初は、25 名の職員で業務を開始し、昭和 47 年 1 月には、北塩原、山都、西会津の 3 分署が増え、45 名体制で業務を遂行していました。その後、消防車両と救急車両の配備、西会津分署の本署への格上げなどを経て、平成 10 年度からは、現在の定数であります 100 名体制で業務を遂行しています。広域消防の職員定数は、消防組織法により条例で定めており、現在、定数上限の 100 名の職員がおります。

ご質問にありました、消防職員での国の基準は、消防署を設置する際の全国一律の目安として、人口などに応じた消防救急車両の台数があり、その車両台数に対応した人数が基準となっています。喜多方広域消防本部は、基準となる車両に要する人員は 194 名であり、それに対し職員は 100 名ですので、充足率は 51.5%となります。

質問にありました、仮に、国の基準に合わせ職員を増員した場合の町の負担であります  
が、これは補充する職員の年代構成により人件費は大きく変わってきます。喜多方消防本  
部では、仮に、補充人数を新入職員とした場合を試算しており、これによると、人件費は  
2億 3,291 万円ほどであり、それに負担割合をかけた本町の負担は、3,379 万円ほどの  
ことです。

しかしながら、この基準につきましては、地域の実情に応じて施設を整備し職員を配置  
するとの但し書きがありまして、県内の全ての消防本部が、国の基準よりも大きく下回っ  
ております。それは、基準となる車両の中には、はしご車のように、喜多方広域管内では  
ほとんど必要としないものも含まれており、実際の車両の配備は、基準よりも少ない台数  
となっています。

喜多方広域消防本部によれば、消防に関しては、単に全国一律の基準による充足率で判  
断すべきものでなく、地域の実情に応じ将来の人口の推移なども見据えながら定めており、  
消防職員数の充足率が低いことで、特に、業務遂行に支障を生ずることはないとのことで  
すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 それぞれ答弁をいただきました。今の消防のほうから再度質問してみたいん  
ですが、そうすると 100 名体制で十分にやっていると、そういっているんだと理解  
していいんでしょうか。そういうふうな答弁でありましたので、それは広域消防本部がそ  
ういっているんだと、そういうことなんですね。ただ、救急出動をみると、西会津だけで、  
西会津消防署だけで 470 何件か、年間ね、出動しているんじゃないですか、そうすると、  
今西会津の消防署は 23 名なんですよ。3 班体制で 7 人で 1 隊をつくっていると。そこ  
に署長、副署長が入って 23 名になるということですが、今、例えば救急出動だって、運  
転手は必ずいるし、それから救命士さんのような付き添っていていますね、あともう 1  
人ぐらいいくんじゃないのかな。それが年間 470 数件ということになれば、1 日平均 1.  
なんぼかになったんですよ、私の計算では。それが毎日毎日繰り返されるわけ、それで  
本当に十分なのかどうか。西会津の例で 470 何件の出動のうち、65 歳以上の方が 6 割以  
上占めているというんですよ。なおかつ広範囲なんですよ。だから、私が出て聞いた  
職員の人たちは、ほとんど休みもなんとかもらえる程度だというふうな返答をしているん  
で、そんなんでは大変だなというふうに感じたので、それだったらもうちょっと増やした  
ほうがいいんじゃないのかと。仮にあと何名、177 名が 100%の数、あと 94 名増やしても  
当町の負担というのは 3,379 万円ぐらい、これは定期昇給なんかあれば上がっていくでし  
ょうけれども、こういうふうになるわけでしょう。相手がそれで十分だといっている  
んなら別に斟酌する必要はないけれども、本当にこれで十分なのか、私は相手方がそ  
ういうのであれば、いいとするしかないでしょう。それはわかりました。

あと、町長にお尋ねしますが、まだ生活環境づくり支援事業、来年度分まで先取りして  
やっちゃったから、これで終わりだとするのか、またこんなに希望のあるものであれば、  
そんなに予算としては取れないけれども、6,000 万なんて大きな額は取れないけれども、  
少し財政調整基金を取り崩してでも継続しようかというふうなことをお考えになっておら  
れるのかどうか。それだけお尋ねをしておきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今度の事業の推移と効果というものについて、十分これは見極めていきたいというのはまず一つです。それと、来年度以降、はたしてこれは国の姿勢がどうなるか、一つはエネルギー問題で相当国全体が新しいエネルギー対策の一環として家屋とか、あるいは全体的にそういう事業が出てくるのかなというふうに思っております。もし仮にそうした予算や取り組みが出てくるようであれば、そうしたことも含めて、いろいろ対応していきたいというふうに思っているところであります。

したがって、この基金を取り崩すかどうかということは別にしても、新たな家屋、あるいは住宅、そして全体なエネルギー対策、こういったことについて取り組める時代がくれば、積極的に対応していきたいというふうに思っています。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 ちなみに、町民税務課長に確認したいんですが、十分やっていると返答いただいた広域消防本部のどなたがそういうことをおっしゃったのか、教えてください。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 広域消防の関係ということで、消防は消防のほうと先ほど議員申されたように救急のほうと二つになっております。救急については、議員おっしゃられたように、確かにここ数年間、件数は増えております。そういった点で西会津消防署には2台救急車、配備されておりまして、ときには2台とも出る、フル稼働ということもございます。なおそれ以上あった場合には、山都分署、また喜多方署ということで、お互いその中で全体のやりくりをしていながらやっているそうです。

先ほど聞いたことで返答申し上げたんですが、これは喜多方消防本部のほうに直接お聞きしましたところ、こういう状況だということでございましたので、答弁書という形でお答え申し上げました。これは消防本部の考えでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 だから消防本部のどなた様が十分やっていると、100名体制で十分やっていると答えてくれたのか、その役職名と氏名を、それはできませんか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 実際、内容としまして、文書でいただいたわけですが、特に誰々ということではなく、喜多方消防本部自体の考えでございますということで返答いただいております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 わかりました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時33分)

○議長 再開します。(14時50分)

以上をもって一般質問を終結いたします。

日程第2、報告第1号、平成22年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。  
本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、平成22年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、本年1月の議会臨時会及び3月の議会定例会においてご議決をいただいたところではありますが、今次の繰越の主な内容といたしましては、平成22年度国の補正予算関連事業と、豪雪や東日本大震災の自然災害、その他制度改正や工法協議等により、一般会計26件、国民健康保険特別会計診療施設勘定1件であります。この27件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、1の一般会計から順次ご説明を申し上げます。

まず、2款総務費、1項総務管理費であります。1点目は携帯電話等エリア整備事業で、繰越額は4,740万5千円、完了予定は12月28日であります。第2点目は温泉施設修繕事業で、繰越額は113万1千円、4月27日に完了しております。第3点目はさゆり公園施設修繕事業で、繰越額は54万6千円、これも4月27日に完了しております。第4点目はさゆり公園施設改修事業で、繰越額は500万円、完了予定は9月30日であります。第5点目はスポーツトラクター購入事業で、繰越額は660万円、完了予定は8月31日であります。第6点目は芸術村施設改修事業で、繰越額は190万円、完了予定は9月30日であります。第7点目はケーブルテレビ高度化事業第2期工事で、繰越額は1億3,596万7千円、完了予定は平成24年3月31日であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費であります。第1点目は国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出金で、繰越額は600万円、完了予定は9月30日であります。第2点目は介護老人保健施設整備事業で、繰越額180万円、完了予定は9月30日であります。第3点目は老人憩の家施設整備事業で、繰越額は964万5千円、完了予定は10月31日であります。第4点目はミニデイサービス送迎車両整備事業で、繰越額296万円、完了予定は10月31日であります。2項児童福祉費であります。子ども手当システム改修事業で、繰越額は157万5千円、完了予定は12月28日であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費であります。第1点目は水道未普及地区整備事業で、繰越額1,120万円、完了予定は10月31日であります。第2点目は温泉リハビリプール整備事業で、繰越額1,000万円、完了予定は9月30日であります。第3点目はにこにこ相談事業で、繰越額425万円、完了予定は平成24年3月31日であります。

次に、6款農林水産業費、2項林業費であります。第1点目は菌床生産施設整備事業補助金で、繰越額300万円、完了予定は9月30日であります。第2点目は菌床栽培用パイプハウス整備事業で、繰越額1,000万円、完了予定は9月30日であります。第3点目は林道開設舗装改良事業で、繰越額653万円、完了予定は8月31日であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費であります。第1点目は道路整備事業で、繰越額1,000万円、完了予定は10月31日であります。第2点目は町道改良舗装事業で、繰越額は4,362万8千円、完了予定は10月31日であります。第3点目は橋りょう長寿命化修繕計画策定事業で、繰越額1,042万2千円、完了予定は6月30日であります。

次に、9款消防費、1項消防費であります。防災行政無線整備事業で、繰越額は870万円、完了予定は12月28日であります。

10 款教育費、2 項小学校費であります。学校施設改修事業で、繰越額は 1,880 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。4 項社会教育費、公民館バリアフリー化整備事業で、繰越額は 450 万円、完了予定は 10 月 31 日であります。

11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費であります。第 1 点目は農地農業用施設災害復旧事業で、繰越額 4,433 万 2 千円、完了予定は 10 月 31 日であります。第 2 点目は林業施設災害復旧事業で、繰越額は 1,988 万 3 千円、完了予定は 9 月 30 日であります。

次に、2 の国民健康保険特別会計診療施設勘定であります。1 款総務費、1 項施設管理費で群岡診療所施設整備事業、繰越額は 600 万円、完了予定は 9 月 30 日であります。

なお、各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

事業の推進にあたりましては、繰越事業ということがございますので、早期の発注に心がけをいたしまして、できるだけ早い完成を目指して行っていきたいと考えております。

以上をもちまして、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長 　　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 　　国県支出金なんかは、もうすでに歳入となっているのかどうか。その点だけお尋ねします。

○議長 　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　　国県の支出金につきましては、ここに記載のとおり未収入特財で繰り越しをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 　　14 番、清野興一君。

○清野興一 　　そうすると、仮に計画では 12 月 28 とか、9 月 30 とか、それぞれ今、竣工期日を説明ありましたけれども、それよりも早く、早期発注で早期完成を目指すとおっしゃったけれども、そうした場合は予定よりも、工事ができしだい国県からのお金というのはくるということで理解していいんですか。

○議長 　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　　先ほどご説明の中で冒頭申し上げましたが、今回の繰り越しの理由の中には、22 年度の国の補正予算だとか、あるいは豪雪、東日本の震災関係の影響だとか、いろいろな項目に分かれております。その項目ごとに補助が合わせてくる部分がありますので、その事業区分ごとにすべて完成しないと、国、県の補助金はいただけないということになりますので、先ほど申し上げましたように、できるだけ早い完成を目指して、補助金についても一日も早くいただけるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長 　　11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　　土木費の町道改良舗装事業ということで、繰越明許になっておりますが、議会はじまるときに、23 年度建設事業施工状況というのがわたっております。それで、真ん中から下になりますが、道整備交付金事業町道野口 2 号線舗装工事があるわけですが、これが契約が 2 月 15 日、着工が 2 月 16 日、竣工が 23 年 6 月 30 日ということになって、進捗率 20%と書いてありますが、この事業はこの繰越明許に含まれているかいないかをお尋ねいたします。

○議長 　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町道野口2号線の舗装工事についてのご質問にお答えいたします。

これは繰越工事となっております。この事業につきましては、舗装工事でございますが、田んぼの田植えが終わったような状況であります。田植え前に仕事をしますと、田植えの影響等、路面が汚れるというようなことで今ちょっと事業をやっておりますが、事業、仕事をはじめれば下層路盤と表層工事ということで、1週間程度で仕事が終わるといようなことでございます。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第1号、平成22年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

日程第3、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についてのご説明を申し上げます。お手元に配付いたしました平成22年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧くださいと思います。

まず、1ページの土地開発公社事業報告書、1総括事項でございます。平成22年度中に喜多方地方土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市の2事業でございます。記載の2事業の個々の明細につきましては、8ページの公有用地明細表のとおりとなっておりますが、全体で期首残高が4億7,094万7,219円、当期増加高が472万2,374円、当期減少高が5,953万4,518円となり、当期末の当公社の所有用地は、面積が10万2,164平方メートルで、4億1,613万5,075円となりました。

平成22年度の損益計算は、収益合計が6,011万4,421円、費用合計が6,012万505円で、6,084円の当期損益となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、986万3,065円となっております。なお、これらの明細につきましては、3ページに貸借対照表、4ページに財産目録、5ページに損益計算書、6ページにキャッシュ・フロー計算書、7ページに現金及び預金明細表を添付しておりますので、ご覧くださいと思います。

次に、理事会の議決事項であります。1ページ後段に記載のとおり、理事会は2回開催されております。議決事項は平成21年度の事業報告及び決算の認定、平成22年度及び平成23年度の事業計画と予算の調整を行っております。なお、ただ今説明しております平成22年度の事業報告及び決算の認定につきましては、去る5月25日に認定を受けております。

次に、平成23年度の事業計画でございますが、1枚別紙でお配りしてございます公有地取得事業としまして喜多方市の2事業、事業費といたしましては993万9千円が計画されておりますが、本町の事業はございません。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告とさせていただきます。

○議長 ただいまの報告対し質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 22 年度も 23 年度も喜多方市だけの利用であります。ここ近年、数年といったらいいでしょうか、喜多方だけの利用で、喜多方の利用件数も少なくなってきました。そこら辺で、今後の見通し等をつかんでおられるならば、この利用の予定ですか、そういうのをつかんでおればお知らせしていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまのご質問にお答えします。

計画書であります。綾金地区の運動施設用地取得事業、それから、ふれあいパークの喜多の里の用地取得事業と、この 2 件が 23 年度の予定事業というようなことでございまして、それ以外はちょっと把握しておりません。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 23 年度はわかったわけです、これ出てきていますから、その後もどのような流れでいくかというのは、それぞれの加入している自治体の計画に沿ってこれが出てくるわけですから、そういう点でつかんであるのがあれば知らせてほしいということがあります。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今後の予定であります。西会津町では予定はございません。あと喜多方市につきましても、こういったこの事業については聞いておりますが、それ以降の事業計画については特段ないというふうに考えております。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第 4、報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 報告第 3 号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。内容につきましては、お配りしてあります書類のとおりであります。その概要について申し上げます。1 ページをお開き願います。

はじめに、事業報告から申し上げます。平成 22 年度は、さゆり公園、ロータスインなどの五つの町有施設の管理運営業務をはじめ、グリーンツーリズム関連事業や農林業普及実践事業など、振興公社設立の趣旨である地域の活性化を図るための事業展開を推進してきたところであります。

部門別の事業概要であります。まず、ロータスインの営業部門におきましては、顧客の開拓に努めたものの、長引く景気の低迷や施設修繕工事に伴う長期休館などの影響により、大きな減収となったところであります。

一方、道の駅よりっせにつきましては、豪雪などの影響により 1.6%の売上減となったものの、経費の見直しなどにより、利益は前年度と比較して 50%を超える増益となったと

ころであります。また、施設管理におきましては、指定管理制度の趣旨に沿いながら、安全安心を第一に快適な利用環境の提供のため、温泉施設では衛生管理の徹底を図るとともに、さゆり公園では公園環境の充実に努めてきたところであります。

地方の経済は依然低迷しており、世界的な資源高や物価の高騰による消費意欲の減少など、経営環境が依然として厳しい状況にあります。この厳しい状況に対処するため、振興公社は、営業の強化をはじめとして、職員のボーナスを支給しないなど、人件費を含めた総体的な費用の削減と経営改善に努めてきたところであり、この結果、平成 22 年度決算は 18 万 511 円の黒字となりました。

平成 22 年度も黒字決算であることから欠損額は減少され、累積欠損は 1,721 万 5,209 円となったところであります。

次に、(2) 事業の内容、(3) 会社の概要、(4) 役員及び従業員の構成、(5) 資本金の増減につきましては、1 ページから 3 ページに記載されているとおりであります。

続いて、4 ページの平成 22 年度の決算について申し上げます。

まず、(1) の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金、前払費用、仮払金であり、合計で 4,434 万 3,220 円の計上であります。現金・預金の減などにより、前年度と比較して 374 万 2,429 円、率にして 8% の減となりました。固定資産の内訳につきましては記載のとおりであり、合計で 236 万 333 円の計上であります。したがって、資産の部の合計は、4,670 万 3,553 円であります。

次に、表、右の負債及び資本の部について申し上げます。買掛金は商品や食材などの未払い分であります。未払い税金は消費税と法人住民税であります。未払い費用は 3 月分の光熱水費及び一般管理費等の未払い分であります。預かり金は職員の源泉所得税や社会保険料等であります。前受け金はロータスインの利用券や食事券の未利用分などあります。流動負債の計は、2,841 万 8,762 円となりましたが、未払い費用の減などにより、前年度と比較して 424 万 1,743 円、率にして 13% の減となりました。

以下、資本金 3,550 万円、前期繰越損失金 1,739 万 5,720 円、及び、当期末処分利益 18 万 511 円を計上し、資本計は 1,828 万 4,791 円となったところであります。したがって、負債及び資本の部の合計は 4,670 万 3,553 円であります。

なお、ただいま申し上げました、資産の部の未収入金、負債及び資本の部の未払い税金、未払い費用、預り金につきましては、5 月末までにすべて処理されております。

次に、5 ページの (2) 損益計算書について申し上げます。

まず、右の欄の収益の部についてであります。売上高の営業収益に雑収入などの営業外収益をあわせた収益の部の合計額は 4 億 2,603 万 2,141 円であります。長引く景気低迷や、大規模修繕工事に伴う長期休業などの影響によりまして、ロータスイン営業部門の売り上げが減少したことなどにより、前年度と比較して 1,715 万 665 円、率にして 4% の減となりました。

次に左の欄の費用の部であります。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用の計、4 億 2,553 万 3,395 円、それに、支払利息 1,135 円、法人税 31 万 7,100 円までの合計額が 4 億 2,585 万 1,630 円となりました。したがって、収益の部の合計額 4 億



2,603万2,141円から、ただいま申しあげました営業費用などの4億2,585万1,630円を差し引いた18万511円が当期利益であり、昨年に引き続き平成22年度も黒字決算となったところであります。

費用の部の合計は記載のとおり、4億2,603万2,141円であります。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、記載のとおりであります。当期末処分利益18万511円を前期からの繰越損失金1,739万5,720円に繰り入れますので、次期繰越損失金は1,721万5,209円となりました。

次に、平成23年度の事業計画について申し上げます。事業計画の内容につきましては、7ページから9ページに記載されているとおりであります。平成17年度から平成22年度まで6年連続で黒字決算となったものの、長引く景気の低迷や、東日本大震災、さらには東京電力福島第一原子力発電所の放射能放出事故による商工業、農業、観光等の風評被害など、振興公社を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。このことから、町といたしましては、振興公社との連携を強化し、より一層の経営改善が図られるよう支援してまいる考えであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　3ページの従業員をみましたら、一般社員が4名増えておられますが、どの部署に増えておられるのか、つかんでいるならばお知らせいただきたいと思えます。

○議長 　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 　従業員4名増の内訳というご質問でございますが、まずケーブルテレビ、町からの委託業務ということで、公社で行っておりますが、昨年の10月から2名、公社職員になったということで2名増えてございます。それから、さゆり公園の管理業務で、管理の充実ということで1名増やしてございます。それからもう1名につきましては、グリーンツーリズムの事務局関連ということで、旅行業で1名、合計4名の増でございます。

○議長 　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　そこでアナウンサー業務を委託をして、町で委託をしていたと、それが正式に公社の職員になったということであります。当然、指定管理者でありますから、町がその提案をして、議会が人件費分は議決をして、それでそういう裏付けがあって振興公社と契約を結んだと、そういう順序だと思えますが、そうするならば、振興公社は理事会ではなくて、取締役会ですべて決定をするわけですから、これの受け入れに関しては、取締役会の議を経て指定管理者の請負の変更をしたと思えますが、それはどのようになっているとお考えというか、つかんでおられますか。

○議長 　町長、伊藤勝君。

○町長 　ご承知のとおり、私が社長でありますので、この人数、そして取締役会、ここにもこの内容等の説明もいたしましたし、質問に受け答えをしております。

○議長 　ほかにございませんか。

5番、清野佐一君。

○清野佐一 　22年の事業報告ですか、その中に新規農産物導入の実証栽培があります。ま

た 23 年の事業計画にもあります。これは以前、転作作物としてマコモが大変高収入が得られるというようなことでやっているわけですが、たぶんそれではないかと思います。今年でたぶん 3 年目くらいになるのかなと思うんですが、これはいつごろまで試験栽培をされるのか、高収入を得られるのであれば、早めにそれぞれが栽培できる体制になればと期待をしているところですが、その辺はいかがですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 マコモの栽培についてでありますので、農林業振興事業の中で町と連携した取り組みをしておりますので、担当課のほうから説明をさせていただきます。

マコモの事業については、議員おただしのとおり平成 21 年度から取り組んでおります。マコモについては、話の中にありましたように、減反作物として可能かどうかということで実験を進めております。マコモ自体はイネ科の多年生の植物でありまして、水質の浄化、それから周囲の環境改善など栽培による高い効果があり、また秋に刈り取ったものについては、乾燥して出荷することにより、それが健康食品なり、薬用の食品として加工品に販売されております。

21 年度の取り組みは、植え付けの時期が遅かったために、正常な生育がなされないまま、収穫までいたらなかったという結果でした。平成 22 年度については、当初から生育を試みまして、順調な生育できたんですけども、思った以上に大きくなりまして、昨年の雨で倒伏してしまいました。面積は 1 反 7 背の田んぼで栽培をしているんですが、収穫できたものは 3 分の 1、5 背分くらいの収穫でした。それについて、収穫された金額からすると、だいたい 1 反当たり 12 万 3 千円程度の収穫が見込まれるのではないかと、去年の段階では、見込みとしては出たんですけども、実際、今年度は、全面積を耕作して収穫まで取り組んで、その結果をみてみたいということで考えています。

一応、3 年間の事業で、これがいい結果に出れば、減反政策の中でイネの作付けができない田んぼに、農家の皆さんに実践していただけるものかどうかを、この秋、結果をみて判断したいと考えております。

○議長 ほかにございませんか。

14 番、清野興一君。

○清野興一 説明によれば、損益計算書のときの説明ですけれども、売上は減少したと、しかし一般社員を 4 人増やしても、なおかつ 18 万円の黒字が出た大きな理由というのはどうなのでしょう、普通だと従業員、この人たちはいつから何カ月からあれによっても違うのでしょうか、売上減って、従業員多くして黒字になったと、まったく好ましい話で、私も習いたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まず 4 人増えても黒字になったというご質問でありますけれども、まず 4 人のうち 2 人は、先ほどお答えしたとおり、ケーブルテレビの職員であります。ケーブルテレビの職員は基本的に人件費がそっくり町から公社に支払われますので、その分はまず除外ということになると思います。それからあと残りの 2 名であります、さゆり公園で 1 名、旅行業で 1 名、2 名増えてございますが、昨年の 4 月 1 日から採用ということで、22 年度は丸々 12 カ月勤めていただいたということでもあります。まず先ほど報告の中でご

説明申し上げましたが、昨年は売上が大きく落ちたというようなこともございまして、職員ボーナスを支給しませんでした、公社のほうで。そこが一番の大きな理由であります。

○議長　これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第5、報告第4号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　報告第4号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は4件で、交通事故に係るものであります。それでは、報告第4号をご覧いただきたいと思っております。

まず1件目の事件であります。発生年月日は、平成22年11月18日であります。その内容であります。喜多方市山都町木幡地内の国道459号におきまして、町公用車が方向転換をするため後進していたところ、後方から直進してきた相手方車両と接触し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成23年4月18日、賠償額17万9,068円で和解したところであります。過失割合は、当方90%、相手方10%であります。

次に、2件目の事件であります。発生年月日は、平成22年12月1日であります。その内容であります。西会津町奥川大字高陽根地内の林道大出戸線において、町公用車が見通しの悪いカーブで運転操作を誤り、停車しておりました相手方車両に衝突し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりでございます。和解の年月日は平成23年5月17日、賠償額19万4,607円で和解したところであります。過失割合は、当方100%、相手方0%であります。

次に、3件目の事件であります。発生年月日は、平成23年1月15日であります。その内容であります。西会津町登世島字西林地内の町道野沢西林上小島線において、町除雪車が排雪作業中に後進したところ、後方から直進してきた相手方車両と接触し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成23年3月30日、賠償額33万5,093円で和解したところであります。過失割合は、当方50%、相手方50%であります。

次に、4件目の事件であります。発生年月日は、平成23年2月21日であります。その内容であります。会津坂下町大字長井地内の県道塩川山都線において、町公用車が走行していたところ、飛び石により後方を走っていた相手方車両のフロントガラスに損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりでございます。和解の年月日は平成23年3月23日、賠償

額9万1,046円で和解したところであります。過失割合は、当方100%、相手方0%であります。

なお、1件目と2件目の事件につきましては、事故発生から示談まで5カ月余の日数を要したのは、相手方との過失割合協議に時間を要したことや、東日本大震災の影響により、事務手続きに時間を要したことによるものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告とさせていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 　この報告書の2番目の件であります。過失割合をもう一回いってください。

○議長 　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　当方100%でございます。

○議長 　14番、清野興一君。

○清野興一 　そうすると、林道といえども交通量、かなりあるんでしょう。それで見通しが悪いというんだから、誰が運転してもこういう危険性は発生すると思うんですけども、これを見通しよくはできないんですか。

○議長 　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　ここの実際の現場の状況でございますが、集落は出戸の集落の中でございます。家屋が連帯している中のところということでもありますので、見通しのよい道路の改良という部分には家屋の移転等も伴いますので、なかなか改良については難しいのかなというふうに思います。いずれにいたしましても、当方の運転のほうが、運転上の誤りを犯したということでございますので、このような形で示談をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 　14番、清野興一君。

○清野興一 　家まで動かせとはいいませんが、カーブミラーを付けるなり、何らかの改善の方策はないものかどうか、それが一つ。これ集落であれば、集落の人たちは事故を起こすことなく運転をしているんでしょう、そうするとやっぱりぼやっとして運転したということなのかな。

○議長 　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　ただいま議員のほうからおただしありましたように、地元の皆さんにつきましては、道路状況もよく存じているということで、お互いに気を付けて交通をされているようでございますけれども、今回、運転した職員につきましては、そちらのほうに頻繁にいつているということではなかったものですから、カーブのほうに気を取られて運転操作を誤ったということでございますので、今後十分に気を付けるよう指導してまいりたいと思っております。

○議長 　ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 　これで報告第5号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会いたします。(15時40分)



平成23年第4回西会津町議会定例会会議録

平成23年6月15日(水)

開 議 10時00分

出席議員

2番	多賀剛	7番	五十嵐忠比古	13番	清野邦夫
3番	青木照夫	9番	武藤道廣	14番	清野興一
4番	荒海清隆	10番	大沼洋平		
5番	清野佐一	11番	長谷沼清吉		
6番	渡部昌	12番	長谷川徳喜		

欠席議員

1番 目黒 一

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	和田正孝	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	伊藤てる子
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	成田信幸	教 育 課 長	大竹 享
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新田新也	農業委員会会長	斎藤 太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄 清久
--------	------	---------	------

## 第4回議会定例会議事日程（第6号）

平成23年6月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第2次）の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第6 議案第6号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第7号 平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約について
- 日程第9 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第10 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議員互助会総会）





第4回議会定例会議事日程（第6号の追加1）

平成23年6月15日

追加日程第1 意見書案第1号 原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、  
損害の全面補償・賠償を求める意見書

○議長 平成 23 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

1 番、目黒一君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。監査委員、新井田大君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 1 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 おはようございます。

議案第 1 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、3 月 17 日から東日本大震災の一次避難所として使用してまいりましたさゆり公園体育館について、開設から 2 カ月となり、避難者が減少してきたことと、プライバシー保護など生活環境面に配慮するため、5 月 12 日をもって同体育館の避難所を閉鎖し、ロータスイン及びコテージに移行するため、ロータスイン等の施設借上げに必要な経費について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 5 月 11 日付で専決処分により調製をさせていただきましたので、同法同条第 3 項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 23 年度西会津町の一般会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 3,867 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 400 万円の増であります。一次避難所借上げにかかる災害救助費繰替支弁金であります。

次に、歳出であります。3 款民生費、3 項 1 目災害救助費 400 万円の計上であります。一次避難所としてロータスイン及びコテージの借上料であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 この支出のほうですが、今の説明によれば、ロータスインとコテージだということですが、民間というか、縁故被災者がいるかと思うんですけども、そういう受け入れている家庭は対象にならないのですか。

- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 今回の借上料につきましては、あくまでも一時の避難所ということでございまして、それぞれ議員おただしのよう、縁故を頼って各家庭においでになられたというかたについては、現在の制度の中では対象となっておりません。
- 議長 ほかにございせんか。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の専決処分承認については採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の専決処分承認については、承認することに決しました。  
日程第2、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案についての説明を求めます。  
町民税務課長、成田信幸君。
- 町民税務課長 議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。  
本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたよう、東日本大震災で被災されたかたの税における負担軽減を行うため、地方税法等の一部改正がなされました。それに伴いまして、個人住民税の雑損控除及び住宅借入金等特別税額の控除、固定資産税では住宅用地の課税標準の特例を受ける申告等を定めるため、税条例の一部を改正するものでございます。なお、本町については、東日本大震災による被害はなかったことから、対象となりますのは、この大震災に被災をされたのち、本町へ移り住み住所も移されたかたというふうになります。  
それでは改正内容について、ご説明いたします。  
西会津町税条例の一部を次のように改正する。今回の改正は、附則に次の3条を加えるものでございます。  
附則第22条は東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定です。第1項は、3月11日に発生しました東日本大震災により、住宅や家財などに損失金額が生じた場合には、特例といたしまして適用を1年繰り上げ、平成22年の損失とみなし、平成22年分の総所得金額から雑損控除ができるようにするものです。  
第2項は、第1項の控除を受けた場合、特例損失額が平成24年以降に生じても、当該

年度に生じなかったものとする読替の規定でございます。

第3項及び第4項は扶養親族に係ります雑損控除の特例についてでございます。

第5項については、申告書についての規定でございます。

附則第23条は東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に関する規定でございます。住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により滅失し、居住することができなくなった場合においても、引き続き残りの期間につきまして、税額控除の適用が可能となったことに伴う、税条例の読替規定を定めたものでございます。

附則第24条は東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定でございます。

第1項は、大震災で損壊した家屋の敷地となっており、平成23年度の固定資産税において、住宅用地に係る課税標準の特例措置、課税標準額を200平米までは6分の1、200平米を超える部分は3分の1とするものですが、これを受けておりましたが住宅用地として使用することができなくなった場合において、町長が認める場合については、平成24年度以降10年度は、住宅用地とみなして軽減を受けることができることから、この適用を受けようとする者の申告について規定したものでございます。

第2項は、第1項が適用となりました住宅用地の、平成24年度以降10年間の税条例での適用除外を規定したものでございます。

第3項は、被災した共有地に関する固定資産税の按分納付に関する規定でございます。共有地は共有者が連帯して納付をいたしますが、損壊した家屋の敷地となっていた共有地については、特例といたしまして所有者の持分の割合等によって按分した額で納付することもできることから、この適用を受けようとする者の申告について規定したものでございます。

第4項は、仮換地等についての前項の読替規定を定めたものでございます。

次に、本条例の附則でございますが、施行期日を定めるもので、公布の日から施行いたします。附則第23条につきましては、平成24年1月1日からとするものでございます。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、本町では、過疎地域自立促進特別措置法第31条によりまして、固定資産税の課税免除を行ってまいりましたが、その期限が過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正によりまして、固定資産税の課税免除の適用期間を延長する改正が行われたことから、適用期間を2年間延長するため、町税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について説明をいたします。併せまして条例改正案新旧対照表もご覧いただきたいと思っております。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。第3条は、過疎地域における固定資産税の課税免除について、第5条は企業立地促進法に基づく集積区域における固定資産税の課税免除についての規定であり、適用期限が平成23年3月31日であったものを平成25年3月31日にまで延長するものでございます。

次に附則でございしますが、施行期日を公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用とするものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 この過疎地域特別措置の関係で、課税免除となる金額なんか、もし試算があればお知らせいただきたいことと、それから、いくらか減額になるわけですが、それに対して国からの補填、こういうのはどうなっていますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答え申し上げます。

今回の課税免除、過疎法に基づきますものは、平成23年は255万4千円でございます。このうち、減収の補填ということで75%、191万5千円でございますが、これが補填という形で入ってまいります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中で申し上げましたように、地方税法施行令の一部改正により国民健康保険税課税限度額の引き上げと、平成23年度分に係ります税率の改正でございます。

まず国民健康保険税は、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税されます。保険料としての性格もあることから、課税限度額として上限を設けております。課税限度額の引き上げは、医療費が増え課税額が増加していく中にありまして、中間所得者層の負担が増える傾向にあることから、その軽減のため行うものでございます。

次に、平成23年度国保税の税率改正について、説明いたします。議案の説明に先立ちまして、税率改正の基礎となります平成22年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、医療費の動向について説明を申し上げ、そののちに税率改正案の概要を説明いたします。

それでは、関係資料として配付をしております平成23年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)資料、まず1ページをご覧くださいと思います。

1ページは、平成22年度国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算見込みでございます。歳入の合計は10億6,129万7,142円、歳出合計は10億1,321万7,353円であり、歳入歳出差引額は4,807万9,789円の黒字となる見込みでございます。このうち、医療分繰越金は4,755万4,634円ですが、平成22年度の国庫支出金と社会保険診療報酬支払基金からの交付金のうち、保険給付費が見込みより減額となったことから、国庫等への返還金859万4,152円を差し引いた額、3,896万482円が翌年度への繰越額となる見込みでございます。なお、介護分の歳入歳出差引額は52万5,155円となる見込みでございます。

次に2ページをご覧くださいと思います。

国保税算定の基本となります保険給付費、いわゆる医療費の見込みでございますが、疾病によります変動が大変大きく確実な予測は困難なことから、前年4月から本年3月までの1年間の給付実績を基に必要額を算出しております。昨年度の月平均は4,439万8,292

円ですが、一人当たりの保険給付費は増加傾向にありますことから、切り上げをいたしまして月額 4,500 万円、年額といたしまして 5 億 4,000 万円を医療費として見込んだところでございます。なお、この額は昨年度と比較いたしまして、一月当たり 200 万円、1 年間では 2,400 万円の減額となっております。

次に右側の基金最低保有額をご覧いただきたいと思えます。

基金の最低保有額は、西会津町国民健康保険条例第 13 条に規定されており、保険給付に要した費用の前 3 カ年の平均年額の 4 分の 1 に達するまで積み立てるとされています。本町における最低保有額、平均年額の 4 分の 1 でございますが、これは、1 億 6,681 万 3,369 円であり、平成 22 年度末基金保有残高は 1 億 8,657 万 2,812 円であり、これを超過しております。平成 22 年度から 24 年度までの第 4 次国保財政 3 カ年計画による基金取り崩し額が 2,000 万円。町長が提案理由の説明で申し上げましたように、今年度はさらに 1,300 万円を繰り入れ、税率を抑えることといたしました。これによりまして、平成 23 年度末の基金残高は 1 億 5,357 万 2,812 円となり、最低保有額より 1,324 万 557 円下回る見込みでございます。

次に 3 ページをご覧いただきたいと思えます。

3 ページは一般医療に係る税率算定にかかる資料でございます。まず、下段でございますが、下段の歳出は、保険給付費の療養給付費が、月額 4,500 万円で、年額 5 億 4,000 万円と見込みました。

歳出の下から 3 番目の欄、国県等支出金（過年度分）でございますが、平成 22 年度に交付されました国や社会保険診療報酬支払基金からの交付金のうち、多く交付されておりました 860 万円を返還するため計上したものでございます。

次に上の段をご覧いただきたいと思えます。こちらは歳入でございます。国県支出金はルールや実績等に基づき算定をしたもので、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引き不足する額を、国民健康保険税として必要な額となります。この中で歳入の下からちょうど 10 段目にございます前期高齢者交付金、こちらの欄をご覧いただきたいと思えます。

ここは平成 22 年度と比較をいたしまして 6,900 万円の大幅な減額となっております。前期高齢者交付金は、平成 20 年度の医療制度改革により新設されまして、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の割合に応じ、国から概算として交付され、その 2 年後に精算をする制度となっております。平成 21 年度は、概算として 2 億 7,860 万円が交付されました。本年度の精算で 2 億 1,890 円に調整となり交付されたことで、約 6,000 万円の減額となったところでございます。国民健康保険税は、前年度の繰越金と支払準備基金を減税財源とし、加入者の負担軽減を図ってまいりました。

昨年度につきましては前年度繰越金から 2,000 万円、支払い準備基金から 2,000 万円を繰入しております。本年度も同額で試算をいたしましたところ、この前期高齢者交付金の減額が大きいことから、一人当たり税額は前年度よりも約 1 万円増額となってしまいます。そこで、前年度繰越金については全額の 3,890 万円を充当し、さらに支払準備基金から 1,300 万円を追加繰り入れることによりまして、昨年度と同じ税率に据え置くことといたしました。

平成 23 年度は、3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災の影響によりまして、今後



の経済状況が不透明であります。また、本町の被保険者におきましても、今後の所得などでの不安材料がありますことから、加入者の負担を増やさないように、平成 23 年度に限り、加入者全員に課税されます医療分及び支援分につきまして、昨年度と同じ税率に据え置くよう追加で繰り入れを行いました。

この結果、支払準備基金につきましては、最低保有額を 1,324 万 557 円下回ることとなりますが、加入者の負担を増加させない緊急避難的措置でございますので、ご理解いただきたいと思っております。なお、40 歳以上 65 歳未満に課税されます介護分につきましては、加入者が限定されておりますことと、一人当たりの税額は微増となることから、基金からの追加充当はしておりません。

次に歳入の下から 6 番目の欄、国保支払準備基金繰入金でございますが、これは計画に基づく 2,000 万円に 1,250 万円を追加し 3,250 万円を繰り入れし、その下の欄、繰越金につきましては 3,890 万円を減税分に充当し、合計 7,140 万円を減税財源としたところでございます。

次に 4 ページをご覧くださいと思います。

ここは後期高齢者支援分の税率の改正に係る資料でございます。後期高齢者制度は平成 20 年度から開始されまして、この後期高齢者医療への財政支援に負担をしているものでございます。その額は、社会保険診療報酬から示されまして、本年度の必要額は、歳入合計 1 億 841 万 6,109 円と示されたところでございます。この額から国県支出金等を差し引きまして、不足額が税として納めていただくこととなります。

歳入の欄、下から 2 段目でございますが、国保支払準備基金繰入金この 50 万円を繰り入れることによりまして、税率は据え置くことといたしました。

次に 5 ページをご覧くださいと思います。

ここは介護分の税率改正に係る資料でございます。介護分は、40 歳以上 65 歳未満の国保加入者、2 号被保険者の負担分を国税として納めていただくものでございます。その額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から示されまして、国県支出金を差し引いた不足額が国民健康保険税となります。本年度の必要額は歳入合計欄の 5,740 万 7,239 円となっております。

次に、6 ページから 12 ページでございますが、ここは平成 23 年度の税率（案）の概要です。まず 6 ページ目をご覧くださいと思います。

ここは、医療分の税率に関する基本方針でございます。

まず①の今年度の国民健康保険税として必要な額は、一般医療分で 1 億 1,560 万 9,463 円、収納率は実績を踏まえまして、昨年度より 3% 増の 94% を見込んでおります。収納率は、所得の低迷などから、近年低下傾向にあり、平成 22 年度は、その前年度の一般分の実績が 92% を切ったことから、91% で設定をいたしました。平成 22 年度では、納税相談及び徴収対策を強化いたしまして、一般分についても 94% 台に回復をいたしましたことから、今回 94% と設定したところでございます。

②の国税算定の基礎数値でございますが、①の必要額を基に、本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、総所得金額を適正に把握するため、基数調査日を本年 5 月 31 日に設定してございます。

③の応能・応益の賦課割合は、税率を据え置くことから応能割合で 47%、応益割合で 53%と昨年度とほぼ同じ割合となっております。

④の低所得者に対します軽減措置は、引き続き 7 割・5 割・2 割の税負担を軽減することとしております。また、後期高齢者医療制度創設に伴います激変緩和措置も、引き続き行うこととしております。税率につきましては、先ほどから申し上げておりますように加入者の負担増とならないよう据え置いたところでございます。

次に、低所得者層への軽減でありますが、均等割額 2 万 3,200 円、平等割額 1 万 9,900 円に対しまして、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字でございます。軽減対象者数は、平成 23 年度の人数は 1,371 人で、被保険者全体の 57.34%、約 6 割の被保険者が該当してございます。また、軽減該当世帯は 793 世帯で、世帯全体の 59.49%の世帯が該当することとなります。なお、この軽減される額の 2 分の 1 は国から、4 分の 1 は県から、残り 4 分の 1 が市町村で負担することになります。

次に 7 ページをご覧くださいと思います。

一般医療分に係る算定基礎表でございます。左側の大きな表の 1 でございますが、所得割課税標準額、課税の基本となります所得金額でございます。前年度と比較して約 6,500 万円の減額となりました。この減額の要因は、被保険者数が 3%減少したこと、また一人当たりの所得額も昨年度より 1 万 1,592 円、約 3%減となったことによるものでございます。

次に右上をご覧くださいと思います。一人当たり及び一世帯あたりの税負担額でございます。税率を据え置いたこと、また所得の減少、世帯当たりの被保険者数の減少によりまして、一人当たりは昨年度より 318 円の減額となり、1 世帯あたりも 1,109 円の減額となります。

次に 8 ページをご覧くださいと思います。

後期高齢者医療制度への支援分でございます。まず①の税として必要な額は 3,772 万 3,619 円で、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については先ほどと同様でございます。税率につきましても医療分と同様に、加入者の負担増とならないよう据え置いたところでございます。応能・応益の賦課割合につきましても、ほぼ同じとなっております。

次に軽減額でありますが、均等割額 7,100 円、平等割額 6,000 円に対しまして、それぞれ 6 割・5 割・2 割を掛けた数字でございます。軽減対象世帯は、人数の合計が 1,481 人で、被保険者全体の 57.16%となります。また世帯の合計は 841 世帯で、全体の 59.27%の世帯がなんらかの軽減を受けることとなります。

次に 9 ページをご覧くださいと思います。

ここは、支援分にかかります算定基礎表です。右上をご覧くださいと思います。

支援分の一人当たり及び一世帯あたりの税負担額でありますが、税率は変わりませんが、先ほど申しましたように所得の減少、また被保険者の異動によりまして、一人当たりは昨年度より 63 円の減。1 世帯あたりは 369 円の減となります。

次に 10 ページをご覧くださいと思います。

ここは介護分の税率改正（案）でございます。介護分につきましては、対象者が被保険

者の全員でないこと、必要額の増加が小さかったことから、支払準備基金等からの繰り入れは行わず、必要額に基づいた税率の改正を行っております。まず①の税として必要な額でございますが、2,252万6,248円で、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては同様でございます。

この結果、介護分にかかる税率は、所得割は1.65%から1.77%に、資産割は11.0%から11.20%に、均等割は9,300円から9,500円に、平等割は昨年度と同額の5,400円とするものでございます。

次に賦課割合につきましては、応能割合、応益割合、47対53としてございます。

次に軽減額でございますが、均等割額9,500円、平等割額5,400円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。軽減対象世帯は、人数の合計が571人で、被保険者全体の50.80%となります。また、世帯の合計は458世帯で、全体の53.19%の世帯がなんらかの軽減を受けることとなります。

次に11ページをご覧いただきたいと思っております。

介護分にかかります算定の基礎表でございます。右上をご覧いただきたいと思っております。介護分の一人当たりの税負担額でございますが、昨年度より643円増となり、1世帯あたりにつきましては752円の増となります。

次に12ページをご覧いただきたいと思っております。

12ページ左上の表は、平成22年度と平成23年度との被保険者数及び世帯数の比較でございます。被保険者数は、95人減少し、2,391人となり、世帯数は、45世帯減少し1,333世帯となります。

次に、その下の表でございますが、平成22年度と平成23年度の税額の比較でございます。合計では一人当たり8万8,215円で、平成22年度と比較いたしますと262円の微増。一方、一世帯当たりは、14万8,333円、726円の減額となったところでございます。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容についてご説明を申し上げます。併せまして条例改正案新旧対照表もご覧いただきたいと思っております。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条は、「課税限度額」についての規定でございます。第2項は、医療分の課税限度額を1万円引き上げ51万円とするものです。第3項は支援分の課税限度額を1万円引き上げ、14万円とするものです。第4項は、介護分の課税限度額を2万円引き上げ12万円とするものでございます。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率の改正でございます。第8条は所得割の額を100分の1.65から100分の1.77に、第9条は資産割の額を100分の11.00から100分の11.20に、それぞれ改めるものでございます。

第9条の2は均等割の額を9,300円から9,500円に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。まず、課税限度額を第2条と同じく医療分を51万円に、支援分を14万円に、介護分を12万円に改正し、次に、第1号では7割軽減、第2号では5割軽減、第3号では2割軽減の軽減額を定めたものでございます。それぞれ介護分の均等割額につきまして、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものでございます。

次に附則でございますが、第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものでござい

ます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　それでは、いくつかお尋ねを申し上げます。

まず前期高齢者の交付金が6,900万減ったということですが、それは実績で示された額だということですが、なぜこのようになったかということが、ぜんぜん伝わっておりません。特殊な事情なのか、あるいは制度上の何らかの見積りと実績と違いますか、その関係でこういうふうになったのか、この交付金そのものの信頼性が薄らぐわけにありますから、もっと詳しく説明をしてほしいと思います。

それから、医療費の平均を、今、前年度との対比をしましたが、今までですと対3年間の医療費の平均ということ为基础にして算定してきたと思っておりますが、なぜ前年度だけなのか、3年度の平均額はどの程度なのかということ。これは、税率もそうであります。過去3年間の税率から23年度の税率を割り出してきているはずであります、特に税率では94%と3%ほどですか、収納率を高く見積もっています。実績とおっしゃいましたが、それでは22年度の実績は過去3年間の実績は、個人所得が3%マイナスだと、所得がマイナスになるのに、なぜ収納率だけがアップするのか、そこら辺も説明をしていただきたいと思っております。

それと、この基準日がいつなのか、4月1日なのかどうか、それをお尋ねいたします。

3カ年の平均の医療費、それも説明をしていただきたいと思っております。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、11番、長谷沼議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに前期高齢者交付金の減額の理由ということで、制度上のものなのか、または見積りによるものかというご質問でございますが、先ほど町民税務課長からもご説明申し上げましたとおりではございますが、この前期高齢者交付金につきましては、平成20年4月に医療制度改革、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、保険者間の負担の不均衡を調整するものということで、前期高齢者、65歳から74歳までの割合に応じて、国が定めた一定の率で見込み額、見込み給付費が概算交付されまして、翌々年度に実績により確定した調整給付費を精算額として当該年度の交付金と合算調整されて交付されるものでございます。

本年度は、制度開始2年目の平成21年度概算交付分の精算調整額5,997万5千円が減額調整されましたことから、大幅な減額となり財源の不足となったものでございます。あくまでも制度上のものでございます。

また、医療費の件でございますが、本年度1年間で医療費をみてございますが、そのベースになりますのは、一人当たりの年間の医療費を3カ年比較をしてございます。平成22年度につきましては、一人当たりの年間の医療費が21万9,431円でございます。前年21年と比較しまして、1,199円の増でございます。平成21年度でございますが、一人当たりの年間医療費が21万8,232円、前年に比べまして6,470円増ということでござい

ました。これは年間医療費を踏まえまして、今年度の年間医療費を一人当たり 22 万 5,847 円、前年と比べまして 6,416 円増と見込みまして積算をしたものでございます。

なお、先ほど町民税務課長からもお話がございましたように、本年度につきましては、一般被保険者数が昨年と同じ時期と比べまして 95 人減少していることなども総合的に判断し、月額 4,500 万円としたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 それでは、税に関しては私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、税率の関係でございますが、国保税については、基本的にはかかる医療費から国県等の支出金を除いた額で不足する額を税という形でいただいております。これまでの税率の推移、3カ年ではないかというお話でございましたが、そういう形が出る金から入金、最終的に不足する額を基本的な中で計算をして税率を定めておるということで、それまでの平均というような形ではやってございませんでした。

次に、収納率の関係でございますが、収納率、これは一般分ということで申し上げたいと思うんですが、平成 22 年度は 94.62%でございます。なおその前の平成 21 年度が 91.61%、その前の平成 20 年度が 93.32%という形でございます。平成 22 年度、確かに所得については落ちたということでございますが、先ほども説明の中で申し上げましたように、平成 22 年度は徴収対策の強化並びに相談体制を強化いたしまして、その中で徴収対策に力を入れた結果、徴収率が上がったということでご理解をいただきたいと思います。

次に、基準日でございますが、基準日は 4 月 1 日ということでございます。

以上であります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 前期高齢者分でございますが、そうしますと、対象となる基礎的な数字が、かなり大きく変化したということでマイナスになったのか、なぜマイナスになったのか、実績だとおっしゃいますが、なぜマイナスになったのかということがまだ理解できませんので、基礎的なもので見積りが過大にみていたのか、あるいはどういう要因でこういうふうになったのかということの説明をしていただきたいと思います。

あと収納率ですが、このようにいけばいいです。これは現年度分の収納率でしょう、そうするならば、今までの滞納の分と合わせれば、どの程度の収納率になると見込んでおられますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、長谷沼議員の前期高齢者交付金の減の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたとおりでございますが、当該年度分につきましては、国から示されました前期高齢者 65 歳から 74 歳までの割合に、国が定めた一定の率を乗じまして、その年に前期高齢者がかかるであろう保険給付費に見合う分を概算で交付してまいります。翌々年度精算ということでございますが、翌々年度には、その前期高齢者 65 歳から 74 歳までの前々年度の保険給付費、医療費が確定いたします。その確定いたしました医療費に対して全国的なベースで率を再計算いたしまして、当該年度分と合算して精算調整をするという仕組みになってございます。

この内容につきましては、制度が開始になりました、平成 20 年 4 月から開始になったわけですが、その前、医療制度改革に伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律が大幅に改定をされました。その中で前期高齢者交付金の概算と確定に関する規定がございまして、それに基づくものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、本年度、西会津町では 6,900 万円減でございました。ちなみに喜多方市では約 2 億円の減額調整があったそうでございます。また、昨年度、磐梯町ではおおむね半額の減額調整があったということで、いずれの市と町も国保の基金からの繰り入れにより財源補填したようでございます。事務担当から考えますと、これは大きな減額調整ということで、一つの医療制度改革による歪みともいえるのではないかとということで認識をしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その歪みを調整するための激変緩和措置ということで国保基金からの財源を投入していただきましたし、投入することをお願いしたいと思っておりますし、また今年度の震災の影響等も緩和した形での据え置きということでご提案申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 収納率についてお答え申し上げたいと思っております。

先ほど現年分ということでお答えしました。現年分以外に滞納の繰越分というのが国保税にもございます。これにつきましては、実際、国保税を納めていただくに関しましては、まず現年分を優先といたしまして、それで現年分以上に納めることができるという場合に滞納繰越分を納めていただいております。

したがって、滞納繰越分について、どのくらい収納率が出るか、これは大変難しいことございまして、その年々によってかなり差は出てまいります。したがって、今回の会計におきましては、現年分の収納率、これをもとに決めておきまして、滞納繰越分については、どのくらい入ってくるかはちょっと未定でございます。したがって、滞納繰越分については、いくら目標という形は考えておりません。ただ、これまでの推移をみますと、平成 22 年度がだいたい 10%程度、その前も 8%程度ということでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 前期高齢者分は理解できました。全国規模での精算でこういうこと。そのためには、大変町としては迷惑だと、実質的には、そのために一定の配慮をして、国保税を安くしたということでもありますので評価をしますが、国全体でも、このような大きく変わるならば、やはり激変緩和、この制度そのものが国でも激変緩和するような制度にしていけないと、なかなか現場は混乱すると思っておりますので、機会があればそのような働きかけをしていただきたいと思っております。

そうすると、税の先ほどの 94.62、91.61、93.2 なんとかかというのは、あくまでも現年の収納率ということですか。しかし、国保税は現年だけではないわけですから、やはり全体の収納率というのが基礎になって算定すべきではないのか。そうすると、現年度だけ成績を上げて、5 年くれば処分というようなことになれかねないわけですよ。そこら辺が心配するわけでありまして。やはり、全体的な収納というものも念頭においてやっていかないと、現年度の納税だけで、その未納の人の負担が増えていくという関係にいくわけでありまして

から、もっと収入未済の部分の収納率を上げて、全体の収納率で金額を出してやるべきだ  
というふうに私は思いますがいかがですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 税の収納に関しましては、議員もおただしのように国保税についても滞  
納繰越がございます。ただ、税の収納対策、これについては基本的には町長を先頭としま  
して、税等徴収本部対策、これによって力を入れた結果、平成 22 年度は全体として上が  
ったものというふうに認識しております。

滞納繰越分、これについては、先ほど申し上げましたように基本的にはまず税は、現年  
分から納めていただく、これが優先でございます。その上で資力があれば、さらに滞納繰  
越があればその分も納めていただくという形で、現在進めているところでございます。し  
たがいまして、どのくらい入ってくるか、これについてはその年々によってかなり差が出  
てまいりますので、そこまで見込んでやるということは、会計上、かなり難しいのかなど  
いうふうに考えております。

ただ、議員申されましたように、税の徴収対策、これはやはり力を入れてこれからも進  
めていかなければならないというふうに考えておりますので、税についてはこれから徴収  
対策、さらに強化して進めていきたいというふうに考えております。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、11 番は収納率はいくらかという質問をされたわけですが、私も町  
民の皆さんも、そういう収納率が何%なんていわれても実感が出ないと思うんですよ。だ  
から、私はいい換えて、滞納者は何名おるのか、そして先ほど 11 番がいったとおり、こ  
の滞納者が 5 年経てば消滅するというか、流れてしまうと、こういう表現をされたけれど  
も、私のはっきりはいいたくないんですけれども、連鎖反応が恐ろしくて、がしかし、や  
はり納得のいく説明をするには、滞納者が何名いて、そして不能欠損は何名いるのか、  
金額はどれくらいか、そういうことははっきりいってもらわないと、やはり納得しません  
ので、そういう具体的な数字をあらわしてもらいたいと思います。

○議長 12 番、長谷川徳喜君に申し上げますが、今、条例改正についての審議であります  
ので、ただいまの質問は別の機会にさせていただきたいと思います。

(不規則発言あり)

○議長 条例改正に関する質疑でありますので、滞納者の人数うんぬんは別の機会にして  
いただきたいと思います。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あなたの権限でそういうあれは理解できますが、別の機会といたって、  
今日をもって最終日でしょう、別の機会っていつあるんですか。それと私の質問の内容は  
違っても、同じ意味の、11 番とまったく違ってないんですから、11 番を取り上げて 12  
番を取り上げないというのは納得いかないので、その辺も合わせておっしゃってください。

○議長 それでは、別の機会というのは日程第 6 号議案で 23 年度西会津町国民健康保険  
特別会計補正予算の機会がありますので、そこでやっていただければ。

町長、伊藤勝君。

○町長 今は、これから税の関係で審議させていただいておるわけですが、実際の不能欠損

と滞納関係の資料については、すでに議会のほうに昨年度の内容についてお知らせしているわけであり、決算については、今回の 22 年度の決算については、まだ正式にやっておきませんので、昨年度の資料で申し上げれば、すでにお渡しをしているということで、そう大きく変化はしていないというふうに思いますので、参考にいただければいいんじゃないかというふうに思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第 5 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、年度開始間もないことから、緊急かつやむを得ないものについて、補正を行うものであります。その主な内容といたしましては、議員年金の制度廃止に伴う議員共済費、診療所の停電対策に係る国民健康保険特別会計への繰入金、本年 3 月議会でご承認いただきました債務負担行為にかかる介護老人保健施設整備事業負担金、森林整備加速化・林業再生基金事業にかかる事業費の組み替え、原子力発電所事故に伴う風評被害対策費などを計上したところでございます。これらの財源といたしましては、使用料及び手数料、県支出金、諸収入を充当するほか、不足する部分につきましては、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 23 年度西会津町の一般会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,109 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,977 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5 ページをご覧いた



だきたいと思います。

まず歳入であります、12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料 150 万円の増であります。これは、ケーブルテレビのデジタルパック使用料であります。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 736 万円であります、一次避難所借上げにかかる災害救助費繰替支弁金であります。2 項 2 目民生費県補助金 26 万 6 千円でありませんが、介護老人保健施設にかかる非常用自家発電装置設置事業の新規計上であります。5 目農林水産業費県補助金 930 万 5 千円でありませんが、森林整備加速化・林業再生基金事業の増であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,106 万 4 千円の増であります。歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰り入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高は 6 億 4,748 万 1 千円となる見込みであります。

19 款諸収入、5 項 4 目雑入 160 万円でありませんが、デジタルパック加入金の増と長寿社会づくりソフト事業費交付金の新規計上であります。

次に、7 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります、1 款議会費、1 項 1 目議会費 2,216 万 7 千円の計上であります。これは、議員年金制度廃止に伴う議員共済費の追加であります。

2 款総務費、1 項 10 目ふるさと振興費 78 万 5 千円の追加であります、さゆり公園野球場の水道施設にかかる修繕料であります。11 目ケーブルテレビ運営事業費 88 万 2 千円でありませんが、地上デジタル放送に伴うセットトップボックスの借上料追加であります。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 157 万 7 千円の追加であります、診療所の停電対策にかかる国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出金であります。3 目老人福祉費 753 万 4 千円の追加であります、介護老人保健施設にかかる非常用自家発電装置の購入費と債務負担行為に基づく施設整備事業負担金であります。3 項 1 目災害救助費 736 万円の追加計上であります、一次避難所借上げにかかる施設借上料と水質検査等手数料、及び就学援助にかかる経費などあります。

次に、6 款農林水産業費、2 項 1 目林業総務費 930 万 5 千円の追加であります、森林整備加速化・林業再生基金事業による間伐対策事業と里山再生対策事業の組み替えであります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 148 万 5 千円の追加であります、原子力発電所事故に伴います風評被害対策の新規計上と、町商工会に対する商業活性化対策事業補助金の追加であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　今次補正の主なものは、議員共済費が約 50% 近く占めるわけですが、この支出の財源内訳をみると、国県からは一つも補助というか、ないんですね。議員の共済制度が潰れたという大きな原因は、私、町村合併にあると思うんですよ。かける人がみな市会議員になっちゃって、それで残ったわずかの町村の議員が加入していると、まさに

国策によって潰された、そういう議員年金制度じゃないかと思うんですが、これをもし町が支出しないということになったらどうなるんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この原因となった内容につきましては、今、議員からおただしのあったような案件といたしますか、内容も一つの原因かというふうには思いますけれども、いろんな制度見直しの中で、この議員共済年金の制度が廃止されたということでございます。町が出さなければということでございますけれども、基本的にはこれまでも議員共済年金の掛け金の一部には、町のほうからも支出をしてきたという経過がございますので、町としては従来の考え方を踏襲いたしまして、支出をしてまいりたいというふうに考えおります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それは町は要請されれば出さざるを得ないと思うんですが、この財源をみると、貴重な、爪に火をともしように積み立ててきた財調から支払うしかないんでしょう。なんかこう町の失態なり、そういうことで潰れたというんならばまだしも、共済年金を預かっているところが、見通しの甘さなり、そういうことで、今まで払うべきものは町が一部負担を払ってこなくて払えというのと違うんでしょう、これ。きっちりと要求された金額だけは払っていたのに、なおかつ精算的なことで払えということであれば、これ全部加入町村があれなのかな、こういうふうに割り当てくっているのかな、それで100%国は国としてそういうふうな救済の措置は取っているのかどうか、あまりにも大きな額でね、大変こう議員として肩身の狭い感じがするんですけれども、これはやっぱり国に対してもうちょっと町の負担を少なくしろと、こういうふうに今後要求していくべきだと思うんですが、どうですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まずこれまでの共済の掛け金につきましては、議員もおただしのとおり、基準に基づいて計算された金額について、町のほうとしてはきちんと納めてきたところでございます。今般、こういった形で年金制度が廃止になるということでございますけれども、今回の特別負担金といたしますか、まとめてこれだけの金額が発生するという大きな原因といたしましては、いわゆるこれまでは年金として毎年毎年年金が支給されてきたということでございますけれども、これが年金の形態を取るのか、あるいは一時金として8割になるそうでありますが、8割を一時金として一度にいただくというような受け取り方もできるというふうになったわけでありまして、そのために一時金でいただくかたがかなり多くなるだろうということで、規定の計算に基づいてこの金額が出されたということでございます。

それから、本町だけではなく、この特別負担金的なものにつきましては、全国の町村がこの制度に当てはまりますので、皆さんそれぞれに計上をされるということでございます。

あと、これに対する救済ということでございますけれども、この財源の一部には、今回、歳入ではみてございませぬけれども、情報によりますと交付税の算定の中で、一部みるというようなお話もございしますので、それは交付税全体の中で増額になれば所要の経費をみさせていただきますということでございます。

それから最後の国に対する要請ということでございますが、われわれといたしましても

一度にこの金額が必要になるということは、額も非常に大きいものですから、財源的に厳しい中でやっていくような形になりますので、国に対してもぜひ何らかの救済措置を講じていただくように、機会がありましたらば申し上げていきたいと思いをします。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 歳入であります、雑入の長寿社会づくりソフト事業交付金、交付をする団体といますか、どこなのかお聞かせいただきたいと思いをします。

歳出で林業費であります、2点ほど計上されておりますが、ここに計上するにいたった原因といますか、要因といますか、それをわかりやすく説明をしていただきたいと思いをします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まず長寿社会づくりソフト事業費交付金の交付先はというご質問にお答えいたします。

この交付金につきましては、宝くじの益金を財源としまして、財団法人地域社会振興財団、ここの補助でございます。この補助の対象となる事業につきましては、地域のコミュニティが主体となって、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献するイベントに対する補助ということでありまして、今次補正の商工費の商工振興費の補助金ということで、商業活性化対策事業補助金追加ということで 50 万追加してございますが、商工会に対するイベント補助ということで、この補助は宿場文化祭りに対する事業費補助ということでありまして。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、6 款林業総務費の森林加速化林業再生基金事業についてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、国の経済危機対策の一環としまして、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間の基金事業ということで実施をしてきております。当町におきましては、平成 22 年から間伐事業をこの事業によって行ってきております。年度当初、予算要求の段階では、全体事業費 160.51 ヘクタール、約 160 町歩の間伐事業ということで、事業要望をしてきたわけなんですけれども、最終年度であるということで、県内の事業量の調整の中で、間伐事業に対しての 96 町歩の減、それから新たに里山再生対策事業ということで、133 町歩ほど新規事業ということで追加をいただきました。事業内容については、同じ内容なんですけれども、間伐対策事業については 5 カ年の施行計画のある山林ということになっております。その里山再生につきましては、周景等環境保全という意味もありまして、そういう施行計画のない森林でも間伐事業が実施できるということで、この中には昨年有害鳥獣、クマの被害で大変被害が出ておりますので、その辺について、喜多方広域管内 3 市町村で要望した結果、20 町歩については有害鳥獣対策として周景環境保全事業の中で実施してくださいという意味も含めた事業内示をこの 5 月にいただきましたので、直近の議会にお諮りをしまして事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 歳出の 3 款の 1 項ですか、老人福祉費の中の 753 万 4 千円の中の、自家発電機を購入すると書いてありますが、これはあれですか、今度の東日本の震災で、今電力が 15%

停止、カットされるということに、それに備えてやるのか、それとも緊急の場合、停電した場合の補助で使うためにお買いになるのかお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

老人福祉費の備品購入費で53万4千円を計上してございますが、これにつきましては、介護老人保健施設に非常用の発電機を購入するためのものでもございまして、今次の東日本大震災によります停電の可能性もありうるということで、これは稼動式の、キャスター付きの4キロほどのものでもございますが、それを停電に備えて購入したいということでございます。自家用発電機、これは憩の森でございまして、仮に節電15%をして各家庭、事業所でしていただいたとしても、電力需給のバランスが崩れた場合には停電になりうる可能性があるということから、憩の森では入所されているかた、例えば酸素療法をされているかた、また喀痰の吸入が必要なかたがございますので、停電時の緊急時に備えて発電機を購入するものでもございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにございせんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時32分)

○議長 再開します。(13時01分)

日程第6、議案第6号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第6号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について、ご説明申し上げます。

今次補正予算は、西会津診療所及び群岡診療所に停電時における非常用発電装置を設置(仮設)するための所要額を計上したものであります。

本年3月11日に発生した東日本大震災・原発事故により、東京電力管内及び東北電力管内においては、夏場7月～9月の電力需給バランスが崩れ、電力不足が予想されること

から、政府では計画停電や大規模停電を回避するため、15%の消費電力削減目標を正式決定いたしました。

これを受けて各事業所や家庭においては、節電に努めなければならないこととなりますが、昨年のような猛暑が長く続くような異常気象であればエアコンなどの使用により電気使用が増加し、電力需要が電力供給を上回った場合には、突然の停電が起る可能性は否定できない状況にあります。町民の健康のため、病気治療を行い、生命を守る医療機関としては、頻繁に起る可能性があれば、安定的な医療行為の妨げになり、緊急時の対応も出来ないことから、突然の停電に備え、非常用発電装置を借上げにより設置、仮設し、仮設配線も設置して、必要最低限の医療行為が可能な医療環境を維持したいことから所要の額を計上したものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

平成 23 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 157 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,395 万 4 千円とする。

第 2 項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧くださいと思います。診療施設勘定の歳入であります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 157 万 7 千円を増額するものであります。これは、非常用発電装置の仮設に係る経費を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 157 万 7 千円の追加であります。非常用発電装置、西会津診療所容量 30 キロワット、群岡診療所容量 20 キロワットの発電機の借上料、レンタル料)及び仮設配線経費、発電機の燃料費、軽油の追加であります。

なお、停電時、発電装置の稼働により使用可能な医療用機器は、西会津診療所では、X 線レントゲン装置、血液分析装置、超音波診断装置、エコーでございます。、薬剤分割分包器、レセプトコンピュータ、心電計、冷蔵庫、診察室照明などあります。群岡診療所では、内視鏡システム、血球計数装置、薬剤分割分包器、レセプトコンピュータ、冷蔵庫、診察室照明などあります。

以上で説明を終わらせていただきますが、このたびの予算の調製につきましては、去る 6 月 6 日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところでございます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　補正の 157 万 7 千円の内訳については、担当課長から説明がありましたけ

れども、これはこの前の3月11日の大震災があって、そしてこの夏場予測される電力不足に備えてだとう受け止めたんですけれども、これは例えば各診療所、群岡、西診ですけれども、いろんな機械、そういったものの操作が停電になったと仮定しての備えだと思うんですけれども、これは発電機か何かだと思うんですけれども、操作なんかのマスターと申しますか、できる技術屋とか、そういったものは必要ないんですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の予算計上をいたしましたのは、停電時における発電機でございます。30キロ、ないし20キロの発電機でございますが、これの操作につきましては、レンタルをいたしまして、レンタル会社のほうから操作方法を教えていただくこととなりますが、そう難しいものではないということでしょうかっております。ご了承いただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そう難しくないという説明があったといわれましたが、これは担当職員とかそういう係の者で十分対応できると、こういう判断でよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

西会津診療所及び群岡診療所の職員が対応できるというものでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこの、要は説明のあったとおり、そもそもは原子力発電所の事故、それによって、それに起因してこの夏の電力不足によって非常用の発電機を準備したいということだと理解しておりますが、先ほど一般会計の中であった憩の森の非常用発電機を常設するというようなことであれば性格的にわかるんですけれども、これは何カ月間だけのリース料だと、何カ月か過ぎれば返してしまうというようなことであって、その財源が一般会計の繰入金で全額157万7千円出ている。これは将来的に国とか県からお金が一銭も降りてこないということになれば、これは補償なり賠償なりに値するような金額だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の財源につきましては、今ほど議員おただしのとおり、一般会計からの繰入金ということでございます。これにつきましても、この夏、停電にならなければ必要ないわけでありましてけれども、万が一停電になって、所要の経費が生じたと、リースの場合については、リース料がかかりますので、この分についてははしかるべきその請求ということでやっていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第7号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、東日本大震災により大久保浄水場の配水池におきまして、土留積ブロックに被害を受けたことによる、災害復旧工事の設計を作成するための委託料の追加計上であります。それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成23年度西会津町の水道事業会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度西会津町の水道事業会計第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,020万5千円は、当年度分損益勘定留保資金3,996万3千円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額24万2千円で補てんするものとするを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,270万5千円は、当年度分損益勘定留保資金4,246万3千円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額24万2千円で補てんするものに改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。第1款資本的収入であります。既決予定額5,040万円に250万円を増額いたしまして合計額を5,290万円とします。その内訳であります。第1項補助金につきまして、同額250万円増額し5,290万円とします。

次に支出です。第1款資本的支出であります。既決予定額が9,060万5千円に500万円増額いたしまして合計額を9,560万5千円とします。その内訳ですが、第1項建設改良費について同額500万円を増額し2,045万8千円といたします。

第3条、予算6条中9,568万3千円を9,818万3千円に改める。

2ページをご覧ください。平成23年度西会津町水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

資本的収入及び支出の中の収入です。1款資本的収入、1項1目国庫補助金250万円の増目による追加です。大久保浄水場配水池の災害復旧工事について、測量設計にかかる経費500万円の50%について、国庫補助金となる事からの追加計上です。

次に支出です。1款資本的支出、1項3目施設改良費ですが、500万円の増額です。大久保浄水場配水池の災害復旧工事における、測量設計にかかる経費500万円の増額です。

3ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長　これから質疑を行います。  
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長　討論なしと認めます。  
これから議案第7号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。  
したがって、議案第7号、平成23年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。  
暫時休議します。（13時19分）
- 議長　再開します。（14時00分）  
日程第8、議案第8号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。  
副町長、和田正孝君。
- 副町長　議案第8号の説明に先立ちまして、ケーブルテレビ高度化第2期工事にかかる伝送路工事の一部について、事務的、手続き的に遺漏があり、町民並びに議会の皆さまに多大なるご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深く陳謝する次第であります。  
改めまして、今回の事案についてご説明を申し上げます。  
ケーブルテレビ高度化第2期整備工事において、施工業者パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社でございますが、施工する伝送路に使用する光ケーブルの材料の一部が、設計図書と適合しない、ケーブルテレビの支持線の断面面積を22ミリ平方メートルとすべきところを、18平方ミリメートルとして発注し、一部施工されていたということが判明いたしましたため、設計上の機能を担保すべく施工業者に改善の指示を行ったものであります。  
経過につきましては、去る6月10日の全員協議会でご説明申し上げたところでありますが、一部、1月19日の経過に誤りがありましたのでお詫びして訂正をいたしたいと思っております。資料では、設計管理業者である株式会社ESSがSSDWケーブルを承認し、町へ承認した旨の連絡がある。承認申請書は町に提出されず、町は承認決定を行っていないとありますが、これにつきましては、同日19日、変更申請を求めるメールがESSから町に送信され、町ではこれに対し翌日、施工業者に対し承認を行っていたというのが実態でございました。この際、本来添付されるべき仕様書が添付されていないことを確認せず、また工事を急ぐあまり内部の十分な審査を経ないまま、正式な承認申請書を待たずに承認を与えてしまいました。まことに申し訳ございませんでした。  
その後、5月16日に資材の不一致が発覚いたしまして、同日関係する区間の工事を一



時中止するよう施工業者へ指示を行ったところでございます。

次に、手直し工事としたことについて申し上げます。町、パナソニック、ESSの3者で、22ミリ平方メートルの部材を再度発注する方法と現在の18平方ミリメートルを補強して施工する方法とを検討いたしました。22ミリと18ミリ、両者の違いは強度にあり、18ミリの補強により当初設計と同じ強度が担保されること、ケーブルテレビ工事は現在全国的に多く行われていることや、震災の影響で部材は品薄となっており、納品まで少なく見積もっても半年を要することなどを総合的に判断して、今回の措置としたところでございます。なお、手直しに要する費用はすべてパナソニックで負担ということでございます。

最後に、今回の事案発生の要因についてでございます。本工事につきまして施工業者は富士通からパナソニックに変更となりましたが、事業の継続性を確保する観点から、町ケーブルテレビ開設当時の設計監督を継承しているESSへ委託を行ったところでございます。伝送路工事の部材が設計書と異なっていた原因でございます。施工業者におきましては、他地区の施工例から18ミリであると思い込んでしまっていたと、監督業者においしても当初設計22ミリであると。町でございますけれども、町は承認に必要な文書の確認を怠っておりました。また、工程表の確認といった初歩的な手続きを怠ったことということがございます。このため町には、組織的なチェックが働かず、発注者として重大な管理監督責任があると考えているところでございます。

今後はこのようなことがないように努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第8号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。合わせて議案第8号説明資料をご覧ください。

本工事につきましては、昨年9月議会定例会において請負契約のご議決をいただいたところでありまして、鋭意工事を進めているところであります。

町長の提案理由の説明でも申しあげましたように、本工事につきましての変更事項であります。衛星放送を配信している事業者が、CS放送について電波による配信からインターネットの回線を使用しての地上波による配信に変更することとなったため、インターネットの回線使用料が発生することから、今までのような電波による衛星放送を配信する事業者に変更したため、放送系送出設備における受信機器の入れ替えによる費用の追加、水道施設等の新たな引き込み、国道49号線情報ボックスの延長の精査によるもの、光ケーブルの分岐点の位置の変更等による伝送路延長が増加したことによるものが主なものであります。

議案第8号説明資料にて詳細の説明をさせていただきます。1枚目のCSデジタル回線変更外略図をご覧ください。

上段が当初設計でありまして、CS放送につきましては地上回線CSによりケーブルテレビ局舎に配信されます。このことにより地上回線の回線使用料が発生いたしますので、下段の変更設計のように衛星放送については、CS・BSとも電波により衛星でケーブルテレビ局舎に配信することにいたします。このことにより、受信方式が変更となるため局舎の受信設備の機器の入れ替えが必要となったことによるものです。

2枚目の伝送路変更外略図につきましては、各地区における伝送路が延長になった距離と地区を掲載させていただきました。黄緑色の円でかこまれている部分が地区でありまして、脇に表示いたしております数値が延長となった距離でございます。

これらの理由により各事業を追加し、変更設計書を調整いたしましたところでありまして、去る6月3日付、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北支社社長松原進吾氏と2,649万9,900円を増額し、請負金額4億6,224万9,900円とする変更工事請負仮契約書を締結いたしました。なお、これに伴って、平成23年度支払限度額を2億3,777万6,900円に変更し、平成24年3月15日と定めております竣工期限には変更ありません。

これをもちまして、説明を終わりますが、地方自治法第96条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

5番、清野佐一君。

○清野佐一　今の議案に入る前に、副町長からの説明をいただきました。それにちょっと関連して質問させてもらっていいですか。

○議長　あまりこう広げないで。

○清野佐一　いろいろ経過説明の中で、6月3日パナソニックが自社責任により改善工事を行うということを承諾したということで、そのときに、設計通りの張り替えということはもちろん話をされたのか、そうではなくて、むしろの改善はこうしたいというようなことをただ受け入れただけなのか、その辺の話し合いというのはどのように行われましたか。

○議長　副町長、和田正孝君。

○副町長　最初には22ミリということで3者で確認した際、町からは提案したところでございますが、先ほど申しましたように、補強することによって22ミリと同程度の強度が担保されるということと、工期の延長が予想されるということでございまして、18ミリということで承認をしたということでございます。

○議長　5番、清野佐一君。

○清野佐一　こっちはお客様なんですよ、やっぱり町民の皆さんのために、やはり後々のことを考えれば、当初の設計通りにやるのが普通だと思うんです。

それと、こうしたら補強できるから大丈夫だというのは、設計業者の都合だけではないのかなと私は思うんです。本当にこっちの、当初これがいいんだという設計をこっちが認めて、それでやろうとしたときに、そのまま工事ちょっと手違いがあって、こんなふうになったから、こうすれば大丈夫だという話とはまた別だと思うんです。だから本当は、それはちゃんと業者の言いなりではなくて、本当は発注者の姿勢を示すべきだと私は思います。

○議長　5番議員に確認しますけれども、今の変更の、8号議案の中の線についてですか。

5番、清野佐一君。

○清野佐一　22ミリ、22スクエアを18スクエアで、それを認めて、今補強するんだとい

うことのその説明があったわけです。だからそれは、こっちの、発注者のいい分というか考えが通っていないんじゃないんですかということですよ。

○議長　もう一度確認します。今、8号議案についての説明なんだけれども、審査工事についてはどう。

副町長、和田正孝君。

○副町長　追加工事につきましては、まだ施工がされておられません。18ミリの部分については、22ミリに補強した形で認めていただければ、そこに入るという形でございます。

○議長　5番、清野佐一君。

○清野佐一　追加工事の部分の話ですが、今までやってきたやつが22スクエアのやつが間に合わないとか、品薄だということで18にしたということで、このあとの、その前の段階でも工事が、今の今度延長の分については、ちゃんとしたものでできるのかどうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　今の件について、いわゆるこれからの補強とか、これからの強度とかという問題ではなくて、この件に対する私が知って、そして職員に、あるいはどういう対応を取ったのかということとまず今回の議案とあまりにダブリすぎてしまうと、一緒くたになってしまうということでもありますので、基本的に今回の工事と、いわゆる第1期工事で配線の関係のやつを分けて、ひとつ考え方を申し上げたいと思います。

まず今回のこの工事についての誤りについて、報告を受けたときに、まさに清野議員がおっしゃったとおり、私は、これは張り換えだと、いわゆるどこで間違っただかということについては、これはいろいろ手続き上の問題はあるにしても、見込み違いでこういうことが起きてしまった業者がやってしまったことなんで、それは基本的にいえば、すべてこれは元通りにしてくださいと、こういうことを真っ先に私は言いました。そこで出てきたのが、いわゆるスパンごとに切断をして、そしてもってくる、設置をするというようなことでありまして、この18ミリでつくってしまったと、こういうことになったんですね。

そこで、具体的にこのあとの事業の内容はどういうふうになるのといったら、いわゆるこの張り替えという以前に、この新しいものにすべて取り替えるということになると、半年以上かかってしまうということですよ。半年以上の工事をもってきて、工事をやると約1年近く遅れるだろうという見通しが出てきたということでありました。そこで、まったく同じような、いわゆる本体のケーブルそのものについては、これは異常ないわけでありませぬ。ただ支える支線がそうであったということでありまして、じゃあこの工事の内容についてどういうふうにしたならば、この22ミリの強度を保てるのと言ったら、こういった第2案が実は出てきたわけでありませぬ。

それで、その第2案に対して、いったいどういう経緯でもってこういう形になってきたのか、そこではじめて、いわゆるチェック体制の甘さということについて指摘がされたわけでありませぬ。今日もその話を担当課、そして携わった職員全部、町長室に呼んで、この話をやりました。そしてその中で、やはりこれは業者から、なぜ間違っただかということについて、きちっとした報告を受けなければならないと、監督もちゃんと報告を出してくださいと、そうした中で今回の補強で対応ができるということであれば、やはりこの今回は補強せざるを得ないのかなという判断に実は立ったわけでありませぬ。

そして、これからのことではありますが、この一旦張った線は、どのくらいの期間の長さであるいはあるのかということでありましたら、やはり 10 年くらいだということでもあります。これからどンドンどンドンこの伝送路、あるいは光ケーブルの容量、これが変わってきますと、またいずれ張り替えということもあるであります。そうした中において、今回の措置ということについては、やむを得ないということに実は判断に立ったわけでありまして、安易に 18 ミリ持ってきたから、町として安易に認めてきたわけでは決してありませんので、そのところについては、やはりきちっとした管理体制、こういったことを今回を教訓にしながら、やはりやらなければいけないということで、強く注意をし、そして新たな指針を設けて対応するようというところで、今後の体制をとったところをごさいますて、そうした意味で、ご理解をいただければ非常にありがたいというふうに思っているところであります。

○議長　あくまでも 8 号議案で進めてください。あそこまで答弁を求めたわけではないでしょう。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一　8 号に関して、延長分は同じ 22 スクエアの部分で、今度は品物は 18 スクエアではなくて、当初の設計通りのでできるのかという質問をしたわけだけでも、答弁もらえないですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　幹線のものにつきましては、一部につきまして 18 スクエアのものを補強して使わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長　5 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは今までのあれがぜんぜん活かされないということではないんですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　増分につきましても、18 スクエアのものを 22 の親線を引きまして、それをハンガーで吊るし、補強して施工させていただきたいと考えております。

○議長　暫時休議します。(14時23分)

○議長　再開します。(14時27分)

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　設計につきましては、企画情報課のほうで担当して本事業を進めているというようなことをごさいますて、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回、この変更設計の中で、延長増となる部分につきましては、正規の 22 スクエアの S S D W のケーブルを使用して施工するようになります。

以上です。

○議長　ほかにごさいますせんか。

4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　5 番、清野議員に関連というようなことでお許しがあつたもので、私もちょっとさっきの副町長の説明と陳謝に対して疑問に思うことがありますので、発言をさせていただきたいと思ひます。よろしいですか。関連です。

○議長　関連というよりも、それは別な件でやってもらいたい。今は 8 号議案に対して、

説明に対しての質問に絞ってください。

○荒海清隆 結局8号議案の延長にも関わることなので、ぜひ発言させていただきたいと思います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは副町長にお尋ねいたします。全員協議会資料にわれわれこれ資料をもらって、これが本当のことだというようなことで考えてやっていたんですが、今の副町長の説明によりますと誤りがあったということですよ。それで、そういう資料もわれわれ持たないと、対比することができないんですよ。例えば1月19日に町がやったこと、どういうことなのか。ぜひその資料を請求したいんですがどうでしょうか。

○議長 先日わたったのではないですか。経過説明ですか。

4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今までの経過説明の資料がほしいということです。

○議長 4番、荒海議員に再度申し上げますけれども、その件は別にして、この8号議案に絞っていただきたいんです、質問は。

4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 関連の質問でお願いしたいんですが。

○議長 関連なんていうことは、ちょっと関連としては認めるわけにはいきません、私は。それは8号議案とも関連が、それこそ説明の中に入るから私は認めたわけです。先ほど5番議員からも質問があったように、その延長はどうなんだということもかわりあるから。

今までの契約の経過について説明を求める、それは資料あるでしょう。その後日配付することで。

副町長、和田正孝君。

○副町長 資料についてでございますけれども、先にお配りいたしました伝送路工事にかかる資料、こちらのほうの一部、1月19日の分、町のほうには承認決定を行っていないという部分について、先ほど申ししたのは、メール等による簡易な方法で承認を行っていたと、正式な手続きといいますか、書類は届いていなかったということが確認できましたので、その部分について、確認とった部分で訂正をしたものでございまして、新たに資料をつくったということではございません。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 新たに資料は出せないということですか。ないということより、先ほど副町長が説明、また陳謝された中で、ただ単に陳謝と説明だけで、この前回の全員協議会の資料は、これは何のために全員協議会やったんですか。

○議長 暫時休議します。(14時34分)

○議長 再開します。(14時38分)

6番、渡部昌君。

○渡部昌 企画情報課長にちょっと確認したいんですけれども、ケーブルテレビ高度化第2整備工事ですか、この協議会で、これが当初設計、これが改善工事と書いてありますね。そうするとこの下の工事でやるんですか、工事は。延長工事は。確認したいのは、二通り

あるんですけれども、18 スクエアを張ってあるので、その上に 22 スクエアを張るんですよと、そういうふうにするんですか。それとも全部新しく張り替えるんですか。22 スクエアに。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、延長が変更で増えた部分につきましては、その上の段の S S D W 22 スクエアで張りますということでございます。この設計の部分につきましては、そういった形で施工しますということでございます。

○議長 発言を求めてください。

6 番、渡部昌君。

○渡部昌 上部架橋ですね、この改善工事をするということで絵を描いてあるんですよ。例えば、光ファイバーの上に 18 スクエアを張ったので、強度的に弱いから 22 スクエアを張って延長するんだという意味ではないんですね。それは終わっているんですね。その意味がわからないんだよな。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の 8 号議案で延長をした部分につきましては、S S D W 22 スクエアのケーブルを張るということでございます。あとこのハンガーを付けるのは手直し工事の部分だということでございます。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 そうすると、わかりました。22 スクエアで新しい工事をやると、敷設工事をやると、了解しました。それについて、私もこのいろんな仕事をやってきたものですから、それに対して 22 スクエアということは私も問題ないと思いますこれで、ただ、皆さんは例えば川横断とか、スパンの長いところとか、そういうものに対してもこれは十人分にもつと思いますけれども、説明してもわからないかもしれないんですけれども、延長工事は 22 スクエアなんだからいいんだよな、すべて。わかりました。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 私は単純に 1 点だけお尋ねしますが、延長する部分に関して 2,306 メーターの分は、22mm スクエアの S S D W ケーブルで敷設するという事は、先ほど副町長は資材が不足していて、半年以上もかからないと物が入ってこないというような説明があったのと矛盾するような気がするんですが、この延長する分は資材はすぐ入ってくるんでしょうか。その 1 点についてちょっとお尋ねします。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 全体で、当初から 22 の部分と 18 で手直しする部分とあるんですけれども、全体の長さがタイプ I というその 22 のほうが 4 万 4,000 メートル、タイプ II のほうが 7 万 2,000 メートルで、今回 2,000 メートルということで。

(不規則発言あり)

○副町長 すみません。

当初から 22 ミリということできているものが 4 万 4,000 メートルで、タイプ II、補強するものですね、こちらのほうが 7 万 2,000 メートルでございまして、こちらのほう、7

万 2,000 を全部やってしまうということではない、今回長さが大丈夫ということで確認をしております。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 難しい答弁ではなくていいんですが、この 2,306 メーター延長する分、資材がすぐ入ってくるかどうか、延長するというのは、これから発注してですよ、その点だけお尋ねしたいんです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の延長の部分は、S S D W全部を使うということではありませんで、今回の設計は、最初から 22 ミリのワイヤーを張って、ハンガーで吊るすという工法と、それから S S D Wを使うという二種類で設計をしてあるわけです。ですから、全部が S S D Wではないということなんです。そのハンガーを吊る箇所と、S S D Wの使い分けですが、ハンガーで吊るといふところは、ところどころから各家庭への引き込みがあるような集落内とか、そういったところについてはハンガーで吊っております。これは野沢の町中もそうでありますが、そういった形と、それから S S D Wと一体型のやつ、これは施工費が安くあがるというようなことで、それを採用しているということでもあります。ですから、今回の補強工事でも 22 ミリを使ってハンガーを吊るといふのは、そのほかの工法と合わせたということでございます。

それから今回の延長増の部分につきましても、通常の光ケーブルを活用する部分が大半でございます、S S D Wは全体の中ではほんのわずかな部分だということでございます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問したいと思います。

まずはじめに、この延長部分の話ですが、この契約金額、ようやく今の話で、今の課長の話で中身がようやくわかったような気がするんですが、最初は補強するやり方でやると、それで先ほど今度は一体のものでやるというのが決まったように感じたんですが、この見積りと設計図は今の課長の説明でよろしいんですか。それと、業者はそれによって延長部分の見積りをした、図面によってやったんですかということと。

この単価は、最初にやった工事と比べてどのような結果、同じなのか、それとも、比率ですね。なっていますかということと。

あと、契約の問題であります。この変更契約にはどのような書類があって、どのような手続きが必要なのか、そしてどんなふうな経過でもってやっていくのかと、これがまず 1 点。

それと、前の、今までに済んだ契約、あるいは書類が不備だったという点については、最初の契約から完成までどのような書類が必要で、どういった確認をしながら完成までいくのか、その経過を説明願いたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

単価がこの延長によってどうなんだというようなお話。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 延長によって単価が変わるとかそういうのではなくて、今のこの見積りというか契約金額がありまよね、契約の。これは前の契約と単価的にどのような違いがあるのか、同じなのかと。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 設計変更をする際に、業者から見積りを供したりすることはございません。請負業者から見積りを取るということはありませんで、当初の設計単価で、数量の変更があれば、それに伴って事業費が増額になるというようなことでありまして、そういった積み重ねでもって設計書を作成して、業者には当初の入札時の請負率で変更額が確定するというようなやり方でありまして、今回、変更になる場合に、業者から見積りをもらって、それで金額のすり合わせをすとか、そういった作業は一切しないということでございます。

あと、契約から、どんな手続きでやっていくのかということではありますが、業者、入札しますと、施工の計画書というようなことで作成します。こんな形で工事を進めますという施工計画書というのを定めます。それにつきましても、監理業者なりに提出があるわけで、それらにつきましてチェックをして、適正な進め方であればそれで承認をするというようなことになります。

あと資材につきましても、それぞれこういった材料を使いますというような形で承認申請が出てきて、それを問題なければ承認していくというような形の積み重ねで工事は進めていくというようなことでございます。ただ、検査も当然、現場監督という立場でやらなければなりません。それはいろいろ基準があります。こういった業務については、どれだけの現場に足を運んで確認作業が必要かとか、そういった基準に基づいて監督業務は進めるというようなことになります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたいの流れはわかりました。この追加工事等はそういう流れで進むとは思っております。ただ、今ほど問題になっております2期工事、2期のもうすでに途中まで手直ししなければならぬという状態になっている工事は、今ほどの工程でどこまで確認して進められたのかということと。

あともう一つ、工事請負ですが、図面によって変更ではなくて、追加して見積りとか出さないでやるといったわけですが、ということは、今ここで、議会で答弁して、22スクエアとか関係なくして、1本でつる部分が大半で、というような説明も受けたわけです。追加の分は。そうすると、この契約というのは、それを全部踏まえた中で、今までの前の単価で、その部分的にやった契約なされたのかと、この2点について。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 当初設計を調整する段階で、公に示されている単価がある場合は、その単価を活用しますし、なかなかその公で示されているものがない場合は、見積りを供して、その一番安いものを採用すとか、そういう仕組みの中で、それを積み上げてして設計書として調整をするわけでありまして。その当初設計の単価というのは、変更の時点でも当然変わりませんし、その当初で組んだ単価を基準にして変更設計書は数量、変わった分で積み上げていくというようなことであります。ですから、当初の段階から、業者は当然それ



をいくらでできるかという形で見積りして入札するわけではありますが、その業者の見積りが町の設計に反映するという事はないということでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 肝心な、前の工事は契約書からそういった書類とか、いろんな形、監督もありましたね、監督しなければならないとか、どの程度まで確認できていますか、やったことは。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 S S D Wの 18 スクエアの工事をやってしまったと、現場で施工してしまったという区間につきましては、全体で 44 キロほどあるわけですが、そのうちの 4 キロほどでございます。それが実際に工事をしている最中に、その金具が合わないということで、このミスを見つけたということでありますので、その時点で休止をしておりますので、町で完成の検査まではいたっていないということであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そういう意味で聞いているのではないですが、新たな情報、そうすると、私はこのミスと言えばミスですが、単なる手直しだけの問題ではなくて、契約から完成までの過程の、それが一番見過ごされたというか、チェックができなかったというのは大きな問題だと思っているんです。ですから、契約から完成まで、今まで説明受けた、いろんなこう工程があって、その書類があって、検査があってと説明を受けましたよね、完成まで。その中で、22 スクエアが 18 になった、5月のあれでわかったわけなんです、それまでにわからなかったわけでしょう、町としては。だから、それまでにやらなければならない手続きをなぜやらなかったかという部分と、今後、そういうことがないように、こういう工程をどこまでやっていくかというのを聞きたかったんですよ。

それと今、ちょっと面白いなと思ったのが 44 キロのうちの 4 キロだけが間違っていたと、18 になったということですか。それだと、あとの他はまともな設計図通りにやるということなんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 44 キロにつきましては、ほぼ全部資材は搬入されておまして、4 キロの施工の時点で、そのミスがわかったということでございます。

それで、どの段階でというようなことではありますが、伝送路工事の場合ですと、当然、当初この区間は何メートルありますというようなことで、きちんとした起工測量をやりまして、この間は何メートルのケーブルを使いますという計画を立てて、それで承認をしていくというような形で、あと現地に乗り込んで作業をして、ある程度事業が進んだ段階できちんとした工事ができているのかというような検査をしていくというような形になります。ですから、まだ工事施工の、中段の状況でありますから、町として確認の検査まで行ったというようなことではないということでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この間違いというのは、仕様書の確認をしなかった初歩的なミスからはじまっているわけですよ。契約書通りにしなかった、定款通りにしなかったというような形で、だからそれを、ここまでなるまでになぜ町がチェックできなかったというのが一番大

きな問題だと思うわけですよ。間違っていたとわかった時点からの対応はやっていますよね。その辺のきちっとした対応、なぜ間違ったのか、早い話が緩んでいたのではないかなというような部分があるわけですから、その辺は副町長どう考えていますか。

○議長 答弁者は一人に絞ってくださいよ、別々な、迷うから。結論を出して。

副町長、和田正孝君。

○副町長 まず今回のミスにつきましては、施工、管理、発注と、3者で設計の思想といえますか、それについては十分確認を取った上で施工を進めるという形で進めてきたのは事実であります。ただ、部材の発注において、施工業者、まず最初に施工業者の段階で自らのほかの工事からくる思い込み、E S Sにいたっては、以前から意思継承をしておりますから間違いがないはずだと、最終的に町のほうでは、工事を急ぐというあまり、本来メールでやり取りするということは、それはそれでかまわないと思うんですけども、メールの確認の際に、本来取るべき書類があるわけですね、もう一つ。それを見れば突合ができて、これは間違いのないというふうにわかるわけですけども、その確認までも怠ってしまったということが原因でありますから、本当に初歩的といえますか、基本的な手続きは節目節目で必ず取るということが必要だなというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この件に関して町長が説明をなされましたが、町の不始末の責任の最終は町長にあるわけですから、最初の発言でその旨がなかったというのは私は残念であります。やることをやっていたらこういう結果にはならない。それも初歩的なミスだと、一般質問で6番が質問したのに対して、副町長は、職員には法令の遵守、あるいは全体の奉仕者として一生懸命やってもらいたいながらも、こういうことになってしまうと、まことに残念であります。

そこでお尋ねをしますが、今回、この説明資料をみますと、11カ所が誤りといえますか、延びると。なぜこういう11カ所も延長しなければならないのか、じゃ最初の設計どうなんだ、最初の設計に信用ができないわけですよ、これ。こんなに箇所数が増えるというのはなぜなのか、みなこれ同じ条件で増えていくのか、そして、これがわかったのはいつなのか、それによって協議を開始したのはいつで、いつこういう結論に達したのか。

それと、11万6,000平方メートルがしかのキロ数のうち、4万4,000と7万2,000、おおよそね、これ22スクエアと18スクエアでやった部分があるというわけでありまして。今の延長の件は、すべて22でやるというつもりですが、今までやったもので22でないところもあるわけですから、そこら辺の整合性といえますか、その取れるのかという気がしましたので、そこら辺もお尋ねをいたします。

それから、なかなか皆さんいろいろおっしゃっていますが、はっきりいって信頼できないわけです。これ表に出たからこういうことになっていますが、表に出なければそのまま進んでしまう、最大のものは、やはり契約通りに仕事をしていただくと、これが基本だと思います。それが3カ月遅れようが、半年遅れようが、やはり契約書通り、設計どおりに仕事をしていっていただく、これが町の最たる努力をしなければならないところであって、これはあと、今回にもそれは影響しますが、そういうところをきちっとしないと、業者のペースでいってしまうと、今回の11カ所だって業者のペースでこんなふうになってしまう

う、疑いたくなるわけでありますから、そこら辺をきちっと説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つお尋ねするのは、自前の電柱で張るわけではありません。東北電力、NTTの柱に共架をしていますが、これの契約はどうなっていますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それではお答えしたいと思います。

まずその 11 カ所の変更というようなことをございます。伝送路につきましては、当初の段階では図面を用いて、電柱箇所だいたいわかりますので、そこで延長を算定して設計をしているというようなことをございます。これはそういった形であります。それを実際に今度、業者が発注になりまして、現地に乗り込んだ際に、今度は1本1本電柱を確認しながら、実際に張る位置等を確認していくわけであります。そこで電柱の共架の申請などをして本格的な作業に入っていくというようなことをございます。その中で、共架の申請をした際に、NTTでこの電柱は困るよといわれた部分、そういった形で変更が生じた場合などございます。それらにつきましては、新たな自前の電柱を変更でやるというようなことでもあります。

それから、今回、上野尻から川谷までの間につきましては、何箇所かちょっと変更になっている箇所があるわけでありますが、これは 49 号線の車峠トンネルの中を通させていただくというようなことでもあります。そんなことで、国道工事事務所と協議をした中で、そちらの要望を聞いたり、占用条件ですね、そういったものを付けられたりして延長が少し増えたというような要因もございます。

それから、下谷地区の 364 メーター、それから出ヶ原の 499 メーターと、この一番大きな要因になっていますのが水道施設であります。今回のこの町で光ファイバー網を活用して、水道、今NTT回線を使って遠隔操作できるようにしているわけでありますが、それを光ファイバーを活用することによって、大幅な経費削減につながるということでありまして、光ファイバーのこの工事の中で、下谷のちょっと離れた山の中にあるわけでありまして、その調整池、それから小杉山にいくところの調整池、そういった水道施設に延長を伸ばしてやりましょうということで、それが一番大きな要因でありまして、863 メーターほどそれによって増えているというようなことをございます。もちろん現場調査をした、それで報告書があがり、設計監理業者、さらに町のほうでも参加して、よりよい一番経済的な伝送路はどこなのかというようなことで、最終的な協議をして決定したのがこの形だということをございます。図上で設定しているというようなことで、当然、その程度しか委託の測量費につきましても計上しておりませんので、そういった形の設計になっているわけですが、そういったことで積み重ねますと 2,306 メーターほど延長増になったということをございます。

それから、NTT、さらには東北電力との共架の質問がありました。それにつきましては、今回、手直しをすると当然当初の段階の占用協議は工事施工前に出しているわけでありまして、それで承認をもらっているわけでありまして、今回そのSSDWのケーブルに、さらに補強をしてやるというようなことでありましたので、占用協議に改めてうかがいました。そういった形で承認を得て現在にいたっているということでもあります。承諾をいた

だいているということでございます。

それから、22 スクエアと 18 スクエアの関係、整合性というようなことでございます。18 スクエアでは、とにかく当初設計の加重計算にもたないということでありまして、22 スクエアのケーブルを張りまして、そこに補強するというような形でやるということでありまして、先ほども申し上げましたように、メッセンジャーワイヤーと申すわけでありまして、メッセンジャーワイヤーを張ってやる部分と、それから S S D W を使うという箇所と二つあるわけでありまして、すべて今度は 22 ミリというような形で、同じような構造で補強がされるというようなことになりますので、すべて 22 ミリというようなことで安定を図るというようなことでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 下谷というんですか、出ヶ原、山口で大きく延びたと、それは水道関係だと、なぜこういうことを最初に説明できないの。これだけ大きな変更、いいことになるわけですから、こういうことでこういう工事をしますと、なぜ提案理由の中なり、今の説明の中なりでしないわけですか、そんなしまっておいたってだめなんだ。聞かれて答えているんだからしまっているんだよ。

あと、東北電力、N T T の関係であります。昨日、私が建設水道課長に聞いたら、東北電力とは協議をして内諾は得てあります。契約書、文書では交換していませんということです。こういう仕事をするときには、それぞれ文書で、今言ったばかりでしょう、文書で確認しなかったからこういうミスになったと、そういう文書で確認をしてはじめて提案すべきであって、口頭の約束で公の場にこういうふうに出すというのは、なんでですか、そこら辺を納得いくような説明をしてください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ちょっと説明不足がございました。工法協議という形で東北電力には申請書をもって、こういった形で施工しますというような形の協議はもう終わっておりまして、これでいいでしょうということで承認はいただいていると、口頭承認であります。ただ、文書での承認通知はこれからだということでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会に提案するんですよ、公的な団体と正式な契約を結んでから提案するというのが本来の姿でしょう。なぜこんなに急がなければならないわけですか。例えこれが通ったとしますと、契約を結んでやるわけですね。予算措置してないですよ、これは。2,600 万ですか、増になるわけでしょう。これは契約を結んでも予算の、増額をした補正予算を組まなければできないわけでしょう。そうではないですか。

あともう一つ、東北電力はわかりましたが、N T T とはどうなっていますか。N T T で心配するのは、東北電力の電柱は確かに大きくて強いですよ、N T T の電柱は細くて、東北電力の電柱のような強度はないと私は思っているんですよ。そこへ新たにもう 1 本の線を引いたときの強度、耐力といいますか、耐える力、そういう点では N T T とどういような協議をなされて、N T T とはどういう契約をしておられますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 言葉足らずで申し訳ございません。N T T との共架の協議も、もうすで

に行っていて承認をいただければよいというような段階になっております。NTTにつきましても、当初の形とは若干異なりますので、ケーブルも若干重くなりますので、そういった事情をお話して協議をしたということでございまして、それらを前提にして了解をいただいているということでございます。

それから、先ほどその占用、共架料の補正予算というような話。

補正予算の話にお答えいたします。このケーブルの工事につきましては、昨年の9月で発注していたわけでありまして。全体の起工測量なども済ましておりまして、おおよその増やさなければならぬ増額になるような工種をつかんでおりましたので、当初予算から今回の増額分も見込んで計上しているということでありまして、補正は必要ないということでございます。

(「答弁漏れ」の声あり)

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 答弁一つしておりません。正式な契約を結んで、NTTなり、東北電力と正式な契約を、文書で正式な契約を結んでから提案すべきと、それなぜそうしないのかということについての答弁がありません。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 占用の申請は工事が確定してといたしますか、業者にこのルートで変更してここを追加しますよというような形で測量をして、正式にできあがって、それから占用申請を出すと、結局は占用申請の図面は施工業者のほうにお願いをしてつくっていただいているというようなことでありまして、通常、発注してから占用申請を出していくというようなやり方でやらせていただいているということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今次的変更で2,649万9,900円増額ということですが、この変更の理由が伝送路の延長と、それと衛星放送用受信機を追加するんだということですが、伝送路で、これ金額でちょっと分けてほしいんですけども、伝送路でいくら、衛星用放送受信機がいくら、その内訳を説明してください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 変更の内容、項目別に申し上げたいと思います。

大雑把に申し上げますと、伝送路であったり、それから衛星放送の関係の変更というようなことでございますが、細かにいくつかの項目に分かれております。放送系の設備で1,300万ほど増額でございます。それから通信系の設備で164万の増額です。それから伝送路設備で750万ほどの増額でございます。それから最後に撤去工事を盛り込んでいるわけでありまして、撤去工事に200万ほど増額しております。それから局舎関連設備ということで80万ほど増額になっております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これは、私が理解したのは、機器を買うんでしょう。衛星放送用受信機器というのは、なぜこれパナソニックなんですか。この機器、独立したものなんでしょう。この辺をもう少しわかるように説明してください。この衛星放送用受信機器というのは、いったいどうなんだかということがわからないので。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 この2期工事につきましては、伝送路だけではありませんで、いろんな工種が一式で発注しているということでもあります。受信点の設置もごさいますし、放送系の設備、それから通信系の設備、伝送路、情報ネットワークの設備、それから局舎関連施設、それから撤去工事、そういった一式工事で発注しているということでありまして、今回のCS放送につきましては、今地上波で、地上回線で受けていたわけではありますが、これを衛生で受けるようにしたいということで、放送送出設備を今回新たに変更で追加させていただいたということをごさいます。これにつきましては、今インターネットで受けておりますと、だいたい月額40万ほど回線使用料がかかってくるということでありまして、衛星に変えることによって、今後のコストが大幅に縮減できるというようなことでありまして、本工事に合わせて設備工事も行ってしまうというので、当初予算からこの費用も見込みまして、今回の変更の中で増額というような形で取り組ませていただいたところをごさいます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これは、じゃなぜ昨年9月の議会のときに見込めなかったのか、ちくりちくり出して、だんだん広げていって、伝送路だけだと750万くらいだというんでしょう。そうすると2,650万から750万引けば、全部衛星用通信機器のほうに必要なってくるということじゃないですか。衛星通信を受信すると、月40万くらいかかっているのがぐっと安くなると、その40万かかるというのは何なんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 この大きな図面をご覧いただきたいんですが、8号の説明資料でございます。今現在、地上回線CSという形で局舎のほうに入りまして、CS放送という形で町のほうで放送をお届けしているということをごさいます。それが地上波から今度は衛星を使って受けるようにしたいということをごさいます。これによって、この地上回線を使っているよりも、かなり安い費用で放送が受けられるということを説明させていただいたところをごさいます。

当初から、放送系の送出設備は、当初設計では5,800万ほど見込んでおりますし、さらには通信系の送出設備は6,000万というようなことで見込んでいるところでありまして、伝送路は2億1,500万ほどあるわけではありますが、そういった形の組み合わせで2期工事ということは当初の段階から、そういった形で設計を組み立てて工事を発注しているということでもあります。

○議長 ここで議長を交代します。

(議長交代)

○副議長 議長を交代しました。

14番、清野興一君。

○清野興一 確認なんです、この施工業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパンか、これ昨年工事しているときに、あの敏感な光ケーブルをずるずると引いて工事をやっていたというようなことを耳にしたんですが、そういう事実はつかんでおられますか、町として。非常に敏感なんでしょう、あれ。

○副議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 第三者の話として、そういったことを若干われわれの耳に入りましたので、業者に確認をしたわけでありますが、そういった事実はないというような回答でありました。

○副議長 これで質疑を終わります。

暫時休議します。(15時29分)

○副議長 再開します。(15時40分)

議長を交代します。

(議長交代)

○議長 議長を交代しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14番、清野興一君。

○清野興一 この第2期工事の変更ということは、2期工事そのものに対する町の取り組み、そして設計監督者の取り組み、あと実際に工事する業者の取り組みの姿勢、これが本当に公共工事をやっているのかということで、私はどうも真剣みが足りない。一度荒療治をしなければ、どうも直らない、こういうふうな感じにもっております。そして、私は2,649万9,900円というこの増額にも、どうも本当に必要なかどうか、こういう点で疑問があります。ですから、今次最後にしてきれいにおとなしく引退をしようと思ったんですが、要は町民の財産をつくるわけですよ、そういう点からして役場としても、このすぐに発注できるように11番議員だかが言っていた、共架する電柱とか、そういうものの、あとは施設、電柱を立てなければならぬような施設などについては、ちゃんとした契約を結んでから取り掛かるというのが本来の姿であろうと思います。万が一、共架する電柱に遺漏が出たらどうなるのかと、こういう心配もされますので、もう一度きっちりこの件については襟を正して、新しい議会に提出するべきだと思っんで、今回は私は反対をいたします。どうぞ皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、これにて討論を終結いたします。

これから、議案第8号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立少数)

○議長 起立少数です。

したがって、議案第8号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約については否決されました。

11 番、長谷沼清吉君ほか6名から、意見書案の提出があります。この取り扱いについて直ちに議会運営委員会を開催し協議してください。

暫時休議します。(15時46分)

○議長 再開します。(15時55分)

お諮りします。

ただいま、11 番、長谷沼清吉君ほか6名から、意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書を追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。提出者は清野興一、長谷川徳喜、渡部昌、清野佐一、多賀剛、清野邦夫、それと私であります。提出先は内閣総理大臣、経済産業大臣であります。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

原発事故の早期収束、福島県原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書。

福島県民は、3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波の被害に加え、東京電力福島原発事故によって、三重にも四重にも苦しめられている。今回の事故は想定外の自然災害ではない。地震と津波によって冷却設備が機能しなくなり、重大事故に陥る危険性は、くり返し指摘されてきたことである。今回の事故は、この指摘を真剣に検討していれば防げた人災である。

今、何よりの願いは、一刻も早い事故の収束である。そのために国も東京電力も、すべての情報を明らかにし、内外の英知を集結してあらゆる手だてを尽くすべきである。そして、これだけ福島県民を苦しめている原子力発電所はもう福島県にはいない。ドイツの太陽光発電量は、福島第1原発1号機の25基分にもおよぶ。いまこそ自然エネルギーへの抜本的転換を真剣に考えるときである。

原発事故により避難生活を強いられている住民はもちろん、県民は放射能被害という先が見えない不安を抱えている。原発事故の影響は、雇用、農業、酪農、漁業、観光、工業



などあらゆる分野に深刻な影響を与えている。風評被害を含むすべての被害と損害について、もれなく充分で速やかな補償をすること、その際、補償の対象を原発からの距離や、放射線量などの数字で線引きせず、被害実態に合わせた全面的で速やかな補償が実施される必要がある。よって、下記事項について、ただちに具体的な手だて、措置をとられるよう強く求めるものである。

記。

一つ、福島原発事故早期収束のため、内外の英知を集結しあらゆる手だてを尽くすこと。

二つ、福島第1、第2原発を廃炉にし、自然エネルギーへの抜本転換を真剣に検討すること。

三つ、福島原発事故にともなって発生したあらゆる被害、損害について、もれなく全面的な補償と賠償を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

皆さんがたのご賛同をお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県の原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、原発事故の早期収束、福島県の原発は廃炉にし、被害、損害の全面補償・賠償を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議会運営委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10、議会広報特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申

し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 6月議会定例会、また任期最後の議会となりました。閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、今議会において熱心にご議論をいただき、まことにありがとうございました。ご議決をいただきました議案につきましては、誠意をもって真剣に執行にあたってまいります。

今議会は任期最後となり、今限りで引退を決意されました議員各位には、長い間の議会活動と今日までの町政進展にご尽力を賜りましたこと、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、再挑戦されます議員各位におかれましては、見事当選の栄に浴され、議会の活性化と町民生活向上のために、一層のご活躍をお祈り申し上げます。

今年度は年度当初から東日本大震災にみまわれ、さらに原発の放射能汚染という複合災害を受け、本町においても被災者受け入れ、風評被害など、その影響は甚大であります。こうした中であって、町民の皆さんのボランティア活動や、地域力の高まりなど、積極的な町政に参画する姿勢、大変ありがたく、非常に心強く感じているところであります。その結果、来る6月19日の奥川健康マラソンには、1,119名という大会史上最高の参加者となりました。がんばろう日本チャリティ大会の成功に向けてのスローガンに、ぜひ議員各位にもご参加をお願い申し上げます。

この際、町内小中学校における放射線量測定値の状況について報告を申し上げます。6月1日より、全小中学校において測定いたしておりますが、最近の1週間の結果は、1時間あたり0.07から0.13マイクロシーベルトの範囲で推移しております。今後8月末まで継続して国に報告することになっております。また、プールの水質検査につきましても、ご議決を賜りましたことから、国県に先がけ、町単独でさっそく実施してまいります。こうした本町児童生徒の安全安心に向け、万全を期していきたいと考えております。

結びになりますが、いよいよこれから梅雨を迎え、蒸し暑さも増してまいります。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ますますのご活躍と町政へのご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長 今期定例会は、去る6月10日の開会以来、6日間にわたり平成23年度一般会計補正予算をはじめ多数の重要案件についてご審議を賜りましたが、1議案を除き原案のと

おり議決成立を見ました。会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

議場において皆さんと同じ顔を会わせることも本日をもって最後になるものと思われまので、一言ごあいさつ申し上げます。

この4年間で振り返りますとき、病気で同僚議員が亡くなるなど悲しみもありました。また一般質問における一問一答方式の導入を含めた議会改革の取り組みや、議会基本条例に関する調査など、議会運営が円滑に本日までまいりましたことは、皆さんのご協力の賜物と、議長として深く御礼申し上げ、皆さんとともに喜びたいと思います。

来る6月30日をもって任期が満了するのでありますが、町議選に出馬されない議員各位におかれましては、今後ますます健康にご留意されまして、西会津町発展のため、今後ともご指導ご協力あらんことを切に申し上げる次第であります。さらに今回、町議選に再出馬を予定されている議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、格段のご努力、ご奮闘をされ、明るく正しい選挙活動のもと、見事当選をせられ、再び本議場で全員顔を会わせられますことを衷心より念願いたす次第であります。

また町長はじめ町当局各位には、今後ともますますご健勝で、町政の進展に格段のご努力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。閉会の言葉といたします。

これをもって平成23年第4回西会津町議会定例会を閉会します。(16時11分)

以上会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月15日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員